

第6編

資料編

目 次

| | | |
|------|--------------------------------|----|
| 1 | 防災活動体制に関する資料 | 1 |
| 1-1 | 城里町防災会議条例 | 1 |
| 1-2 | 城里町防災会議条例施行規則 | 3 |
| 1-3 | 城里町災害対策本部条例 | 5 |
| 1-4 | 城里町災害対策本部条例施行規則 | 6 |
| 2 | 協定及び広域応援に関する資料 | 8 |
| 2-1 | 主な協定一覧 | 8 |
| 2-2 | 災害時等の相互応援に関する協定 | 10 |
| 2-3 | 災害時等の相互応援に関する協定実施細目 | 12 |
| 2-4 | 茨城県広域消防相互応援協定書 | 13 |
| 2-5 | 消防相互応援協定 | 16 |
| 2-6 | 災害等における応急措置及び応急復旧の協力に関する協定 | 18 |
| 2-7 | 災害救助に必要な物資の調達に関する協定 | 20 |
| 2-8 | 災害時における生活必需物資の供給協力等に関する協定 | 23 |
| 2-9 | 災害時における生活必需物資の供給協力等に関する協定書運用要綱 | 25 |
| 2-10 | 災害時における応急対策業務に関する協定書 | 26 |
| 2-11 | 災害時等における支援協力に関する協定書 | 28 |
| 2-12 | 城里町と郵便局との地域における協力に関する協定書 | 30 |
| 2-13 | 江戸川区と城里町における災害時相互支援に関する協定書 | 32 |
| 2-14 | 原子力災害時における城里町民の広域避難に関する協定書 | 34 |
| 2-15 | 災害時における支援協力に関する協定書 | 36 |
| 2-16 | 災害時における放送要請に関する協定書 | 38 |
| 2-17 | 災害時の医療救護に関する協定 | 41 |
| 2-18 | 災害時の歯科医療救護についての協定 | 44 |
| 2-19 | 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書 | 48 |
| 2-20 | 災害時における支援協力に関する協定書 | 50 |
| 3 | 気象警報・注意報発表基準一覧表 | 52 |
| 4 | 情報通信に関する資料 | 54 |
| 4-1 | 城里町防災行政無線局管理運用規程 | 54 |
| 4-2 | 無線子局所在地 | 57 |
| 4-3 | 非常・緊急用電報の内容等 | 59 |
| 4-4 | 災害時優先指定回線リスト | 60 |
| 4-5 | 特設公衆電話設置個所一覧 | 61 |
| 4-6 | 放送事業者への避難勧告等の連絡方法について | 62 |

| | | |
|------|----------------------------------|-----|
| 5 | 避難に関する資料..... | 64 |
| 5-1 | 避難所一覧..... | 64 |
| 6 | 危険箇所に関する資料..... | 66 |
| 6-1 | 土石流危険溪流..... | 66 |
| 6-2 | 急傾斜地崩壊危険箇所..... | 68 |
| 6-3 | 地すべり危険箇所..... | 70 |
| 6-4 | 土砂災害危険箇所図..... | 71 |
| 6-5 | 民有林における山腹崩壊危険地区..... | 96 |
| 6-6 | 民有林における地すべり危険地区..... | 96 |
| 6-7 | 民有林における崩壊土砂流出危険地区..... | 97 |
| 6-8 | ため池一覧..... | 98 |
| 7 | 輸送に関する資料..... | 100 |
| 7-1 | 道路及び橋梁の現況..... | 100 |
| 7-2 | 緊急輸送道路一覧..... | 101 |
| 7-3 | 公用車一覧..... | 102 |
| 7-4 | 茨城県防災ヘリコプター応援要綱..... | 105 |
| 7-5 | 防災航空隊離発着場..... | 106 |
| 7-6 | 物資集積場所一覧..... | 107 |
| 8 | 医療救護に関する資料..... | 108 |
| 8-1 | 災害拠点病院..... | 108 |
| 8-2 | 医療機関一覧..... | 108 |
| 8-3 | DMA T 指定医療機関..... | 109 |
| 8-4 | 医療救護所設置予定場所..... | 110 |
| 8-5 | 医薬品等を調達する販売業者一覧..... | 111 |
| 8-6 | 社会福祉施設等一覧..... | 112 |
| 9 | 保健・衛生に関する資料..... | 113 |
| 9-1 | 応急給水資器材等一覧..... | 113 |
| 9-2 | 給水拠点及び給水能力..... | 113 |
| 9-3 | 城里町指定水道工事事業者一覧..... | 114 |
| 9-4 | 公共下水道・農業集落排水設備指定工事店一覧..... | 121 |
| 9-5 | 一般廃棄物収集運搬許可業者一覧（平成 30 年度現在）..... | 124 |
| 9-6 | ごみ焼却施設..... | 125 |
| 9-7 | 粗大ごみ処理施設..... | 125 |
| 9-8 | し尿処理施設..... | 125 |
| 10 | 消防・水防に関する資料..... | 126 |
| 10-1 | 消防団員数..... | 126 |

| | | |
|------|---------------------------------|-----|
| 10-2 | 消防団管轄区域 | 127 |
| 10-3 | 自主防災組織一覧 | 128 |
| 10-4 | 危険物等施設の状況 | 129 |
| 10-5 | 火薬等取締対象施設の現況 | 130 |
| 11 | 水防に関する資料 | 131 |
| 11-1 | 城里町水防協議会条例 | 131 |
| 12 | ボランティアに関する資料 | 132 |
| 12-1 | ボランティア現地・支援本部のフローチャート | 132 |
| 13 | 食糧・備蓄等に関する資料 | 133 |
| 13-1 | 公的備蓄物資の保管状況 | 133 |
| 13-2 | 応急仮設住宅建設予定場所 | 134 |
| 14 | 災害救助に関する資料 | 135 |
| 14-1 | 茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表 | 135 |
| 14-2 | 被害の判定基準 | 139 |
| 15 | 文教に関する資料 | 142 |
| 15-1 | 町指定文化財一覧 | 142 |
| 15-2 | 埋蔵文化財一覧 | 145 |
| 16 | 地震に関する資料 | 148 |
| 16-1 | 気象庁震度階級関連解説表 | 148 |

1 防災活動体制に関する資料

1-1 城里町防災会議条例

平成17年2月1日 条例第17号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、城里町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 城里町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は次の各号に掲げる者をもって充て、定数は当該各号に定めるところによる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者 3人以内
 - (2) 茨城県の知事の部内の職員及び自衛隊の職員のうちから町長が任命する者 5人以内
 - (3) 茨城県警の警察官のうちから町長が任命する者 1人
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者 6人以内
 - (5) 教育長 1人
 - (6) 消防団長 1人
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者 2人以内

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、茨城県の職員、町の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年2月1日から施行する。

1 - 2 城里町防災会議条例施行規則

平成17年2月1日 規則 第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、城里町防災会議条例（平成17年城里町条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 防災会議は、会長が招集する。

2 会長は、防災会議の議長となる。

(代理出席)

第3条 委員は、やむを得ない事情により防災会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 前項の代理者は、委員とみなす。

(専決処分)

第4条 防災会議を招集するいとまがないと認めるとき、その他やむを得ない事情により防災会議を招集することができないときは、防災会議が処理すべき事項を会長において専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、会長は、次の会議に報告しなければならない。

(議事)

第5条 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、議決に加わることができない。

(会議録)

第6条 会長は、会議録を作成し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の職名及び氏名
- (3) 会議の経過
- (4) 議決事項
- (5) その他参考事項

2 会議録には、議長及び議長が会議において指名した委員2人が署名しなければならない。

(委員の任期)

第7条 特定の地位又はその職により任命された委員の任期は、当該地位又はその職にある期間とする。

2 前項の委員で勤務所の異動等により変更があった場合は、後任者の職氏名及び異動年

月日を直ちに会長へ報告するものとする。

(庶務)

第8条 防災会議の庶務は、総務課において処理する。

附 則

この規則は、平成17年2月1日から施行する。

1 - 3 城里町災害対策本部条例

平成17年2月1日 条例 第18号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、城里町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(班)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に班を置くことができる。

2 班に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 班に班長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 班長は、班の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成17年2月1日から施行する。

1 - 4 城里町災害対策本部条例施行規則

平成17年2月1日 規則 第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、城里町災害対策本部条例（平成17年城里町条例第18号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、城里町災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 条例第2条の災害対策本部長（以下「本部長」という。）は町長、災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は副町長、教育長及び消防団長をもって充てる。

2 本部に次の班を置く。

- (1) 総括班
- (2) 調達班
- (3) 避難誘導班
- (4) 医療救護班
- (5) 応急復旧班
- (6) 給水班
- (7) 文教班
- (8) 支所班
- (9) 消防班（消防団）

(事務分掌)

第3条 本部及び各班の事務分掌は、別表のとおりとする。各班は相互の協力に努めるものとする。

(班長の職務)

第4条 班に班長を置き、関係課等の長をもって充てる。

2 班長は、本部長及び副本部長を補佐し、災害対策について必要な助言及び協力並びに救助及び予防を行い、班の事務を処理し、班員を指揮監督する。

3 班長に事故があるときは、あらかじめ班内の班員のうちから班長の指名する職員が兼ねてその職務を代理する。

(本部の設置)

第5条 本部を設置する場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用される災害が発生したとき。
- (3) 茨城県災害対策本部城里地方本部が設置されたとき。
- (4) その他本部長が必要と認めたとき。

(活動体制)

第6条 本部が災害対策のため活動を行う体制は、災害の状況に応じ次の2段階とする。

- (1) 警戒体制 非常災害発生のおそれがあるとき。
- (2) 非常体制 広範な地域にわたる災害が発生し、又は大きな災害が発生するとき。

(本部会議)

第7条 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、災害に関する総合対策その他防災に関する重要な事項について協議する。

2 本部会議は、必要の都度本部長が招集する。

(本部の解散)

第8条 本部を解散する場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 災害発生のおそれが解消したとき。
- (2) 災害応急対策が概ね完了したとき。
- (3) その他本部長が適当と認めたとき。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年2月1日から施行する。

別表(第3条関係)〔略〕

2 協定及び広域応援に関する資料

2-1 主な協定一覧

| 協定名称 | 協定締結先 | 備考 |
|---------------------------------|---|-----|
| 消防相互応援協定書 | 芳賀地区広域行政事務組合、水戸市 | 消防 |
| 茨城県広域消防相互応援協定書 | 県内消防本部 | 消防 |
| 災害時等の相互応援に関する協定 | 茨城県町村会 | 復旧 |
| 廃棄物と環境を考える協議会加盟 団体災害時相互応援協定 | 茨城県北茨城市ほか | 復旧 |
| 災害時等における応急措置及び応 急復旧の協力に関する協定 | 城里町管工事組合 | 復旧 |
| 災害時における支援協力に関する 協定 | 茨城県高圧ガス保安協会水戸支部城里 町ガス部会 | 復旧 |
| 災害時における応急対策業務に関 する協定 | 城里町建設業協会 | 復旧 |
| 城里町災害時協力事業所登録制度 | 町内業者等 | 復旧 |
| 災害時の歯科医療救護についての 協定 | 東西茨城歯科医師会、城里町歯科医師 会 | 医療 |
| 災害時の医療救護に関する協定 | 茨城県県央医師会 | 医療 |
| 災害時における福祉避難所の設置 運営に関する協定 | 社会福祉法人 聖明福社会 | 施設 |
| 災害時における放送要請に関する 協定 | 株式会社茨城放送 | 情報 |
| 災害時用公衆電話の設置・利用に 関する覚書 | 東日本電信電話株式会社茨城支店 | 情報 |
| 災害時における救援物資提供に関 する協定 | 利根コカ・コーラボトリング株式会社 | 物資 |
| 災害救助に必要な物資の調達に関 する協定 | いばらきコープ生活協同組合 | 物資 |
| 災害時における生活必需物資の供 給協力等に関する協定 | 生活協同組合パルシステム茨城 | 物資 |
| 災害時の緊急救援輸送に関する協 定 | 茨城県トラック協会水戸支部 | 輸送 |
| 防災行政無線等による広報に関す る協定 | 東京電力株式会社茨城支店 水戸支 社 ， 東京電力株式会社茨城支店 下 館支社 | その他 |

| | | |
|---------------------------|----------------------|-----|
| 災害時の情報交換に関する協定 | 国土交通省 関東地方整備局 | その他 |
| 災害時における支援協力に関する協定 | 茨城県行政書士会（水戸支部） | その他 |
| 災害時における相互支援に関する協定 | 東京都 江戸川区 | その他 |
| 城里町と郵便局との地域における協力に関する協定 | 水戸中央郵便局・塩子郵便局 | その他 |
| 災害時等における支援協力に関する協定 | 一般社団法人スカイガード | その他 |
| 原子力災害時における城里町民の広域避難に関する協定 | 益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町 | その他 |

2-2 災害時等の相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定の趣旨に基づき、県内で暴風、豪雨、地震等による災害が発生し、被災市町村独自では十分な応急措置が実施できないときに、市町村相互間の応援を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(連絡窓口)

第2条 市町村は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときには、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次の通りとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫・施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両、船艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第4条 市町村が応援を要請しようとするときは、次の事項を明らかにして、口頭又は電話により行い、後に文書を速やかに送付するものとする。

- (1) 被害及び被害が予想される状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げるものの品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、応援を受けた市町村が負担するものとする。ただし、必要がある場合には、応援を受けた市町村及び応援を行った市町村が協議して定める事ができる。

2 応援を受けた市町村が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、当該市町村から要請があった場合には、応援を行った市町村は、当該経費を一時繰替え支弁するものとする。

(連絡会議の開催)

第6条 この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じて連絡会議を開催し、生

活必需物資、資器材等提供できる種別・数量など状況の報告をするものとする。

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、市町村が別に消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定により締結した消防の相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定を排除するものではない。

(実施細目)

第8条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、市町村が協議して別に定めるものとする。

第9条 この協定は、平成6年4月1日から効力を生じるものとする。

この協定を証するため、この協定書87通を作成し、各市町村長記名押印のうえ、各1通を保有する。

2-3 災害時等の相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時等の相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第8条の規定に基づき、協定市町村（当該協定を締結した市町村をいう。以下同じ。）相互間の災害時等の相互応援について、必要な事項を定めるものとする。

(連絡窓口)

第2条 協定第2条に規定する連絡窓口は、別記様式第1号に定めておくものとする。

(応援要請)

第3条 協定第4条に規定する応援要請は、別記様式第2号によるものとする。

(応援通報)

第4条 応援要請を受けた市町村長は、応援要請に応ずるときは、生活必需物資並びに資器材等の数量、派遣する人員、車両、出発時刻、到着時刻及び応援の責任者等を、また応援要請に応ずることができないときはその旨を、連絡窓口にて電話等により通報するものとする。

(報告)

第5条 応援を行った市町村長は、応援活動終了後速やかに、応援を受けた市町村長（以下「被災市町村長」という。）へ別記様式第3号により報告を行うものとする。

(経費の請求)

第6条 応援を行った市町村長は、協定第5条の規定に基づき、応援に要した経費を請求するときは、別記様式第4号により被災市町村長へ請求するものとする。

付 則

この実施細目は、協定締結の日から適用する。

別記様式〔略〕

2 - 4 茨城県広域消防相互応援協定書

第一章 総 則

(目的)

第1条 この協定は、大規模かつ広域的な災害に対応するため消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、茨城県下の市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止するための消防相互応援について、必要な事項を定めるものとする。

(協定の区域)

第2条 この協定の実施区域は、協定を締結した市町等（以下「協定市町等」という。）の全域とする。

(対象災害)

第3条 この協定の対象災害は、地震、台風、水火災等の大規模災害又は特殊災害等（以下「大規模災害等」という。）の発生による非常事態時、隣接市町等の区域を越えた広域の応援活動を必要とする災害とする。

第二章 相互 応 援

(応援要請)

第4条 前条に規定する大規模災害等が発生した市町等（以下「被災地市町等」という。）の長又は消防長（以下「被災地市町等の長」という。）は、原則として県を経由して、応援隊の派遣及び資器材等の調達について要請を行うものとする。

2 前項の規定に基づく応援要請に必要な事項は、茨城県消防広域応援基本計画（以下「基本計画」という。）に定めるところによるものとする。

(応援隊の派遣)

第5条 前条の規定により応援要請を受けた協定市町等（以下「応援市町等」という。）の長又は消防長（以下「応援市町等の長」という。）は、特別の事由がない限り、残留消防力に支障のない範囲において応援隊の派遣を行うものとする。

2 前項の規定に基づく応援隊の派遣に必要な事項は、基本計画に定めるところによるものとする。

(消防用資器材等の調達手配)

第6条 応援市町等の長は、被災地市町等の長から消防用資器材等の調達及び輸送について

依頼を受けた場合は、速やかに手配するとともに、その結果を県及び被災地市町等の長に連絡するものとする。

(応援隊の指揮)

第7条 応援隊の指揮は、被災地市町等の長が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、直接隊員に行うことができる。

(報告)

第8条 応援市町等の長は、応援活動の結果を速やかに県及び被災地市町等の長に報告するものとする。

2 被災地市町等の長は、災害活動終了後速やかに災害の概要を県及び応援市町等の長に報告するものとする。

第三章 経費負担

(経費の負担)

第9条 応援出動に要する経費負担については、次の各号に定めるところによる。

(1) 応援市町等が負担する経費

ア 人件費、燃料等の経常的経費

イ 応援職員（消防団員含む。以下同じ。）が応援業務による負傷、疾病、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費

ウ 応援職員が被災地市町等への往復の途中において第三者に損害を与えた場合の賠償費

エ 第6条の規定に基づく、消防職員による輸送及び連絡等に要する経費

(2) 被災地市町等が負担する経費

ア 応援市町等の要請にかかわる救援物資及び第6条に規定する消防用資器材等の調達経費

イ 応援活動が長時間にわたる場合の燃料補給及び食糧並びに消火薬剤等の支給に要する経費

(3) 前各号に定める経費以外の経費については、その都度被災地市町等と応援市町等との間で協議し定めるものとする。

(経費の請求)

第10条 応援市町等の長は、応援に要した経費を請求するときは、経費請求書（別記様式）により、被災地市町等の長へ請求するものとする。

第四章 雑 則

(他協定との関係)

第11条 この協定は、市町等の長が別に消防組織法第39条により締結している消防の相互応援に関する他の協定を排除するものではない。

(疑 義)

第12条 この協定について疑義が生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市町等の長が協議して決定するものとする。

(協定書の保管)

第13条 この協定を証するため、協定市町等の長は、それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

付 則

この協定は、平成29年3月6日から効力を生ずる。

従前の茨城県広域消防相互応援協定は廃止する。

別記様式〔略〕

2-5 消防相互応援協定

消 防 相 互 応 援 協 定 書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条第2項の規定に基づき、芳賀地区広域行政事務組合(以下「甲」という。)と城里町から消防事務の委託を受けた水戸市(以下「乙」という。)との間において、消防相互応援協定に関し必要な事項を定め、もって消防業務の円滑な運営を図ることを目的とする。

(応援区域)

第2条 この協定による応援区域は、甲の管轄区域のうち茂木町の区域又は乙の管轄区域のうち城里町(以下「丙」という。)の区域とする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 大規模な火災又はその他特殊災害の場合
- (2) 甲の管轄区域のうち茂木町の区域と乙の管轄区域のうち丙の区域との境界地域に発生した災害の場合

(応援派遣)

第4条 甲又は乙の長は、第1条の目的を達成するため、甲又は乙の長から応援の要請があった場合は、相互に消防隊、救助隊又は救急隊(以下「消防隊等」という。)の派遣を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、災害発生位置が隣接の甲又は乙の消防署等に近接していること等により、災害の活動効果が大なるものと判断される場合は、応援要請を待たずに消防隊等の派遣をすることが出来るものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、応援側の行政区域又は管轄区域内で災害が発生したとき、その他やむを得ない事情があるときは、消防隊等を派遣しないことが出来るものとする。この場合において、甲又は乙の長は、本条第1項の規定により応援要請をした甲又は乙の長にその旨を通報しなければならない。

(応援要請手続)

第5条 甲又は乙の長は、応援の要請をしようとするときは、次に掲げる事項を明確にして行うものとする。

- (1) 災害発生場所及び災害の概要
- (2) 応援を要する消防隊等の種類及び数
- (3) 活動内容及び集結場所
- (4) 機械器具、消火薬剤等の種別、数量等
- (5) 誘導員又は担当責任者

- (6) 使用無線周波数（全国共通波）
- (7) その他必要と認める事項

（応援態勢）

第6条 応援の出動隊数等は、通報又は要請の内容、消防力及び消防事象の実情等に即して応援を行う甲又は乙の消防長が決定するものとする。

（応援隊の指揮）

第7条 応援隊の指揮は、次によるものとする。

- (1) 受援側の消防長（消防署長）又は、現場最高指揮者とする。
- (2) 指揮は、応援隊の最高指揮者に対して行うことを原則とする。

（活動完了報告）

第8条 甲又は乙の長は、応援により消防隊等を出動させた場合において、当該消防隊等の活動が終了したときは、その結果を速やかに災害応援活動状況報告書（別記様式）により、応援を受けた甲又は乙の長に報告するものとする。

（応援に要する経費）

第9条 応援に要する経費については、次に掲げる方法により処理するものとする。

- (1) 応援により使用した化学消火剤、現場における燃料補給及び給食については、原則として受援側の負担とする。
- (2) 応援隊の出動手当、軽微な機械器具及び被服等の修繕に要する経費は、応援側の負担とする。
- (3) 応援に際し生じた重大な機械器具等の修繕に要する経費、消防隊員の公務災害補償等に要する経費又は前各号以外の経費については、関係当事者間で、その都度協議の上決定する。

（情報交換）

第10条 甲又は乙は、この協定の適正な運用を期するために必要な各種消防情報等を相互に交換するものとする。

（その他）

第11条 この協定に規定していない事項、又は疑義が生じたときは、その都度協議するものとする。

以上のおり協定した証として、この証書3通を作成し、甲・乙・丙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年9月5日

記名押印〔略〕

2-6 災害等における応急措置及び応急復旧の協力に関する協定

城里町（以下「甲」という。）と城里町管工事業協同組合（以下「乙」という。）は、震災、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合の応急措置及び応急復旧（以下「応急活動」という。）の協力について、地域防災計画に定める予防対策の趣旨に基づき次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、城里町において災害により市民生活に被害が及んだとき又はそのおそれがあるとき、甲乙協力して応急活動を迅速に実施するために必要な事項を定める。

（対象とする災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法第2条第1号に定める災害のほか、甲が認定する災害とする。

（協力要請）

第3条 甲は、災害が発生した場合において、乙に対し、応急活動の協力を要請することができるものとする。

（協力の要請内容）

第4条 甲が乙に応急活動の協力を要請する内容は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 水道施設の応急給水、復旧
- (2) 浸水地域の内水排水
- (3) 土のうの作成、運搬及び土のう積み
- (4) 障害物の除去、解体及び運搬
- (5) その他甲が必要と認めること

（要請の手続き）

第5条 甲は、次に掲げる事項を明らかにした文書により、乙に応援を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を要する理由
- (2) 応援を必要とする人員、資機材等
- (3) 応援を必要とする場所
- (4) 応援を必要とする活動内容の概要
- (5) その他必要な事項

（応援）

第6条 乙は、前条の規定により応援の要請を受けたときは、速やかに応急活動を行うための体制を整えて、必要な人員、資機材等を確保し、甲の応急活動に協力するものとする。

2 前項の規定に基づき出動した乙の組合員は、甲の指示により応急活動に従事するものとする。

(経費負担)

第7条 乙が、この協定に基づく協力のために要した次の経費については、甲が負担するものとする。

- (1) 応急活動用車両等機械の借上費
- (2) 輸送費及び人件費
- (3) 応急活動に使用した乙及び乙の組合員の保有する資材費
- (4) その他応急活動に必要と認められる経費

(支払い)

第8条 応急活動に要する経費は、乙が応急活動に参加した乙の組合員を集約のうえ、一括して甲に請求するものとする。

2 応急活動に要する経費の算定については、甲の定める積算基準に基づき算出するものとする。

(報告)

第9条 乙は、この協定による応急措置に出動させることができる人員、提供できる機材等の状況について、毎年4月末日までに甲に対し、文書で報告するものとする。ただし、甲が必要と認めたときは随時報告するものとする。

2 乙は、組合長及び組合員に変更が生じたときは、速やかに甲に報告するものとする。

3 乙は、応急作業を実施した場合は、甲に対しその状況を速やかに報告するものとする。

(訓練)

第10条 甲及び乙は、災害発生時における応急活動を速やかに行えるよう必要に応じて訓練を実施するものとする。

(協定の期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前1ヵ月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、期間終了の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成23年7月21日

記名押印[略]

2-7 災害救助に必要な物資の調達に関する協定

城里町（以下「甲」という。）と いばらきコープ生活協同組合（以下「乙」という。）とは、災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において被災者を救援するため、物資の調達及びボランティア活動への支援を円滑に行い、もって町民生活の安定に寄与することを目的とする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定は、原則として甲が災害対策本部を設置し、要請を行ったときを持って発効する。

（要請）

第3条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができるものとする。

- (1) 町内に災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき。
- (2) 町外の災害救助のため、茨城県又は近隣市町村から物資の調達の斡旋を要請されたとき。
- (3) その他町長が特に必要と認めるとき。

2 甲は必要に応じて乙に対して輸送業務について協力を要請することができる。

（物資供給の協力実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有物資の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（物資の範囲）

第5条 甲が乙に供給を要請する物資は、被害の状況に応じ原則として別表1に掲げるものとする。

（物資の供給要請手続等）

第6条 第3条の規定による甲の要請（以下「要請」という。）は、文書（様式第1号）により行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがないときには、口頭により要請し、事後速やかに文書を交付するものとする。

2 乙は、要請を受けたときは、その要請事項について速やかに措置し、その措置状況を甲に文書（様式第2号又は乙の納品書）をもって連絡するものとする。

3 緊急時における物資調達等の伝達経路は別表2のとおりとする。

(物資の運搬)

第7条 物資の運搬は、乙又は乙の指定するものが行うものとする。また甲は、乙に対して必要に応じて運搬の協力を求めることができる。

(物資の引渡)

第8条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は、引渡場所へ職員を派遣し、要請に係わる物資を確認のうえ、乙から引渡を受けるものとする。

(物資の価格)

第9条 物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格とする。

2 乙が引渡のための輸送を行った費用については甲がその実費を負担するものとする。

(代金の支払い)

第10条 甲は、引き取った物資の代金を乙からの請求書を受理した後、遅滞無く支払うものとする。

(ボランティア活動への支援)

第11条 乙は、乙の組合員に対し、災害ボランティア活動への参加協力を積極的に推進し、甲が災害時に実施する救急対策事業を支援するものとする。

2 甲は、乙のボランティア養成に対して必要な協力を行うものとする

(従事者の損害補償)

第12条 甲は、第3条に規定する業務に従事した乙の雇用する者について、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、災害対策基本法（昭和36年法律223号）第84条第1項の規定に基づき、市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和50年組合条例第25号）の例によりその損害を補償する。ただし、当該従事者が他の法令により治療その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの金額を限度において損害補償の責を免れる。

(情報の交換)

第13条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう必要に応じて情報交換を行うものとする。

(協議事項)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定は、平成24年8月25日から適用するものとし、甲乙いずれかからこの協定を終了する旨の申出がない限り、継続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年8月24日

記名押印[略]

2-8 災害時における生活必需物資の供給協力等に関する協定

城里町（以下「甲」という。）と生活協同組合パルシステム茨城（以下「乙」という。）は、城里町域で地震等の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、町民生活の早期安定と復興に対して果たす役割の重要性を認識し、被災者に対する円滑な救援活動その他必要な支援を相互に協力して行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において甲が被災者に対する救援活動等を支援するため、乙は生活必需物資の調達及び安定供給、物価等の生活情報の収集・提供活動等を積極的に行い、もって町民生活の安定に寄与することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は災害が発生した場合においては、生活必需物資を調達する必要がある場合と認めるときは、乙に対し、その保有する生活必需物資の供給を要請することができる。

2 前項の要請は文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（生活必需物資の範囲と調達）

第3条 甲が乙に供給を要請する生活必需物資は、食料品類・日用雑貨品類で、災害の状況により甲が生活必需物資を判断し要請するものとする。

2 乙は要請に応じて生活必需物資の調達を行うが、品目、数量等が揃わずとも調達できた物資を供給するものとする。

（運搬）

第4条 生活必需物資の運搬については、甲が乙に要請するものとする。ただし、必要に応じて、甲が指定するものを行うことができる。

2 生活必需物資の運搬先は、原則として甲が指定する場所とする。

（経費の負担）

第5条 前条の規定により、乙が提供した生活必需物資の代価及び乙が運搬等の協力を行った場合の経費については、甲が負担するものとする。

（広域的な支援体制の整備）

第6条 乙は、乙の事業区域以外の生活協同組合との間での連携を強化し、生活協同組合相互支援協定の締結等広域的な支援が受けられるよう体制の整備に努め、甲は乙に対して必要な協力を行うものとする。

(協議)

第7条 この協定の実施に関して必要事項は、甲及び乙の両者が協議して定める。

(期間)

第8条 この協定は、甲乙いずれかから協定を終了する旨の申し出がない限り継続するものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年8月24日

記名押印[略]

2-9 災害時における生活必需物資の供給協力等に関する協定書運用要綱

1 目的

城里町（以下「甲」という。）と生活協同組合パルシステム茨城（以下「乙」という。）は、協定書締結内容を迅速かつ円滑に運用するため、運用要綱を定める。

2 協力の範囲

城里町において地震等による災害が発生した場合とする。

3 要請内容

(1) 要請時期

災害等発生後、甲が必要と認めた場合に、乙へ要請する。

(2) 要請方法

甲は、文書（様式1号）を用いて要請する。

ただし、休日夜間または緊急等やむを得ない状況である場合は、口頭による要請を行い、事後速やかに文書（様式1号）を提出する。

4 連絡体制

別図「連絡体制図」に基づき、甲及び乙相互に行う。

5 運用責任者

(1) 甲 原則として、城里町役場総務課長とする。

(2) 乙 原則として、生活協同組合パルシステム茨城総務部長とする。

6 平常時からの連絡

平常時から甲及び乙は相互に情報交換を行い、本要綱の記載事項に見直しまたは修正の必要が生じた場合は、その都度見直しまたは修正を行う。

また、連絡体制図は年1回以上相互確認を行い、必要に応じて氏名、電話番号の変更を行う。なお、本運用要綱は甲及び乙各自が1部保有し、運用する。

7 協議

この要綱に定めのない事項または疑義が生じた場合は、甲及び乙の両者が協議して定める。

【附則】

本運用要綱は、協定書締結日から適用する。

2-10 災害時における応急対策業務に関する協定書

城里町建設業協会会長松崎 信一（以下「甲」という。）と城里町長上遠野修（以下「乙」という。）は、風水害・地震・その他の災害（以下「災害等」という。）が発生する恐れがある場合及び災害が発生した場合の、災害応急対策業務の実施（以下「応急対策業務」という。）に関して次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において乙の管理する道路、河川等の公共土木施設（以下「公共土木施設」という。）の機能確保及び回復のため、甲の協力を得て障害物の除去及び交通規制措置、応急工事等の応急対策業務を迅速かつ的確にできるよう、必要な基本的事項を定める。

（応急対策業務実施者）

第2条 甲は、応急対策業務を円滑に実施するため、乙と協議のうえ、甲に加入する建設業者（以下「建設業者」という。）の担当区間又は地域をあらかじめ定めるものとする。ただし、災害の状況その他の理由によりやむを得ない事情が発生したときは、担当区間又は地域を変更することができる。

（出動の要請）

第3条 乙は、第1条の目的を達成するため、次に定める基準により応急対策業務を実施する必要があると認めた場合は、建設業者に出動を要請するものとする。

[要請基準]

ア 災害が発生又は予想され、町民の安全及び生活環境に深刻な影響を及ぼす恐れがあると認められる場合。

イ 地震により災害が発生した場合。

ウ その他乙が特に必要と認めた場合。（局地的豪雨、豪雪等）

（活動）

第4条 建設業者は、応急対策業務の必要があると認めたときは、その状況を乙に連絡し、乙の指示により必要な対策を講ずるものとする。

（報告）

第5条 応急対策業務に出動した建設業者は、被害状況を速やかに乙に連絡するものとする。
2 建設業者は、応急対策業務を実施したときは、活動状況を乙に報告するものとする。

(経費の負担)

第6条 第4条の活動に要した経費は、乙が負担し、建設業者に支払うものとする。

2 経費は前条第2項の報告に基づき、災害発生時における当該地域における通常の実費用を基準として積算した額とする。

(補償)

第7条 この協定に基づいて従事した者（以下「従事者」という。）がその業務において、負傷もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、原則として、従事者の雇用者の責任において行うものとする。

(協定の効力及び更新)

第8条 この協定は、締結の日の属する年度の3月31日をもって終了するものとする。ただし、終了日前30日までに、甲又は乙がそれぞれ相手方に文書をもって、協定を延長しない旨の通知を行わない場合には、この協定は1年間更新されたものとみなす。また、更新された協定をさらに更新する場合も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項、及びこの協定に関し疑義を生じた事項は、その都度甲、乙協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため、協定書2通を作成し、甲乙両者が署名押印のうえ各自1通を保有する。

平成30年3月8日

記名押印[略]

2-11 災害時等における支援協力に関する協定書

城里町（以下「甲」という。）と一般社団法人スカイガード（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震、暴風雨、洪水その他の災害時（以下、「災害時」という。）において、甲が第三者機関から協力依頼を受けた場合及び災害を想定した訓練（以下、「災害及び訓練」という。）においての支援活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 甲、乙は、災害時において、甲の要請に基づき乙が実施する無人航空機の運用（以下、併せて「本業務」という。）について、円滑かつ適切に実施するために本協定を締結する。

（緊急時の協力依頼）

第2条 甲は、口頭または、メール等により協力を要請することができる。ただし、緊急を要する場合は、乙からの求めによって、自動要請も甲に不利益とならない範囲で可能とする。

（業務の実施範囲）

第3条 業務の実施範囲は、甲が災害及び訓練とその他緊急的な調査を必要とする業務に対応する範囲をいう。

（業務の内容）

第4条 甲が乙に支援協力を要請する内容は以下のとおりとする。

- (1) 災害対応に必要な映像・画像等の情報収集に関すること
- (2) 災害地図作成等の災害支援に関すること
- (3) 災害時対応のための技術指導、連携に関すること
- (4) その他必要な事項については甲、乙協議のうえ決定すること

2 乙は、甲から要請を受けた場合は、必要な人員、無人航空機及び資機材等を調達し、協力の要請に可能な範囲で応じるものとする。

3 乙は、第1項の要請を受けて活動するときは、関係法令を遵守するとともに甲の指示に従うものとする。

（報告）

第5条 乙は、本業務を実施した場合、報告書（任意様式）により甲の定める期限までに報告を行う。

(映像等の所有権)

第6条 本協定の活動により取得した映像や画像等の所有権及び著作権は、甲に帰属するものとする。

(費用負担)

第7条 第3条の規定に基づき要した経費は、甲と乙で協議し都度定める他、交通費、宿泊費及び消耗品費は最低限保証するものとする。

(秘密の保持)

第8条 乙は、支援上知り得た甲又は第三者機関の秘密を洩らさないようにしなくてはならない。支援終了後もまた同様とする。

(損害の負担)

第9条 この協定に基づき実施した協力に伴って、相互の責めに帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は業務に必要な資機材に損害が生じた場合は、その事実後遅滞なくその状況を報告し、その処理について協議する。

(有効期間)

第10条 この協定期間は、協定の日から平成31年3月31日までの期間とする。ただし、期間満了の1箇月前までにいずれからも申し出がないときは、この協定は更新されたものとし、1年間延長し、その後も同様とする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、相互が協議してこれを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、相互が記名捺印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成30年7月20日

記名押印[略]

2-12 城里町と郵便局との地域における協力に関する協定書

城里町（以下「甲」という。）と別添に掲げる郵便局（以下「乙」という。）は、次のとおり、地域における相互の協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

なお、本協定については乙を代表として水戸中央郵便局及び塩子郵便局が締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携協力により、相互の資源を活用し、地域の発展と町民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携協力する事項）

第2条 第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、業務に支障のない範囲で連携協力するものとする。

- (1) 町民の安全・安心の確保に関すること。
- (2) 子供の健全育成に関すること。
- (3) 町内の生活環境の保全に関すること。
- (4) 地域活性化に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲及び乙が必要と認める事項に関すること。

2 甲と乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、必要に応じて協議するものとする。

（免責）

第3条 乙は、前条第1項の規定による協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（甲の役割）

第4条 甲は、城里町民に対し、本協定の趣旨を周知するとともに、第2条第1項各号に定める事項の実施にあたり、乙と町民との連携が必要な場合は、助言等必要な支援を行なうものとする。

（乙の役割）

第5条 乙は、乙の社員に対し、本協定の趣旨を周知するとともに、日常業務に支障のない範囲で、第2条第1項各号に定める事項について取り組むものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、本協定を更新するものとし、以降もまた同様とする。

(守秘義務)

第7条 甲及び乙は、連携協力事項の検討・実施により知り得た相手方の秘密情報（相手方から秘密として指定された情報をいう。）を相手方の承諾なしに、第三者に開示又は提供等してはならない。なお、情報の開示又は提供等に当たっては、法令及び条例の定めるところによるものとする。

2 甲及び乙は、本協定が前条に定める有効期間の満了により効力を失った後も、前項による秘密保持の義務を負う。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、水戸中央郵便局長及び塩子郵便局長が当該郵便局の代表として城里町とともに署名の上、各1通を保有する。

平成29年9月19日

記名押印[略]

別 添

協力郵便局一覧

| 郵便局 | 所在地 | 電話番号 | 備考 |
|---------|-------------------|--------------------------------------|----------------------------------|
| 水戸中央郵便局 | 水戸市三の丸 1-4-29 | 029-221-3724 029-221-2700 (直通) | 月曜から金曜 (祝日を除く) 8時から17時まで |
| | | 029-224-7138 (代表) | 日曜から土曜の 毎日(祝日含む) 8時から20時まで |
| 塩子郵便局 | 東茨城郡城里町塩子 3421-1 | 0296-88-2001 | |
| 石塚郵便局 | 東茨城郡城里町石塚 2212-3 | 029-288-2345 | |
| 阿波山郵便局 | 東茨城郡城里町阿波山 1020-1 | 029-289-2001 | |
| 岩船郵便局 | 東茨城郡城里町孫根 461-5 | 029-289-2016 | |
| 徳蔵郵便局 | 東茨城郡城里町徳蔵 779-1 | 0296-88-3201 | |

2-13 江戸川区と城里町における災害時相互支援に関する協定書

江戸川区と城里町（以下「協定自治体」という。）は、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第2条第1号及び第2号に規定する原子力災害をいう。）が発生した場合に、被災した協定自治体に対する応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、相互の支援体制について次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（支援の内容）

第1条 支援の種類及び内容は、次に掲げるとおりとする。

（連携協力する事項）

第2条 第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、業務に支障のない範囲で連携協力するものとする。

- (1) 応急対策等に必要の職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- (3) 応急対策等に必要の資機材の提供
- (4) 被災者及び避難者の受け入れ
- (5) ボランティアの調整等 → 自治体間の支援事項ではなく、それぞれの自治体がボランティアの申し入れについて対応すべき事項と考えています。
- (6) 災害時の情報発信協力
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（支援の手続き）

第3条 支援を要請された協定自治体は、要請内容に従って支援するよう努めるものとする。

（支援の自主出動）

第4条 大規模災害の発生により、被災した協定自治体が支援要請の手続きを速やかにできない場合においては、自主的判断に基づき支援できるものとする。

2 自主的に支援を行った協定自治体は、支援内容等を被災した協定自治体に速やかに連絡するとともに、災害に係る情報を収集し、被災した協定自治体に提供するものとする。ただし、連絡が困難な場合は、事前に通知することを要しない。

（支援経費の負担）

第5条 支援に要した経費は、原則として支援を要請した側の自治体の負担とする。ただし、これにより難い場合及び第4条第1項の規定に基づく支援に要した経費の負担は、協定自治体が協議のうえ決定するものとする。

(災害補償)

第6条 第1条に定める応急対策等に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合においては、本人又はその遺族に対する災害補償は、支援する自治体が負うものとする。

(連絡責任者)

第7条 第2条の規定による支援の手続きを、緊急時において確実かつ円滑に行うため、協定自治体に連絡責任者を置くものとする。

(体制の整備)

第8条 協定自治体は、協定に基づく支援を円滑に行うため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第9条 協定の実施に関し、必要な事項及び協定に定めのない事項は、協定自治体が協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第10条 協定は、協定を締結した日から効力を生じる。

この協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、協定自治体署名のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成27年11月20日

記名押印[略]

2-14 原子力災害時における城里町民の広域避難に関する協定書

栃木県益子町、茂木町、市貝町、芳賀町及び高根沢町（以下「避難受入町」という。）と茨城県城里町（以下「城里町」という。）とは、周辺地域において原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「原子力災害時等」という。）における城里町から避難受入町への広域避難（以下「広域避難」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、避難受入町及び城里町が原子力災害時等に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第86条の9の規定及び茨城県広域避難計画に基づき行う広域避難を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（広域避難の基本的事項）

第2条 原子力災害時等で城里町民の生命若しくは身体を原子力災害から保護するため、城里町長が広域避難の必要があると認めたときは、避難受入町は城里町民を受け入れるものとする。ただし、避難受入町が被災している等正当な理由がある場合は、この限りではない。

2 避難受入町は、それぞれの指定避難所等のうち、あらかじめ定めた施設の一部を城里町民の避難所又は中継所兼基幹避難所（以下「避難所等」という。）として提供するものとする。

3 避難所等の開設等受入業務については、城里町の要請を踏まえて避難受入町が行うものとし、城里町はできるだけ早期に避難受入町から避難所等の運営の移管を受けるものとする。

4 広域避難にあたって、城里町は茨城県及び栃木県と連携し、避難受入町の負担が過大とならないよう配慮しなければならない。

（広域避難の受入要請等）

第3条 避難受入町に対する広域避難の受入要請は、城里町が行うものとし、あらかじめその旨を茨城県及び栃木県に報告するものとする。

2 前項の受入れの要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

3 避難受入町は、城里町と広域避難の受入についての協議が整った場合は、速やかに広域避難の受入準備を開始するものとする。

（受入期間）

第4条 前条の規定による要請を受け避難受入町が広域避難の受入れをする場合の期間は、原則として1か月以内とする。ただし、原子力災害の状況、避難者の収容状況、避難施設の利用状況等を踏まえ、受入期間の延長が必要となったときは、城里町が、茨城県、栃木県及び避難受入町と協議して受入期間の延長を決定するものとする。

(避難退域時検査等)

第5条 広域避難を行う城里町民に対する避難退域時検査及び除染は、当該避難による汚染の拡大の防止及び城里町民の安全・安心のため、茨城県広域避難計画に基づき茨城県が実施する。

(必要物資等)

第6条 避難所運営に必要な物資及び防災資機材等（以下「必要物資」という。）については、城里町が茨城県と協力し確保するものとする。

2 前項の必要物資が不足する場合は、城里町は避難受入町に対し必要物資の一部を貸与又は提供するよう要請することができる。

(費用の負担)

第7条 広域避難に要した費用は城里町が負担する。ただし、法令その他別に定めがある場合はこの限りではない。

2 城里町は、前項に規定する費用を支弁する時間的余裕がない場合等やむを得ない事情があるときは、避難受入町に対し当該費用の一時繰替による支弁を求めることができるものとする。

(情報の交換)

第8条 避難受入町及び城里町は、この協定に基づき広域避難が円滑に行われるよう、平素から必要に応じて情報の交換等の相互交流を行うものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、避難受入町及び城里町の防災担当課長とする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、避難受入町及び城里町が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書6通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年3月28日

記名押印[略]

2-15 災害時における支援協力に関する協定書

城里町（以下「甲」という。）及び茨城県行政書士会（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、城里町において地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者支援のための行政書士業務（以下「行政書士業務」という。）を相互に協力して実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

また、甲乙は、平常時から連携し、防災対策の推進を図る。

（協力の要請）

第2条 甲が、災害時に城里町災害対策本部を設置し、かつ、城里町内に災害救助法が適用された場合において、行政書士業務の必要が生じたときに、乙に対して協力を要請することができる。

（行政書士業務の範囲）

第3条 甲の要請により、乙及び乙の会員が行う行政書士業務は、行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び3の業務並びに同業務を実施するために必要となる次の各号に掲げる業務とする。

- (1) 乙による被災者支援相談窓口の開設
- (2) 甲への乙の会員の派遣
- (3) その他甲が必要と認める業務

（要請の手続き等）

第4条 第2条の要請は、業務の内容、場所及び期間等を明示した文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により要請することができる。

- 2 甲は、前項ただし書きの規定による要請をしたときは、当該要請の後、速やかに要請文書を乙に提出しなければならない。
- 3 甲と乙は、連絡体制、連絡手段等について、業務に支障をきたさないよう平時から連絡調整に努めるものとする。
- 4 前各号の手続き及び連絡調整については、原則として乙の水戸支部を経由して行う。

（費用の負担）

第5条 第3条の行政書士業務において必要となる人件費及び経費は、乙が負担するものとする。

（相談者の負担）

第6条 甲の要請による行政書士業務は無料とし、相談者は負担を負わない。

(報告)

第7条 乙は、実施した行政書士業務の件数、対象者、相談内容について、甲から求められたときは書面で報告するものとする。ただし、その具体的な範囲は、行政書士が法令上遵守すべき守秘義務に反しないものとする。

(災害の補償)

第8条 甲の要請による行政書士業務を行う際に、乙の会員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、甲は負担を負わない。

(防災訓練への参加)

第9条 乙は、甲の要請に基づき甲が指定する防災訓練の参加に努めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、協定期間満了日の前にこの協定の解除等について、甲又は乙のいずれからも意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されるものとし、以後この例による。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成27年4月14日

記名押印[略]

2-16 災害時における放送要請に関する協定書

城里町（以下「甲」という。）と株式会社茨城放送（以下「乙」という。）とは、城里町域に地震、風水害、その他災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における放送要請に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第57条及び災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第22条の規定に基づき、甲が乙に対し放送を行うことを求めるときの必要な手続きを定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 災害 城里町域において発生した法第2条第1号に定める災害をいう。
- (2) 災害放送 法第57条に基づき、甲の申請により乙が他の放送に優先して行う臨時放送をいう。

（放送の要請）

第3条 甲は、法第56条の規定による通知、伝達又は警告が緊急を要する場合において、その通信のための特別の必要があるときは、乙に対して放送を要請することができる。

（要請の手続き）

第4条 前条の要請は、次に掲げる事項を記載した要請書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等をもって要請し、事後要請書を提出するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) その他必要な事項

2 乙は、甲から災害放送の要請を受けたときは、特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、災害放送を行うものとする。

3 乙は、災害放送を行うときは、情報発信源が甲である旨の放送をするものとする。

（放送の実施）

第5条 乙は、甲から要請を受けた事項に関して、放送の形式、内容、時刻及び送信系統をその都度決定し、放送するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が放送に要した費用の負担は、甲乙協議により決定するものとする。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、要請に関する連絡責任者の氏名、連絡先等必要な事項をあらかじめ相互に確認するものとする。

(協定の期間)

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を発生するものとし、平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙は乙から解除の申し出がないときは、当該期間満了の日の翌日から1年延長されるものとし、以降も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙が協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成28年7月21日

記名押印[略]

株式会社茨城放送 御中

城里町長

災 害 放 送 要 請 書

平成 年 月 日付で締結した災害時における放送要請に関する協定書第4条の規定に基づき、下記により災害放送を要請します。

記

| | |
|----------|-------------------------------|
| 災害の種類 | 洪水 地震 火災 土砂災害 原子力災害 その他（ ） |
| 放送要請の理由 | |
| 放送事項 | |
| その他必要な事項 | |
| 連絡先 | |

2-17 災害時の医療救護に関する協定

小美玉市、茨城町、城里町及び大洗町（以下「甲」という。）と一般社団法人茨城県県央医師会（以下「乙」という。）とは、災害時の医療救護に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）、茨城県地域防災計画（以下「県防災計画」という。）、小美玉市地域防災計画、茨城町地域防災計画、城里町地域防災計画及び大洗町地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき甲が行う医療救護に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 甲は、法、県防災計画及び地域防災計画に基づき甲が行う医療救護について、茨城県と一般社団法人茨城県医師会との協定に準じ乙の協力を得て実施できるよう必要な調整を行うものとする。

3 乙は、前項に定める甲が行う医療救護が円滑に行われるよう必要な調整を行うものとする。

（医療救護計画）

第2条 乙は、医療救護の円滑な実施を図るため、医療救護計画を協定締結後に策定し、甲に提出するものとする。

2 前項の医療救護計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 医療救護班の編成計画
- (2) 医療救護班の活動計画
- (3) 乙と関係機関との通信連絡計画
- (4) 指揮系統
- (5) 医薬品、医療資機材等の備蓄
- (6) 訓練計画
- (7) その他必要な事項

（医療救護班の派遣）

第3条 甲は、法及び地域防災計画に基づき、必要に応じて医療救護活動要請書（別紙様式1）により、乙に医療救護班の派遣を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、前条に規定する医療救護計画に基づき、医療救護班を派遣するものとする。ただし、災害が激甚であり、医療救護班員等に危害が生じるおそれがある場合はこの限りでない。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請によらず医療救護班を派遣したときは、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

（医療救護班に対する指揮）

第4条 甲は、医療救護活動の総合調整を図るため、乙の派遣する医療救護班を指揮するものとする。この場合において、当該医療救護班に対する指揮は、乙の長を通じて行うものとする。

(医療救護班の業務)

第5条 乙が派遣する医療救護班は、甲が避難場所、避難所、災害現場等に設置する救護所において医療救護活動を行うものとする。

2 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置及び必要な医療の提供
- (2) 災害者のスクリーニング（症状判別）
- (3) 傷病者の医療機関への搬送の要否の判定及び搬送順位の決定
- (4) 傷病者の医療機関への搬送の要否の判定及び搬送順位の決定
- (5) その他状況に応じた処置

(医療救護班の輸送等)

第6条 甲は、乙の医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送等について、必要な措置をとるものとする。

(医薬品等の提供)

第7条 乙が派遣する医療救護班が携行する医薬品等、医療資機材等は乙が調達携行するものとし、不足する医薬品等の調達は、乙の要請に基づき甲が行うものとする。

(医療費)

第8条 医療救護所における医療費は、無料とする。

2 医療機関に搬送された場合における医療費は、原則として治療を受けた傷病者負担とする。

(費用弁償)

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護を実施した場合（第3条第3項の承認を受けた場合を含む。）に要する次に掲げる費用は甲が負担する。

- (1) 医療救護班の編成及び派遣に要する経費
- (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の経費
- (3) 医療救護班員が、医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助金

2 前項に定める費用の額については、別に定める。

(訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に積極的に参加するものとする。

(細目)

第 11 条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第 12 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定める。

(協定期間)

第 13 条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は平成 29 年 3 月 30 日から、平成 30 年 3 月 31 日までとする。

2 この協定は、平成 29 年度以降、協定期間満了の日の 1 か月前までに、甲又は乙から何らの申し出がない場合は、当該期間満了の日の翌日からさらに 1 年延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定締結を証するため、本書 5 通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 29 年 3 月 30 日

記名押印[略]

2-18 災害時の歯科医療救護についての協定

城里町（以下「甲」という。）と城里町歯科医師会（以下「乙」という。）と東西茨城歯科医師会（以下「丙」という。）とは、災害時の歯科医療救護に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）、茨城県地域防災計画（以下「県防災計画」という。）及び城里町地域防災計画（以下「町防災計画」という。）に基づき、甲が行う歯科医療救護に対する乙及び丙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 乙及び丙は、城里町内の災害時における歯科医療救護の中核機能を十分に発揮できるように努めるものとする。

3 甲は、甲が行う歯科医療救護に関し、法、県防災計画、町防災計画及び本協定に基づき、乙及び丙の協力を得て実施できるよう必要な調整を行うものとする。

4 乙及び丙は、前項の歯科医療救護が円滑に行われるよう必要な調整を行うものとする。

5 甲は、避難所での口腔ケアの重要性の啓発に努めるものとする。

（歯科医療救護計画）

第2条 乙及び丙は、歯科医療救護の円滑な実施を図るため、歯科医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前項の歯科医療救護計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 歯科医療チームの編成計画及び活動計画

① 歯科医療救護チーム

② 口腔ケアチーム

③ 個人識別（身元確認）チーム

(2) 乙及び丙と関係機関との通信連絡方法

(3) 指揮系統

(4) 医薬品、医療資機材等の備蓄

(5) 訓練計画

(6) その他必要な事項

（歯科医療チームの派遣）

第3条 甲は、法、県防災計画及び町防災計画に基づき、必要に応じて、乙及び丙に歯科医療チームの派遣を要請するものとする。

2 乙及び丙は、前項の要請を受けたときは、前条に規定する歯科医療救護計画に基づき、歯科医療チームを派遣するものとする。ただし、災害が激甚であり、歯科医療チームの要員に危害が生じるおそれがある場合は、この限りでない。

3 乙及び丙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請によらず歯科医療チームを派遣したときは、遅延なく甲に報告し、その承認を得るものとする。

(他市町村への歯科医療チームの派遣)

第4条 甲は、他市町村からの支援要請により、乙及び丙に対して茨城県歯科医師会を通じ、歯科医療チームの派遣を要請することができる。

2 乙及び丙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請によらず他市町村へ歯科医療チームを派遣したときは、遅延なく甲に報告するものとする。

(歯科医療チームに対する指揮)

第5条 甲は、歯科医療救護活動の総合調整を図るため、乙及び丙が派遣する歯科医療チームを指揮するものとする。この場合において、当該歯科医療チームに対する指揮は、乙及び丙の長を通じて行うものとする。

(歯科医療救護チームの業務)

第6条 乙及び丙が派遣する歯科医療救護チームは、避難場所、避難所、災害現場等に甲が設置する歯科医療救護所又は医療救護所において歯科医療救護活動を行うものとする。

2 歯科医療救護チームの業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者のスクリーニング（症状判別）
- (2) 傷病者に対する救急救命・応急処置の実施、顎顔面領域の処置及び必要な歯科医療の提供
- (3) 傷病者の後方医療機関への転送の要否の判断及びその順位の決定
- (4) その他状況に応じた処置

(口腔ケアチームの業務)

第7条 乙及び丙が派遣する口腔ケアチームは、甲が設置する避難所において口腔ケア活動を行うものとする。

2 口腔ケアチームの業務は、次のとおりとする。

- (1) 高齢者、障害者等への口腔ケアの実施
- (2) 呼吸器感染症予防のための口腔ケアの啓発、指導及び実施
- (3) その他状況に応じた口腔ケアの啓発、指導及び実施

(個人識別（身元確認）チームの業務)

第8条 乙及び丙が派遣する個人識別（身元確認）チームは、甲が設置する遺体安置所及び災害現場において個人識別活動を行うものとする。

2 個人識別（身元確認）チームの業務は、次のとおりとする。

- (1) 検視または検案に際しての法歯学上の協力
- (2) 個人識別活動の記録及び報告
- (3) その他必要な事項

(歯科医療チームの機器整備等)

第9条 乙及び丙は、歯科医療救護チームが円滑に活動できるよう、移動用診療機器等の整備に努めるものとする。

2 乙及び丙は、口腔ケアチームが円滑に活動できるよう、口腔ケア用の機器の整備を進めるとともに、人材の育成に努めるものとする。

3 乙及び丙は、個人識別(身元確認)チームが円滑に活動できるよう、個人識別用の機器の整備を進めるとともに、人材の育成に努めるものとする。

4 乙及び丙は、個人識別(身元確認)チームが甚大な被害にも対応できるよう、茨城県警察本部、笠間警察署、大学その他の関係機関との連携に努めるものとする。

(歯科医療チームの輸送等)

第10条 甲は、乙及び丙の歯科医療救護活動が円滑に実施できるよう、歯科医療チームの輸送等について、必要な措置をとるものとする。

(医薬品等の提供)

第11条 乙及び丙が派遣する歯科医療チームが使用する医薬品、衛生材料等は、甲が提供するものとする。

(医療費)

第12条 歯科医療救護所における医療費は、無料とする。

2 医療機関に転送された場合における医療費は、患者が負担するものとする。

(費用弁償)

第13条 甲の要請に基づき、乙及び丙が歯科医療救護を実施した場合(第3条第3項の承認を受けた場合を含む。)に要する次に掲げる費用は、甲が負担する。

(1) 歯科医療チームの編成及び派遣に要する経費

(2) 歯科医療チームが携行した医薬品、衛生材料等を使用した場合の経費

(3) 歯科医療チームの要員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

2 前項に定める費用の額については、別に定める。

(訓練)

第14条 乙及び丙は、甲が実施する訓練に積極的に参加するものとする。

(歯科医療ボランティアの調整)

第15条 乙及び丙は、必要に応じて、歯科医療ボランティア調整本部を設置し、甲との連携のもと、歯科医療ボランティアの募集、登録及び派遣の調整に努めるものとする。

(細目)

第16条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第 17 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じたときは、甲乙丙協議のうえ定める。

(協定期間)

第 18 条 この協定は、締結の日から効力を生じ、平成 29 年 3 月 31 日までとする。ただし、協定期間の満了の日の 1 月前までに、甲又は乙又は丙から協定期間を更新しない旨の申し入れがない場合は、この協定は同一条件にて 1 年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定締結を証するため、本書 3 通を作成し、甲乙丙 3 者記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 28 年 7 月 1 日

記名押印[略]

2-19 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

城里町（以下「甲」という。）と社会福祉法人聖明福祉会（以下「乙」という。）は、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、城里町内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における避難行動要支援者等への避難援護について、甲が乙に対して福祉避難所の設置運営に関する協定を要請することができること及びその場合の手続きを定めるものとする。

（対象者）

第2条 この協定における避難支援の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要支援者等で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者をいう。

（受入れの要請）

第3条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に対し、可能な範囲で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）

第4条 福祉避難所として指定する施設は、次のとおりとする。

(1) 社会福祉法人聖明福祉会 桂聖明園

（手続き）

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 対象者の氏名、住所、連絡先及び心身の状況

(2) 身元引受人の氏名、住所、対象者との続柄及び連絡先

（経費の負担）

第6条 福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した経費については、甲が所要の実費を負担するものとする。

（対象者の移送）

第7条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族又は支援者が行うものとする。

(物資調達及び介助者の確保)

第8条 甲は、日常生活用品、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が対象者を適切に介護できるよう看護師、介助員、ボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

(受入期間)

第9条 第3条の要請に基づく要援護者の受入期間は、受入の日から起算して7日以内とする。ただし、甲が必要と認める場合は、7日以内で延長することができるものとし、更に受入期間の延長が必要と認められる場合は、甲乙協議して定めるものとする。

(福祉避難所の早期封鎖への努力)

第10条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期封鎖に努めるものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第13条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成28年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の前にこの協定の解約等について、甲又は乙のいずれからも意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成27年8月6日

記名押印[略]

2-20 災害時における支援協力に関する協定書

城里町（以下「甲」という。）と茨城県高压ガス保安協会水戸支部城里町ガス部会（以下「乙」という。）は、城里町域で地震等の災害が発生、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、町民生活の早期安定と復興に対して果たす役割の重要性を認識し、被災者に対する円滑な救援活動その他必要な支援を相互に協力して行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において甲が被災者に対する救援活動を支援するため、乙が燃料等の調達及び安定供給、提供活動等を積極的にを行い、もって町民生活の安定に寄与することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は次に掲げる場合において、燃料等を調達する必要があると認めるときは、乙に対し要請をすることができる。

- (1) 城里町域に災害が発生、又は災害が発生するおそれがある場合
- (2) 城里町域外の災害救助のため、茨城県又は他市町村から燃料等の調達・斡旋を要請された場合
- (3) その他町長が認めた場合

2 前項の要請は、文書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

3 乙は、前項の要請を受けたときは、その要請事項について速やかに措置し、その措置状況について、文書（様式第2号）をもって甲に連絡するものとする。

（供給物資の範囲）

第3条 甲が乙に要請する燃料等の供給物資は、原則として次に掲げるものとする。

- (1) ガスボンベ・ガスコンロ
- (2) その他提供可能な燃料等

（輸送）

第4条 甲の要請に基づき、乙が行う燃料の輸送については、甲は、これを緊急車両扱いとなるよう配慮するものとする。

（供給物資の価格）

第5条 供給物資の供給価格は、原則として、災害発生時の直前の適正な価格とする。

(経費の負担)

第6条 燃料供給に要した経費の負担については、甲がその代価を負担するものとする。

(情報の収集)

第7条 甲と乙は、災害時において燃料等の高騰の防止等を図るため、協力して情報の収集を行うとともに、町民に対する迅速かつ的確な生活情報の提供に努めるものとする。

2 甲と乙は、前項の情報の収集・提供を円滑に行うため、必要に応じて相互に生活情報の提供を行うものとする。

(協議)

第8条 この協定の解釈に疑義が生じた場合、及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙、記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成28年7月 1日

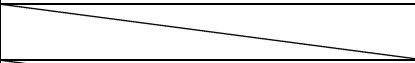
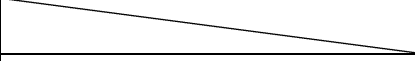
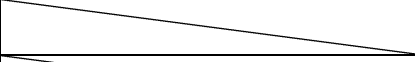
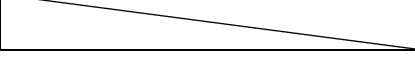
記名押印[略]

3 気象警報・注意報発表基準一覧表

【警報・注意報発表基準一覧表】

平成 29 年 7 月 7 日

現在発表官署 水戸地方気象台

| | | | | |
|-----|--------------------|------------------|---------------|--|
| 城里町 | 府県予報区 | | 茨城県 | |
| | 一次細分区域 市町村等をまとめた地域 | | 北部 | |
| | 市町村等をまとめた地域 | | 県央地域 | |
| 警報 | 大雨 | (浸水害) | 表面雨量指数基準 | 15 |
| | | (土砂災害) | 土壌雨量指数基準 | 102 |
| | 洪水 | | 流域雨量指数基準 | 藤井川流域=18.4 |
| | | | 複合基準*1 | — |
| | | | 指定河川洪水予報による基準 | 那珂川 [野口] |
| | 暴風 | | 平均風速 | 20m/s |
| | 暴風雪 | | 平均風速 | 20m/s 雪を伴う |
| | 大雪 | | 降雪の深さ | 12 時間降雪の深さ 10cm |
| | 波浪 | | 有義波高 |  |
| | 高潮 | | 潮位 |  |
| 注意報 | 大雨 | | 表面雨量指数基準 | 7 |
| | | | 土壌雨量指数基準 | 70 |
| | 洪水 | | 流域雨量指数基準 | 藤井川流域=14.7 |
| | | | 複合基準*1 | 那珂川流域= (5, 51.2) 藤井川流域= (5, 14.7) |
| | | | 指定河川洪水予報による基準 | 那珂川 [野口] |
| | 強風 | | 平均風速 | 12m/s |
| | 風雪 | | 平均風速 | 12m/s |
| | 大雪 | | 降雪の深さ | 雪を伴う 12 時間降雪の深さ 5cm |
| | 波浪 | | 有義波高 |  |
| | 高潮 | | 潮位 |  |
| 雷 | | 落雷等により被害が予想される場合 | | |
| 融雪 | | — | | |

注意報

(前頁の続き)

| | | | |
|------------|-------|--|-------|
| 注意報 | 濃霧 | 視程 | 100m |
| | 乾燥 | 最小湿度 40%で、実効湿度 60%*2 | |
| | なだれ | — | |
| | 低温 | 夏期：最低気温 15℃以下が 2 日以上継続 冬期：最低気温-7℃以下 | |
| | 霜 | 早霜・晩霜期に最低気温 3℃以下 | |
| | 着氷・着雪 | 著しい着氷（雪）が予想される場合 | |
| 記録的短時間大雨情報 | | 1 時間雨量 | 100mm |

*1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組合せによる基準値を表しています。

*2 湿度は水戸地方気象台の値。

出典：水戸地方気象台

4 情報通信に関する資料

4-1 城里町防災行政無線局管理運用規程

平成17年2月1日 訓 令 第 19 号

(趣旨)

第1条 この訓令は、城里町地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及び行政事務に関し、円滑な通信の確保を図るため設置する城里町無線局（以下「無線局」という。）の管理について、電波法（昭和25年法律第131号）及び関係法規に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 電波法第2条第5号に規定する無線局をいう。
- (2) 同報系親局 特定の2以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を送信するため、城里町役場内に設置する無線局をいう。
- (3) 屋外子局 同報系親局の通信の相手方となる受信設備をいう。
- (4) 基地局 陸上移動局を通信の相手方として通信を行うため、城里町役場内に設置する移動しない無線局をいう。
- (5) 陸上移動局 陸上を移動中又はその特定しない地点に停止中運用する車載型、可搬型又は携帯型の無線局をいう。
- (6) 無線従事者 無線設備の操作又はその監督を行う者であつて、総務大臣又は総合通信局長の免許を受け、かつ、当該無線設備を操作する資格を有するものをいう。

(無線局の総括管理者)

第3条 無線局に、放送の種類に応じ総括管理者を置く。

- 2 総括管理者は、無線局の管理運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。
- 3 総括管理者は、緊急放送にあつては総務課長、定時放送及び臨時放送にあつては町長公室長をもって充てる。

(管理責任者)

第4条 無線局に、放送の種類に応じ管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、総括管理者の命を受け、その無線局の管理運用の業務を行うとともに、管理者及び通信取扱責任者を指揮監督する。
- 3 管理責任者は、総務課長補佐及び町長公室長補佐をもって充てる。

(通信取扱責任者)

第5条 無線局に、放送の種類に応じ通信取扱責任者を置く。

- 2 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、無線局を運用し無線局に係る業務を所掌する。

- 3 通信取扱責任者は、管理責任者が一般職員の中から無線従事者の資格を有する者を指名してこれに充てる。

(管理者)

第6条 無線局に、放送の種類に応じ管理者を置く。

- 2 管理者は、管理責任者の命を受け、無線局又は施設等の管理監督の業務を所掌する。
- 3 管理者は、消防防災グループ及び広報広聴グループ担当をもって充てる。

(無線従事者の配置養成等)

第7条 総括管理者は、無線局の適正な運用を図るため、必要な員数の無線従事者を配置する。

- 2 総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に努めるものとする。
- 3 総括管理者は、無線従事者の現状を把握するため、毎年4月1日をもって無線従事者名簿(様式第1号)を作成するものとする。

(無線従事者の任務)

第8条 無線従事者は、無線局の無線設備の操作を行うとともに、無線業務日誌(様式第2号)の記載を行う。

(通信取扱者)

第9条 通信取扱者は、無線従事者の管理のもとに、電波法等関係法令を遵守し、法令に基づいた無線局の運用を行う。

- 2 通信取扱者は、無線局の運用に携わる一般職員とする。

(備付書類等の管理)

第10条 通信取扱責任者は、電波法等関係法令に基づく業務書類を管理保管する。

- 2 通信取扱責任者は、電波法令集を常に現行のものに維持しておくものとする。
- 3 無線業務日誌は、管理責任者及び通信取扱責任者の査閲を受けるものとする。
- 4 通信取扱責任者は、無線従事者選(解)任届(様式第3号)の写しを整理保管しておくものとする。

(無線局の運用)

第11条 無線局の運用方法については、別に定める運用細則によるものとする。

(無線設備の保守点検)

第12条 無線設備の正常な機能維持を確保するため、次のとおり保守点検を行う。

- (1) 毎週点検
 - (2) 毎月点検
 - (3) 毎年点検
- 2 点検項目については、無線設備の無線局点検表(様式第4号)のとおりとする。

- 3 保守点検の責任者は、次のとおりとする。
 - (1) 毎週点検は、通信取扱責任者又は管理者
 - (2) 毎月点検は、管理責任者
 - (3) 毎年点検は、総括管理者
- 4 予備装置及び予備電源については、毎年2回以上その装置を使用し、その機能を確認しておくものとする。
- 5 点検の結果、異常を発見したときは、直ちに管理責任者に報告するものとする。

(通信訓練)

第13条 総括管理者は、非常災害の発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、次により定期的な通信訓練を行うものとする。

- (1) 総合防災訓練に併せた総合通信訓練
 - (2) 定期通信訓練 毎年1回以上
- 2 訓練は、通信統制訓練・同報系による住民への警報、通報等の伝達訓練及び移動系による情報収集・伝達訓練を重点として行うものとする。

(研修)

第14条 総括管理者は、毎年1回以上通信取扱者等に対して、電波法等関係法令・この訓令及び運用細則並びに無線機器の取扱要領等の研修を行うものとする。

附 則

この訓令は、平成17年2月1日から施行する。

様式〔略〕

4-2 無線子局所在地

| | 無線局 | 屋外制御装置 |
|--------------|------|---------|
| 同報固定系 | 1:00 | 屋外子局 41 |
| 同報固定系 (デジタル) | 1:11 | 屋外子局 11 |
| 移動系 | 1:17 | |
| 移動系 | 1:41 | |

| 固定系デジタル | | |
|---------|--------------------|-------------|
| 局 名 | | 所在地 |
| 1 | ぼうさいかつらみちのえき | 大字御前山47-2 |
| 2 | ぼうさいかつらかみあのざわ | 大字上阿野沢382-1 |
| 3 | ぼうさいかつらたかね | 大字高根184 |
| 4 | ぼうさいかつらだいけいこうえん | 大字阿波山730-4 |
| 5 | ぼうさいかつらあくつしょうがっこう | 大字上坪624-1 |
| 6 | ぼうさいかつらしもあくつ | 大字下坪2941-1 |
| 7 | ぼうさいかつらいわふね | 大字岩船484-2 |
| 8 | ぼうさいかつらすずこうや | 大字錫高野1300 |
| 9 | ぼうさいかつらいわふねしょうがっこう | 大字孫根312 |
| 10 | ぼうさいかつらきたかたしょうがっこう | 大字北方1473 |
| 11 | ぼうさいかつらたかく | 大字高久753-1 |
| | 桂公民館屋上 | 大字阿波山167 |

| 固定系 | | |
|-----|-------|-----------------|
| 局 名 | | 所在地 |
| 0 | 石塚-0 | 大字石塚1428-25 |
| 1 | 石塚-1 | 大字石塚1323-1 |
| 2 | 石塚-2 | 大字石塚929-12 |
| 3 | 石塚-3 | 大字石塚2212-4 |
| 4 | 石塚-4 | 大字石塚2359-9 |
| 5 | 石塚-5 | 大字石塚2010-1 |
| 6 | 石塚-6 | 大字石塚 (下青山) 82-1 |
| 7 | 石塚-7 | 大字石塚1349-1 |
| 8 | 石塚-8 | 大字石塚1513 |
| 9 | 那珂西-6 | 大字那珂西1406-6 |
| 10 | 那珂西-1 | 大字那珂西1434-1 |
| 11 | 那珂西-2 | 大字那珂西1488-7 |
| 12 | 那珂西-3 | 大字那珂西1908-2 |
| 13 | 那珂西-4 | 大字那珂西1836 |

| 固定系 | | |
|-----|--------|--------------------|
| | 局 名 | 所在地 |
| 14 | 那珂西－ 5 | 大字那珂西1172-3 |
| 15 | 上泉－ 1 | 大字上泉247 |
| 16 | 上泉－ 2 | 大字上泉370 |
| 17 | 増井－ 1 | 大字増井1454-1 |
| 18 | 増井－ 2 | 大字増井1844-1 |
| 19 | 増井－ 3 | 大字増井1087 |
| 20 | 磯野 | 大字磯野106 |
| 21 | 上入野－ 1 | 大字上入野3236-1 |
| 22 | 上入野－ 2 | 大字上入野2494 |
| 23 | 上入野－ 3 | 大字上入野2187 |
| 24 | 上入野－ 4 | 大字上入野755-1 |
| 25 | 上青山－ 1 | 大字上青山405 |
| 26 | 上青山－ 2 | 大字上青山522 |
| 27 | 下青山－ 1 | 大字下青山230-3 |
| 28 | 下青山－ 2 | 大字下青山621 |
| 29 | 春園－ 1 | 大字春園793-1 |
| 30 | 春園－ 2 | 大字春園1403-1 |
| 31 | 春園－ 3 | 大字石塚984-3付近町道敷 |
| 32 | 小坂 | 大字小坂町1563-1付近町道敷 |
| 33 | 勝見沢 | 大字勝見沢123-1 |
| 34 | 上古内－ 1 | 大字上古内790-1 |
| 35 | 上古内－ 2 | 大字上古内386-1 |
| 36 | 下古内－ 1 | 大字下古内434-3 |
| 37 | 下古内－ 2 | 大字下古内1008-1 |
| 38 | 下古内－ 3 | 大字下古内2028 |
| 39 | 那珂西－ 7 | 大字那珂西 2366-1 |
| 40 | 那珂西－ 8 | 大字那珂西 3119-5 |
| 41 | 那珂西－ 9 | 大字那珂西 3202-5 付近町道敷 |

4-3 非常・緊急用電報の内容等

| 区分 | 電報の内容 | 機関等 |
|------|---|---|
| 非常電報 | 1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの | 気象機関相互間 |
| | 2 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項 | 水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間 |
| | 3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項 | 消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間 |
| | 4 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含みます）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項 | 輸送の確保に直接関係がある機関相互間 |
| | 5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保の関し、緊急を要する事項 | 通信の確保に直接関係がある機関相互間 |
| | 6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項 | 電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間 |
| | 7 秩序の維持のため緊急を要する事項 | 警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）相互間 防衛機関相互間 警察機関と防衛機関相互間 |
| | 8 災害の予防又は救援のため必要な事項 | 天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間 |
| 緊急電報 | 1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの | 気象機関相互間 |
| | 2 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項 | (1) 非常扱いの電報を取り扱う機関相互間（前項の表中8欄に掲げるものを除きます。） (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間 |
| | 3 治安の維持のため緊急を要する事項 | (1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間 |
| | 4 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項 | 選挙管理機関相互間 |
| | 5 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの | 別記11の基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間 |
| | 6 船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項 | 船舶と別記12の病院相互間 |
| | 7 水道、ガス等の国民の日常生活に必要な不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項 | (1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国又は地方公共団体の機関（前項の表及びこの表の1欄からこの欄の(3)までに掲げるものを除きます。）相互間 |

4-4 災害時優先指定回線リスト

| 施設名称 | 電話番号 | 設置場所 |
|----------|------------------------------|------------|
| 城里町役場 | 029-288-6963 029-288-6964 | 石塚1428-25 |
| 桂支所 | 029-289-2212 | 阿波山173-2 |
| 七会町民センター | 0296-88-3111 0296-88-3210 | 小勝2268-3 |
| 常北幼稚園 | 029-288-3055 | 石塚2497 |
| 石塚小学校 | 029-288-2026 | 石塚2497 |
| 常北小学校 | 029-288-2027 | 上青山410・411 |
| 常北中学校 | 029-288-2025 | 下青山10 |
| 桂小学校 | 029-289-2655 | 孫根291 |
| 沢山小学校 | 029-289-2004 | 下阿野沢156 |
| 桂中学校 | 029-289-2426 | 阿波山799 |
| 七会小学校 | 0296-88-2620 | 塩子2682 |
| 教育委員会 | 029-288-7010 029-288-3135 | 下青山1-1 |
| 常北公民館 | 029-288-2024 | 下青山1-1 |
| 桂公民館 | 029-289-2220 | 阿波山167 |
| 岩船地区公民館 | 029-289-4535 | 孫根355-1 |
| 七会診療所 | 0296-88-2012 | 小勝1400 |

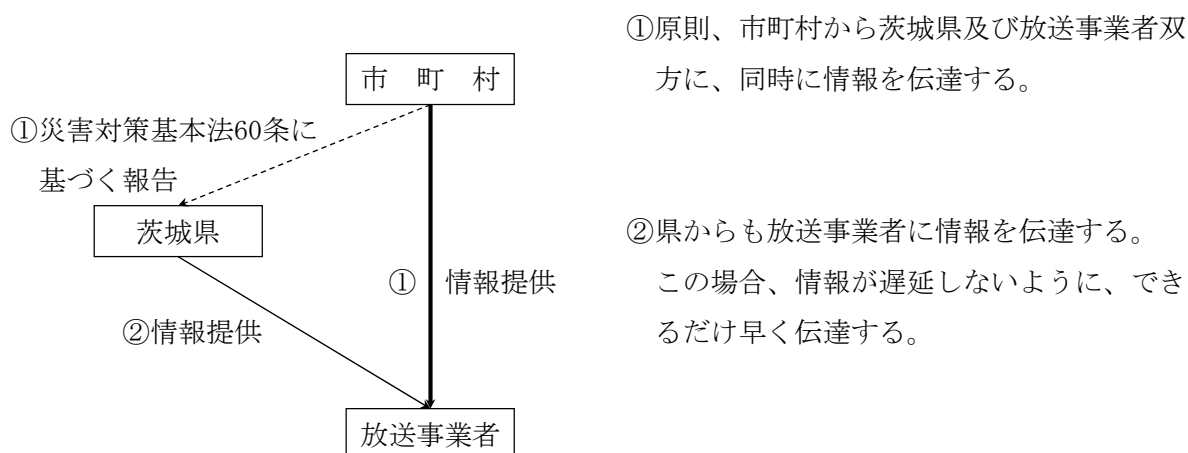
4-5 特設公衆電話設置個所一覽

平成29年4月1日現在

| 番号 | 施設名 | 住所 | 設置場所 | 回線数 |
|----|--------------|-------------|------------|-----|
| 1 | 常北公民館 | 城里町下青山1-1 | 受付事務室付近 | 5回線 |
| 2 | 常北保健福祉センター | 城里町石塚1428-1 | 健康相談室入口 | 5回線 |
| 3 | コミュニティセンター城里 | 城里町石塚1428-1 | ホール入口手前右側 | 5回線 |
| 4 | 桂公民館 | 城里町阿波山167 | ホール公衆電話設置跡 | 5回線 |
| 5 | 岩船地区公民館 | 城里町孫根355-1 | 倉庫内 | 3回線 |
| 6 | 七会保健福祉センター | 城里町小勝1400 | 調理室わき | 5回線 |
| 7 | 旧七会公民館 | 城里町徳蔵357-3 | 受付カウンター付近 | 5回線 |

4-6 放送事業者への避難勧告等の連絡方法について

1 伝達ルート



※本件に関する民放の考え方…避難勧告・指示を伝達する責任は、一義的に行政機関が担っている。また、放送に当たっては、各放送局が主体的に判断する。

2 伝達手段

- ・別紙様式により、当面FAXで情報提供を行う。
- ・Eメールを併用するなどして、情報伝達の確実性を図ることが望ましい。
- ・極めて緊急を要する等、災害時の状況によりFAXによる伝達が難しい場合には、電話による連絡もやむを得ないが、事後速やかにFAXで同一情報を放送事業者へ提供するものとする。

3 情報の種類

- ① 災害対策基本法に基づく、避難勧告及び避難指示（それぞれ解除を含む）。
 - ② 地域防災計画に基づく、避難準備情報。
- ※法的根拠に基づかない自主避難指示は今回の情報提供の対象外。

4 その他

- ① 当該方法は、平成17年度出水期における当面の対応方である。
- ② 来年度以降は、国、県、市町村、放送事業者と協議し、より良い方法を模索するものとする。

避難勧告等発令情報

茨城県
送付日時 月 日 () 時 分

1 避難情報の別

- 避難勧告（災害対策基本法第 60 条）
- 避難指示（災害対策基本法第 60 条）
- 避難準備情報（地域防災計画等）

2 発令 月 日 時 分

3 解除 月 日 時 分

4 対象地域 茨城県 市・町・村

| フリガナ 地区名（大字、丁目） | おおよその対象世帯数 |
|--------------------|------------|
| | |
| | |
| | |

5 避難すべき理由

- 大雨により河川の氾濫の危険があるため
(河川名)
- 大雨により土砂災害の危険があるため
- 地震により土砂災害の危険があるため
- 地震により家屋崩壊の危険があるため
- 地震による津波警報が発せられたため
- その他 ()

発信者氏名・所属部署

電話 () FAX ()

放送事業者関係者名簿（発令時）の情報提供・連絡先〔略〕

5 避難に関する資料

5-1 避難所一覧

| 避難所名 | 所在地 | 電話 | 面積 (㎡) | | 屋内収容可能人員 (2人/㎡) | 指定避難所 | | | 指定緊急避難場所 | | |
|--------------|-------------|--------------|--------|--------|--------------------|-------|------|----|----------|------|----|
| | | | 屋内部分 | 屋外部分 | | 水害 | 土砂災害 | 震災 | 水害 | 土砂災害 | 震災 |
| 石塚小学校 | 石塚 2497 | 029-288-2026 | 1,466 | 15,953 | 733 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 旧小松小学校 | 上入野 2910 | — | 1,096 | 6,277 | 548 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 常北小学校 | 上青山 410、411 | 029-288-2027 | 581 | 11,110 | 290 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 旧古内小学校 | 下古内 405 | — | 487 | 4,757 | 243 | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ |
| 常北中学校 | 下青山 10 | 029-288-2025 | 1,467 | 20,513 | 733 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 県立水戸桜ノ牧高常北校 | 春園 1634 | 029-288-2028 | 1,002 | 21,613 | 501 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 常北公民館 | 下青山 1-1 | 029-288-5575 | 2,364 | 24,600 | 1,173 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| コミュニティセンター城里 | 石塚 1428-1 | 029-288-6100 | 2,537 | 13,158 | 1,268 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 常北保健福祉センター | 石塚 1428-1 | 029-240-6550 | 1,995 | — | 997 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 旧坏小学校 | 上坏 624 | — | 420 | 0 | 210 | | ○ | | | | |
| 桂小学校 | 孫根 291 | 029-289-2655 | 420 | 10,709 | 210 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 沢山小学校 | 下阿野沢 156 | 029-289-2004 | 432 | 5,806 | 216 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 桂中学校 | 阿波山 799 | 029-289-2052 | 1972 | 7,398 | 986 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 桂公民館 | 阿波山 167 | 029-289-2220 | 1,537 | — | 768 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 岩船地区公民館 | 孫根 355-1 | 029-289-4535 | 451 | — | 225 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

| 避難所名 | 所在地 | 電 話 | 面積 (㎡) | | 屋内収容可能人員 (2人/㎡) | 指定避難所 | | | 指定緊急避難場所 | | |
|-------------|----------------|--------------|--------|--------|--------------------|-------|------|----|----------|------|----|
| | | | 屋内部分 | 屋外部分 | | 水害 | 土砂災害 | 震災 | 水害 | 土砂災害 | 震災 |
| 七会小学校校庭 | 塩子 2682 | 0296-88-2620 | — | 6,500 | 0 | | | | ○ | ○ | ○ |
| 旧七会西小学校校庭 | 徳蔵 891 | — | — | 4,360 | 0 | | | | ○ | ○ | ○ |
| 七会町民センター | 小勝 2268-3 | 0296-88-3205 | 1,640 | 15,000 | 820 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 花山体育館 | 塩子 2622 | — | 640 | — | 320 | ○ | ○ | ○ | | | |
| 七会体育館 | 徳蔵 891 - 1 | — | 720 | — | 360 | ○ | ○ | ○ | | | |
| 七会公民館 | 徳蔵 357-3 | | 1,327 | — | 663 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 七会保健福祉センター | 小勝 1400 | 0296-88-2321 | 1,461 | — | 730 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 塩子生活改善センター | 塩子 1968-1 | — | 165 | — | 82 | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ |
| 下赤沢集落センター | 下赤沢 700 - 1 | — | 179 | — | 89 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 上赤沢農村集落センター | 上赤沢 155 - 3 | — | 157 | — | 78 | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ |
| 真端農村集落センター | 真端 367 | — | 102 | — | 51 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 大網農村集落センター | 大網 454 - 2、455 | — | 99 | — | 49 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 塩子運動公園 | 塩子 3696 外 | — | — | 12,990 | 0 | | | | ○ | ○ | ○ |
| 下赤沢運動広場 | 下赤沢 613 - 1 | — | — | 10,000 | 0 | | | | ○ | ○ | ○ |
| ホロルの湯 | 下古内 1829-3 | 029-288-7775 | 1,588 | 9,669 | 794 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

※面積は、学校の屋内部分は体育館。公民館等の場合は施設面積を指す。屋外は運動場・校庭面積。

【指定避難所】

指定避難所とは、災害の危険性があり避難した方を災害の危険性が無くなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった方を一時的に滞在させるための施設です。学校や主要な公共施設を指定しています。

【指定緊急避難場所】

指定緊急避難場所とは、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、その危険から逃れるため一時的に避難する場所です。

6 危険箇所に関する資料

6-1 土石流危険溪流

土石流危険溪流 I

| 番号 | 溪流番号 | 水系名 | 河川名 | 溪流名 |
|------|-----------|-----|------|------|
| 常北地区 | | | | |
| 1 | 306-I-001 | 那珂川 | 藤井川 | 安渡 |
| 2 | 306-I-002 | | | 宿 |
| 3 | 306-I-003 | | | 小畔 |
| 4 | 306-I-004 | | 塩子川 | 小畔東沢 |
| 5 | 306-I-005 | | 藤井川 | 竹の内沢 |
| 6 | 306-I-006 | | | 時沢 |
| 7 | 306-I-007 | | | 時沢 |
| 桂地区 | | | | |
| 1 | 307-I-001 | 那珂川 | 那珂川 | 菖蒲沢 |
| 七会地区 | | | | |
| 1 | 323-I-001 | 那珂川 | 涸沼川 | 真端入 |
| 2 | 323-I-002 | | 北の根川 | 北の根 |
| 3 | 323-I-003 | | 藤井川 | 北の根東 |
| 4 | 323-I-004 | | 塩子川 | 岩下 |
| 5 | 323-I-005 | | | 仲郷西 |
| 6 | 323-I-006 | | 大開川 | 藤倉沢 |
| 7 | 323-I-007 | | 塩子川 | 無名沢3 |
| 8 | 323-I-008 | | | 下宿 |
| 9 | 323-I-009 | | | 東沢 |

土石流危険溪流 II

| 番号 | 溪流番号 | 水系名 | 河川名 | 溪流名 |
|------|------------|-----|-----|-------|
| 常北地区 | | | | |
| 1 | 306-II-001 | 那珂川 | 藤井川 | 櫛当沢支溪 |
| 2 | 306-II-002 | | | 櫛当沢支溪 |
| 3 | 306-II-003 | | | 櫛当沢支溪 |
| 4 | 306-II-004 | | | 櫛当沢支溪 |
| 5 | 306-II-005 | | | 櫛当沢支溪 |
| 6 | 306-II-006 | | | 櫛当沢支溪 |
| 7 | 306-II-007 | | 塩子川 | 鍛冶屋北沢 |
| 8 | 306-II-008 | | 藤井川 | 小畔南 |

| 桂地区 | | | | |
|------|-----------|-----|------|-------|
| 1 | 307-Ⅱ-001 | 那珂川 | 桂川 | 山崎西 |
| 2 | 307-Ⅱ-002 | | | 山崎東 |
| 3 | 307-Ⅱ-003 | | 岩船川 | 住谷 |
| 4 | 307-Ⅱ-004 | | 岩船川 | 住谷 |
| 七会地区 | | | | |
| 1 | 323-Ⅱ-001 | 那珂川 | 涸沼川 | 真端奥 |
| 2 | 323-Ⅱ-002 | | | 真端西 |
| 3 | 323-Ⅱ-003 | | | 真端中 |
| 4 | 323-Ⅱ-004 | | | 真端東 |
| 5 | 323-Ⅱ-005 | | 藤井川 | 原山 |
| 6 | 323-Ⅱ-006 | | | 上赤沢北 |
| 7 | 323-Ⅱ-007 | | | 程谷沢 |
| 8 | 323-Ⅱ-008 | | | 上赤沢南 |
| 9 | 323-Ⅱ-009 | | | 無名沢 1 |
| 10 | 323-Ⅱ-010 | | | 下赤沢 |
| 11 | 323-Ⅱ-011 | | 大谷原川 | 大沢西 |
| 12 | 323-Ⅱ-012 | | | 大沢東 |
| 13 | 323-Ⅱ-013 | | 北の根川 | 北の根西 |
| 14 | 323-Ⅱ-014 | | 塩子川 | 倉見沢 |
| 15 | 323-Ⅱ-015 | | | 倉見沢 |
| 16 | 323-Ⅱ-016 | | | 倉見沢支溪 |
| 17 | 323-Ⅱ-017 | | | 倉見沢支溪 |
| 18 | 323-Ⅱ-018 | | | 倉見沢支溪 |
| 19 | 323-Ⅱ-019 | | | 岩下西 |
| 20 | 323-Ⅱ-020 | | | 仲郷 |
| 21 | 323-Ⅱ-021 | | | 大開川 |
| 22 | 323-Ⅱ-022 | | 相川 | 無名沢 2 |

6-2 急傾斜地崩壊危険箇所

急傾斜地崩壊危険箇所 I

| 番号 | 箇所番号 | 箇所名 | 位置(大字) | 延長 | 勾配 | 高さ | 保全人家戸数 |
|------|-----------|-----|--------|-----|----|----|--------|
| 常北地区 | | | | | | | |
| 1 | 306-I-001 | 本郷 | 増井 | 150 | 40 | 10 | 5 |
| 桂地区 | | | | | | | |
| 1 | 307-I-001 | 中央 | 上阿野沢 | 50 | 40 | 40 | 0 |
| 2 | 307-I-002 | 山崎2 | 錫高野 | 60 | 45 | 10 | 0 |
| 3 | 307-I-003 | 山崎3 | 錫高野 | 50 | 40 | 25 | 0 |
| 七会地区 | | | | | | | |
| 1 | 323-I-001 | 橋本 | 塩子 | 300 | 40 | 30 | 6 |
| 2 | 323-I-002 | 仲郷 | 塩子 | 200 | 35 | 19 | 5 |
| 3 | 323-I-003 | 下宿 | 小勝 | 210 | 30 | 35 | 5 |
| 4 | 323-I-004 | 宿2 | 小勝 | 50 | 30 | 13 | 0 |
| 5 | 323-I-005 | 塙 | 塩子 | | | | |

急傾斜地崩壊危険箇所 II

| 番号 | 箇所番号 | 箇所名 | 位置(大字) | 延長 | 勾配 | 高さ | 保全人家戸数 |
|------|------------|------|--------|-----|----|----|--------|
| 常北地区 | | | | | | | |
| 1 | 306-II-001 | 樫当A | 下古内 | 140 | 35 | 20 | 4 |
| 2 | 306-II-002 | 樫当B | 下古内 | 60 | 35 | 20 | 2 |
| 3 | 306-II-003 | 樫当C | 下古内 | 200 | 40 | 30 | 4 |
| 4 | 306-II-004 | 宿A | 下古内 | 50 | 35 | 20 | 2 |
| 5 | 306-II-005 | 宿B | 下古内 | 160 | 30 | 25 | 3 |
| 6 | 306-II-006 | 古宿 | 下古内 | 60 | 30 | 25 | 2 |
| 7 | 306-II-007 | 小松 | 磯野 | 100 | 50 | 20 | 2 |
| 8 | 306-II-008 | 時沢 | 上古内 | 60 | 35 | 20 | 3 |
| 9 | 306-II-009 | 竹の内 | 上古内 | 70 | 35 | 20 | 2 |
| 10 | 306-II-010 | 樋口 | 上古内 | 150 | 40 | 20 | 4 |
| 11 | 306-II-011 | 後側 | 上入野 | 60 | 35 | 20 | 3 |
| 12 | 306-II-012 | 本郷 | 春園 | 100 | 40 | 30 | 3 |
| 13 | 306-II-013 | 宗田前 | 春園 | 100 | 40 | 20 | 3 |
| 14 | 306-II-014 | 上古内1 | 上古内 | | | | |
| 15 | 306-II-015 | 上古内2 | 上古内 | | | | |

| 番号 | 箇所番号 | 箇所名 | 位置(大字) | 延長 | 勾配 | 高さ | 保全人家戸数 |
|------|-----------|------|--------|-----|----|----|--------|
| 16 | 306-Ⅱ-016 | 上古内3 | 上古内 | | | | |
| 17 | 306-Ⅱ-017 | 磯野d | 磯野 | | | | |
| 桂地区 | | | | | | | |
| 1 | 307-Ⅱ-001 | 大戸 | 岩船 | 80 | 50 | 35 | 3 |
| 2 | 307-Ⅱ-002 | 樋渡 | 錫高野 | 50 | 35 | 15 | 3 |
| 3 | 307-Ⅱ-003 | 大戸2 | 錫岩船 | | | | |
| 七会地区 | | | | | | | |
| 1 | 323-Ⅱ-001 | 大開 | 塩子 | 200 | 35 | 30 | 4 |
| 2 | 323-Ⅱ-002 | 橋本 | 塩子 | 230 | 40 | 20 | 3 |
| 3 | 323-Ⅱ-003 | 平 | 塩子 | 140 | 40 | 30 | 4 |
| 4 | 323-Ⅱ-004 | 下宿 | 小勝 | 160 | 30 | 30 | 4 |
| 5 | 323-Ⅱ-005 | 中郷 | 小勝 | 180 | 35 | 40 | 3 |
| 6 | 323-Ⅱ-006 | 北の根A | 小勝 | 130 | 40 | 30 | 3 |
| 7 | 323-Ⅱ-007 | 北の根B | 小勝 | 130 | 35 | 20 | 4 |
| 8 | 323-Ⅱ-008 | 大網 | 大網 | 60 | 40 | 30 | 3 |
| 9 | 323-Ⅱ-009 | 塩子 | 塩子 | | | | |
| 10 | 323-Ⅱ-010 | 小勝1 | 小勝 | | | | |
| 11 | 323-Ⅱ-011 | 小勝2 | 小勝 | | | | |
| 12 | 323-Ⅱ-012 | 小勝3 | 小勝 | | | | |
| 13 | 323-Ⅱ-013 | 大網2 | 大網 | | | | |

急傾斜地崩壊危険箇所 Ⅲ

| 番号 | 箇所番号 | 箇所名 | 位置(大字) | 延長 | 勾配 | 高さ | 保全人家戸数 |
|------|-----------|------|--------|-----|----|----|--------|
| 常北地区 | | | | | | | |
| 1 | 306-Ⅲ-001 | 安渡 | 下古内 | 370 | 48 | 70 | |
| 2 | 306-Ⅲ-002 | 樫当 a | 下古内 | 150 | 30 | 60 | |
| 3 | 306-Ⅲ-003 | 樫当 b | 下古内 | 150 | 36 | 40 | |
| 4 | 306-Ⅲ-004 | 樫当 c | 下古内 | 300 | 38 | 60 | |
| 5 | 306-Ⅲ-005 | 樫当 d | 下古内 | 280 | 46 | 40 | |
| 6 | 306-Ⅲ-006 | 樫当 e | 下古内 | 230 | 38 | 40 | |
| 7 | 306-Ⅲ-007 | 樫当 f | 下古内 | 110 | 31 | 40 | |
| 8 | 306-Ⅲ-008 | 樫当 g | 下古内 | 250 | 33 | 40 | |
| 9 | 306-Ⅲ-009 | 新田 a | 下古内 | 100 | 45 | 30 | |
| 10 | 306-Ⅲ-010 | 新田 b | 下古内 | 100 | 50 | 90 | |

| | | | | | | | |
|----|-----------|-------|-----|-----|----|----|--|
| 11 | 306-Ⅲ-011 | 新田 c | 下古内 | 110 | 34 | 50 | |
| 12 | 306-Ⅲ-012 | 新田 d | 下古内 | 100 | 38 | 20 | |
| 13 | 306-Ⅲ-013 | 小坂上 | 小坂 | 290 | 40 | 60 | |
| 14 | 306-Ⅲ-014 | 小坂 | 小坂 | 140 | 38 | 20 | |
| 15 | 306-Ⅲ-015 | 上古内 a | 上古内 | 140 | 46 | 40 | |
| 16 | 306-Ⅲ-016 | 上古内 b | 上古内 | 160 | 45 | 20 | |
| 17 | 306-Ⅲ-017 | 樫当新田 | 下古内 | 120 | 38 | 20 | |
| 18 | 306-Ⅲ-018 | 磯野 a | 磯野 | 170 | 48 | 20 | |
| 19 | 306-Ⅲ-019 | 磯野 b | 磯野 | 100 | 42 | 20 | |
| 20 | 306-Ⅲ-020 | 磯野 c | 磯野 | 100 | 45 | 20 | |

6-3 地すべり危険箇所

| 番号 | 箇所番号 | 箇所名 | 位置(大字) |
|------|------|-----|--------|
| 七会地区 | | | |
| 85 | 85 | 大沢 | 下赤沢 |
| 99 | 99 | 道木橋 | 塩子 |

城里町

土砂災害警戒区域全図

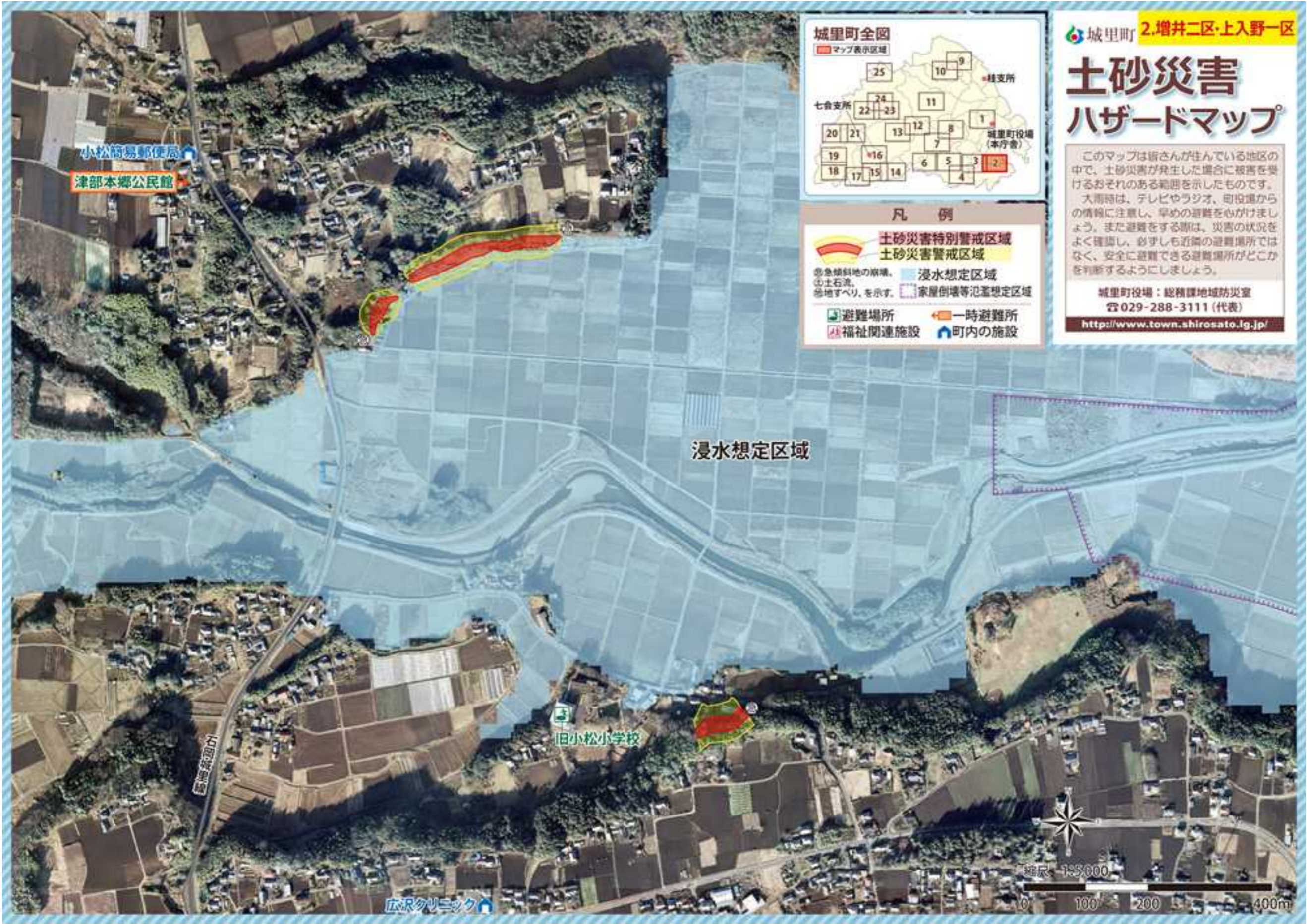
城里町役場：総務課地域防災室
☎029-288-3111 (代表)

凡 例

- 急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりを示す。
- 土砂災害特別警戒区域
- 土砂災害警戒区域
- 浸水想定区域
- 家屋倒壊等氾濫想定区域
- 町役場・支所
- 避難場所
- 一時避難所
- 福祉関連施設
- 町内の施設
- 国道
- 県道







凡例

- 土砂災害特別警戒区域
- 土砂災害警戒区域
- 浸水想定区域
- 家屋倒壊等氾濫想定区域
- 避難場所
- 一時避難所
- 福祉関連施設
- 町内の施設

急急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり、を示す。

城里町 2.増井二区・上入野一区

土砂災害 ハザードマップ

このマップは皆さんが住んでいる地区の中で、土砂災害が発生した場合に被害を受けるおそれのある範囲を示したものです。大雨時は、テレビやラジオ、町役場からの情報に注意し、早めの避難を心がけましょう。また避難をする際は、災害の状況をよく確認し、必ずしも近隣の避難場所ではなく、安全に避難できる避難場所がどこかを判断するようにしましょう。

城里町役場：総務課地域防災室
 ☎029-288-3111 (代表)
<http://www.town.shirosato.lg.jp/>

6-5 民有林における山腹崩壊危険地区

(平成29年3月末現在)

| 種 別 | 整理番号 | 所 在 | | 地 区 名 |
|------|------|------|-----|-------|
| | | 市町村名 | 大 字 | |
| 山腹崩壊 | 359 | 城里町 | 下古内 | 安渡 |
| 山腹崩壊 | 360 | 城里町 | 上古内 | 小畔 |
| 山腹崩壊 | 361 | 城里町 | 赤 沢 | ニシハラ |
| 山腹崩壊 | 362 | 城里町 | 塩 子 | 岩下 |
| 山腹崩壊 | 363 | 城里町 | 塩 子 | 大開 |
| 山腹崩壊 | 364 | 城里町 | 塩 子 | 大開 |
| 山腹崩壊 | 365 | 城里町 | 小 勝 | 下箱 |
| 山腹崩壊 | 366 | 城里町 | 小 勝 | 下箱 |
| 山腹崩壊 | 367 | 城里町 | 大 網 | |
| 山腹崩壊 | 368 | 城里町 | 塩 子 | 大開 |
| 山腹崩壊 | 369 | 城里町 | 小 勝 | |
| 山腹崩壊 | 370 | 城里町 | 塩 子 | 成沢 |
| 山腹崩壊 | 371 | 城里町 | 真 端 | 折戸 |
| 山腹崩壊 | 372 | 城里町 | 真 端 | 柳田 |
| 山腹崩壊 | 373 | 城里町 | 小 勝 | 北ノ根 |
| 山腹崩壊 | 374 | 城里町 | 上古内 | 竹ノ内 |
| 山腹崩壊 | 375 | 城里町 | 塩 子 | 平 |

6-6 民有林における地すべり危険地区

(平成29年3月末現在)

| 種 別 | 整理番号 | 所 在 | | 地 区 名 |
|------|------|------|-----|-------|
| | | 市町村名 | 大 字 | |
| 地すべり | 87 | 城里町 | 赤 沢 | 皇都 |
| 地すべり | 88 | 城里町 | 錫高野 | 芝立 |

6-7 民有林における崩壊土砂流出危険地区

(平成29年3月末現在)

| 種 別 | 整理番号 | 所 在 | | 地 区 名 |
|------|------|------|-----|-------|
| | | 市町村名 | 大 字 | |
| 土砂流出 | 466 | 城里町 | 上古内 | 小畔 |
| 土砂流出 | 467 | 城里町 | 上古内 | 檜当 |
| 土砂流出 | 468 | 城里町 | 塩 子 | 岩下 |
| 土砂流出 | 469 | 城里町 | 塩 子 | 岩谷 |
| 土砂流出 | 470 | 城里町 | 下赤沢 | 下赤沢 |
| 土砂流出 | 471 | 城里町 | 小 勝 | 北根 |
| 土砂流出 | 472 | 城里町 | 上赤沢 | 上赤沢 |
| 土砂流出 | 473 | 城里町 | 大 網 | 大網 |
| 土砂流出 | 474 | 城里町 | 塩 子 | 塩子 |
| 土砂流出 | 475 | 城里町 | 塩 子 | 塩子 |
| 土砂流出 | 476 | 城里町 | 塩 子 | 仲郷 |
| 土砂流出 | 477 | 城里町 | 塩 子 | 塙 |
| 土砂流出 | 478 | 城里町 | 塩 子 | 塙 |
| 土砂流出 | 479 | 城里町 | 小 勝 | 上宿 |
| 土砂流出 | 480 | 城里町 | 小 勝 | 上宿 |
| 土砂流出 | 481 | 城里町 | 小 勝 | 下宿 |
| 土砂流出 | 482 | 城里町 | 塩 子 | 岩谷 |
| 土砂流出 | 483 | 城里町 | 小 勝 | 二反田 |
| 土砂流出 | 484 | 城里町 | 上赤沢 | 後沢 |
| 土砂流出 | 485 | 城里町 | 上赤沢 | 中程屋 |
| 土砂流出 | 486 | 城里町 | 上赤沢 | 小山 |
| 土砂流出 | 487 | 城里町 | 下赤沢 | 古谷 |
| 土砂流出 | 488 | 城里町 | 下赤沢 | 猿田 |
| 土砂流出 | 489 | 城里町 | 真 端 | 臼木 |
| 土砂流出 | 490 | 城里町 | 真 端 | ニカキ谷 |
| 土砂流出 | 491 | 城里町 | 下赤沢 | 葦沢 |
| 土砂流出 | 492 | 城里町 | 塩 子 | 桧山沢 |
| 土砂流出 | 493 | 城里町 | 大 網 | 大沢 |
| 土砂流出 | 494 | 城里町 | 大 網 | 出峰 |
| 土砂流出 | 495 | 城里町 | 小 勝 | 小勝 |
| 土砂流出 | 496 | 城里町 | 上赤沢 | 高沢 |
| 土砂流出 | 497 | 城里町 | 真 端 | 明月 |
| 土砂流出 | 498 | 城里町 | 真 端 | 三島 |
| 土砂流出 | 499 | 城里町 | 上古内 | 小畔 |

| 種 別 | 整理番号 | 所 在 | | 地 区 名 |
|------|------|------|-----|-------|
| | | 市町村名 | 大 字 | |
| 土砂流出 | 500 | 城里町 | 赤 沢 | |
| 土砂流出 | 501 | 城里町 | 常 葉 | |
| 土砂流出 | 502 | 城里町 | 塩 子 | 岩下 |
| 土砂流出 | 503 | 城里町 | 塩 子 | 岩下 |

6-8 ため池一覧

| 施設番号 | 河川名 | 施設名称 | 所在地 | 貯水面積 (千㎡) | 貯水量 (千㎡) |
|-------|-----|--------|------------|-----------|----------|
| ●常北地区 | | | | | |
| 1 | 西田川 | 柳沢 | 小坂1278 | 0.3 | 0.0 |
| 2 | 西田川 | 入内 | 春園123 | 1.4 | 1.3 |
| 3 | 西田川 | 寺前 | 小坂1257 | 0.1 | 0.1 |
| 4 | 西田川 | 穴田池 | 春園1912 | 1.9 | 1.6 |
| 5 | 西田川 | タナバシ | 春園42-1 | 1.9 | 1.6 |
| 6 | 西田川 | 小坂溜 | 小坂1329他22筆 | 16.2 | 2.7 |
| 7 | 西田川 | 若宮池 | 石塚734 | 0.6 | 0.5 |
| 8-1 | 西田川 | 下コンヤ-1 | 小坂1081 | 0.4 | 0.4 |
| 8-2 | 西田川 | 下コンヤ-2 | 小坂1082-6 | 0.5 | 0.0 |
| 9-1 | 西田川 | 谷津池-1 | 上青山261 | 6.0 | 5.8 |
| 9-2 | 西田川 | 谷津池-2 | 上青山260 | 3.3 | 3.0 |
| 10 | 西田川 | 保ト久保 | 小坂488 | 0.1 | 0.1 |
| 11 | 西田川 | 山口 | 小坂798 | 1.4 | 1.3 |
| 12-1 | 西田川 | 北米-1 | 下青山235 | 0.6 | 0.5 |
| 12-2 | 西田川 | 北米-2 | 下青山257 | 0.3 | 0.2 |
| 13-1 | 西田川 | 磯ノ入-1 | 小坂759 | 0.6 | 0.4 |
| 13-2 | 西田川 | 磯ノ入-2 | 小坂760 | | |
| 14 | 西田川 | 長谷津 | 小坂307-1 | 0.2 | 0.0 |
| 15 | 西田川 | 前谷津 | 小坂270-2 | 0.3 | 0.3 |
| 16 | 西田川 | 芦ノ難-1 | 小坂670 | 1.4 | 0.0 |
| 17 | 西田川 | 芦ノ難-2 | 小坂675-1 | 0.6 | 0.4 |
| 18 | 那珂川 | 七ツ溜池 | 那珂西1495-2 | 4.6 | 3.6 |
| 19 | 西田川 | 山ノ神 | 勝見沢213 | 2.7 | 1.5 |
| 20 | 藤井川 | 時沢 | 上古内60 | 0.2 | 0.2 |
| 21 | 藤井川 | 三角沢 | 上古内485-1 | 0.1 | 0.1 |
| 22 | 西田川 | 鎌倉坂池 | 勝見沢273 | 7.1 | 5.7 |
| 23 | 西田川 | 大江戸池 | 勝見沢292-1 | 3.5 | 2.8 |
| 24 | 藤井川 | 中島-1 | 上古内1502 | 0.1 | 0.1 |
| 25 | 西田川 | 沼ヶ入 | 勝見沢314 | 0.0 | 0.0 |
| 26 | 西田川 | 原 | 勝見沢703 | 0.6 | 0.5 |
| 27 | 藤井川 | 北二又 | 磯野770 | 0.4 | 0.4 |
| 28 | 藤井川 | 南二又 | 磯野692 | 0.5 | 0.4 |
| 29 | 藤井川 | 山王池 | 上入野2906 | 0.8 | 0.7 |
| 30 | 藤井川 | 七々上り | 上入野3441 | 0.3 | 0.2 |
| 31 | 藤井川 | 寺井池 | 上入野657 | 0.5 | 0.4 |

| 施設番号 | 河川名 | 施設名称 | 所在地 | 貯水面積 (千㎡) | 貯水量 (千㎡) |
|-------|------|------|-----------|-----------|----------|
| 32 | 藤井川 | 高橋池 | 上入野3928 | 0.6 | 0.5 |
| 33 | 前沢川 | 七反田池 | 上入野1022 | 1.7 | 1.3 |
| 34 | 前沢川 | 風呂下池 | 上入野5024 | 1.9 | 0.0 |
| 35 | 前沢川 | 蛇田池 | 上入野1540 | 0.8 | 0.1 |
| 36 | 前沢川 | 梅作池 | 上入野1317 | 3.1 | 0.3 |
| 37 | 前沢川 | 山の入 | 上入野1257 | 0.2 | 0.0 |
| 38-1 | 西田川 | 宮田-1 | 上青山1226-1 | 0.6 | 0.0 |
| 38-2 | 西田川 | 宮田-2 | 上青山1228 | 0.5 | 0.1 |
| 39 | 藤井川 | 小畔 | 上古内830 | 0.1 | 0.0 |
| 40 | 藤井川 | 並木 | 増井1547 | 0.4 | 0.0 |
| 41 | 藤井川 | 山木屋 | 磯野792 | 0.2 | 0.0 |
| 42 | 藤井川 | 宮作 | 増井1089 | 1.1 | 0.0 |
| 43 | 藤井川 | 白幡 | 上入野482 | 0.0 | 0.0 |
| 44 | 藤井川 | 不動下 | 上入野1917 | 0.1 | 0.0 |
| 45 | 前沢川 | 礪池 | 上入野1498 | 1.3 | 0.1 |
| 46 | 前沢川 | 石田入 | 上入野1161 | 0.1 | 0.0 |
| 47 | 那珂川 | 富士谷津 | 上泉1324 | 1.2 | 0.1 |
| ●桂地区 | | | | | |
| 1 | 那珂川 | 上久保池 | 御前山 | 0.2 | 0.3 |
| 2 | 那珂川 | 権現沢池 | 御前山 | 0.1 | 0.1 |
| 3 | 赤沢川 | 椎尾池 | 上阿野沢26 | 4.5 | 18.0 |
| 4 | 桂川 | 菅間池 | 下阿野沢1307 | 0.8 | 1.4 |
| 5 | 桂川 | 丸山池 | 下阿野沢1164 | 1.2 | 2.4 |
| 6 | 岩船川 | 住谷池 | 岩船1138 | 0.6 | 0.6 |
| 7-1 | 桂川 | 大岩上池 | 孫根205-2 | 0.4 | 0.6 |
| 7-2 | 桂川 | 大岩下池 | 孫根198 | 0.5 | 0.3 |
| 8 | 桂川 | 洞作池 | 北方849 | 5.4 | 17.9 |
| 9 | 境川 | 一の沢池 | 高久1560 | 1.2 | 2.3 |
| 10-1 | 根小屋川 | 亀田上池 | 高久867 | 3.0 | 9.0 |
| 10-2 | 根小屋川 | 亀田中池 | 高久868 | 5.4 | 17.3 |
| 10-3 | 根小屋川 | 亀田下池 | 高久869 | 7.0 | 24.5 |
| ●七会地区 | | | | | |
| 1 | 塩子川 | 大開池 | 塩子1446 | 0.2 | 0.2 |
| 2 | 塩子川 | 清水池 | 塩子1041 | 1.2 | 1.8 |
| 5 | 藤井川 | 金ヶ池 | 徳蔵1016 | 2.3 | 3.5 |
| 6 | 藤井川 | 小山池 | 上赤沢438-2 | 1.6 | 4.4 |
| 7 | 潤沼川 | 大沢池 | 大網550 | 0.8 | |

7 輸送に関する資料

7-1 道路及び橋梁の現況

(1) 道路整備状況

(国道・県道 平成28年4月1日現在)

(町道 平成30年4月1日現在)

| 区 分 | | 実延長 (m) | 改良延長 (m) | 改良率 (%) | 舗装延長 (m) | 舗装率 (%) |
|--------|-----|---------|-------------|---------|-------------|---------|
| 国 道 | | 15,466 | 15,446 | 100.00 | 15,446 | 100.00 |
| 県 道 | 主 要 | 46,114 | 39,090 | 84.77 | 45,018 | 97.62 |
| | 一 般 | 37,383 | 26,363 | 70.52 | 36,484 | 97.60 |
| | 計 | 83,497 | 65,453 | 78.39 | 81,502 | 97.61 |
| 町 道 | 1 級 | 48,632 | 39,479 | 81.18 | 43,617 | 89.69 |
| | 2 級 | 62,203 | 25,613 | 41.18 | 52,853 | 84.97 |
| | その他 | 693,105 | 188,851 | 27.25 | 293,793 | 42.39 |
| | 計 | 803,940 | 253,943 | 31.59 | 390,263 | 48.54 |

(2) 橋梁の現況

| 総 数 | 橋 種 | | | |
|-----|-----|------|------|-----|
| | 鋼 橋 | RC 橋 | PC 橋 | その他 |
| 40 | 17 | 1 | 21 | 1 |

(注) 橋長15以上の橋梁

7-2 緊急輸送道路一覧

第一次緊急輸送道路

| 路線番号 | 路線名 | 起 点 側 | 終 点 側 |
|--------|--------|----------------------------|----------------|
| (一般国道) | | | |
| 123 | 国道123号 | 水戸市袴塚3丁目国道118号(袴塚3丁目交差点)から | 常陸大宮市県境(栃木県)まで |

第二次緊急輸送道路

| 路線番号 | 路線名 | 起 点 側 | 終 点 側 |
|---------|-------|--------------------------|------------------------|
| (主要地方道) | | | |
| 39 | 笠間緒川線 | 笠間市金井国道51号交差から | 常陸大宮市松之草一般県道山内上尾瀬線交差まで |
| 51 | 水戸茂木線 | 東茨城郡城里町下古内主要地方道日立笠間線交差から | 東茨城郡城里町県境(栃木県)まで |
| 61 | 日立笠間線 | 常陸太田市金井町国道319号(金井東交差点)から | 笠間市笠間国道50号(才木交差点)まで |

第三次緊急輸送道路

| 路線番号 | 路線名 | 起 点 側 | 終 点 側 |
|--------|------------|---------------------|---------|
| (市町村道) | | | |
| | 城里町道1473号線 | 東茨城郡城里町石塚国道123号交差から | 城里町役場まで |

7-3 公用車一覧

(平成30年10月1日現在)

| 課名 | 自動車登録番号 | 社名 | 車名 | 車種 | 用途 |
|------------|---------------|------|---------------|-------|----------|
| 議会事務局 | 水戸 300 ち 3176 | トヨタ | クラウン | 普通乗用 | 議長用 |
| まちづくり戦略課 | 水戸 301 せ 9019 | トヨタ | プリウス | 普通乗用 | |
| まちづくり戦略課 | 水戸 400 そ 5068 | ニッサン | ADバン | 小型貨物 | |
| まちづくり戦略課 | 水戸 300 た 209 | トヨタ | ハイエースワゴン | 普通乗用 | |
| まちづくり戦略課 | 水戸 500 は 4832 | トヨタ | カローラフィルダー | 小型乗用 | |
| まちづくり戦略課 | 水戸 501 み 8289 | ホンダ | インサイト | 小型乗用 | |
| 七会町民センター | 水戸 480 そ 4245 | ダイハツ | キャブオーバ | 四輪貨物 | |
| 七会町民センター | 水戸 500 な 7483 | トヨタ | カローラ | 小型乗用 | |
| 七会町民センター | 水戸 580 ま 8176 | ダイハツ | ミライース | 四輪乗用 | |
| 七会町民センター | 水戸 480 つ 2198 | ダイハツ | ハイゼットダンプ | 四輪貨物 | |
| 七会町民センター | 水戸 58 た 1052 | トヨタ | カリーナ | 小型乗用 | 交通指導車 |
| 七会町民センター | | | | 小型乗用 | 消防指令車 |
| 総務課 | 水戸 400 と 4788 | ニッサン | バン | 小型貨物 | 原子力広報車 |
| 総務課 | 水戸 800 せ 1351 | ニッサン | シビリアン | 自家用乗合 | 原子力避難用バス |
| 総務課 | | ホンダ | CR-V | 小型乗用 | 消防指令車 |
| 総務課 | 城里町か 173 | ホンダ | スーパーカブ 90 | 原付 | 文書配達用 |
| 総務課 | 城里町さ 68 | ホンダ | スーパーカブ 110 | 原付 | 文書配達用 |
| 総務課 | 城里町さ 190 | ホンダ | スーパーカブ 110 プロ | 原付 | 文書配達用 |
| 総務課 | 城里町う 241 | ホンダ | スーパーカブ 50 | 原付 | 文書配達用 |
| 総務課 | 城里町さ 175 | ホンダ | スーパーカブ 110 プロ | 原付 | 文書配達用 |
| 桂支所 | 水戸 480 そ 1201 | ホンダ | アクティバン | 四輪貨物 | |
| 桂支所 | 水戸 100 さ 3570 | イズズ | エルフ (ユニック) | 普通貨物 | |
| 桂支所 | 水戸 41 あ 8318 | ダイハツ | ハイゼットダンプ | 四輪貨物 | |
| 桂支所 | 水戸 59 た 1628 | トヨタ | コロナ | 小型乗用 | 交通指導車 |
| 桂支所 | | トヨタ | ランドクルーザー | 四輪乗用 | 消防指令車 |
| 町民課 | 水戸 480 く 8318 | スバル | サンバー | 四輪貨物 | |
| 町民課 | 水戸 580 き 4375 | スズキ | アルト | 四輪乗用 | |
| 町民課 | 水戸 501 ち 6265 | トヨタ | アリオン | 小型乗用 | 交通指導車 |
| 町民課 (衛生 C) | 水戸 40 む 2763 | スズキ | キャリー | 四輪貨物 | |
| 町民課 (衛生 C) | 水戸 501 ま 2603 | トヨタ | カローラフィルダー | 小型乗用 | |
| 町民課 (衛生 C) | 127466 | | フォークリフト | 小型特殊 | |
| 町民課 (環境 C) | 水戸 88 せ 4217 | イズズ | エルフダンプ | 塵芥 | |
| 町民課 (環境 C) | 水戸 400 と 4062 | トヨタ | プロボックスバン | 小型貨物 | |
| 町民課 (環境 C) | 城里町た 198 | トヨタ | フォークリフト | 小型特殊 | |

| 課名 | 自動車登録番号 | 社名 | 車名 | 車種 | 用途 |
|----------|---------------|------|-----------|-------|----------|
| 町民課（環境C） | 城里町た 200 | ニッサン | フォークリフト | 小型特殊 | |
| 町民課（環境C） | 城里町た 327 | コマツ | ホイローローダー | 小型特殊 | |
| 財務課 | 水戸 22 さ 1105 | 三菱 | ふそう | 中型バス | ETC 搭載 |
| 財務課 | 水戸 200 さ 278 | 三菱 | | 小型バス | ETC 搭載 |
| 財務課 | 水戸 22 さ 770 | 三菱 | | 中型バス | |
| 財務課 | 水戸 301 す 3246 | トヨタ | プリウス | 普通乗用 | ETC 搭載 |
| 財務課 | 水戸 59 や 287 | トヨタ | カローラワゴン | 小型乗用 | |
| 財務課 | 水戸 45 せ 3574 | ニッサン | ADバン | 小型貨物 | |
| 財務課 | 水戸 300 ち 5873 | トヨタ | マークII | 普通乗用 | |
| 財務課 | 水戸 301 ほ 9585 | トヨタ | プリウス | 普通乗用 | ETC 搭載 |
| 税務課 | 水戸 580 き 4376 | スズキ | アルト | 四輪乗用 | ETC 搭載 |
| 税務課 | 水戸 59 み 7428 | トヨタ | カローラワゴン | 小型乗用 | |
| 税務課 | 水戸 480 つ 3390 | スズキ | エブリイ | 軽貨物 | |
| 健康保険課 | 水戸 580 む 4237 | ダイハツ | ムーブ | 四輪乗用 | |
| 健康保険課 | 水戸 400 つ 6299 | ニッサン | ADバン | 小型貨物 | |
| 健康保険課 | 水戸 580 に 1801 | スバル | ステラ | 四輪乗用 | |
| 診療所 | 水戸 50 ね 8624 | 三菱 | トッポ | 四輪乗用 | 訪問看護車 |
| 診療所 | 水戸 300 な 7145 | ニッサン | セドリック | 普通乗用 | ETC 搭載 |
| 診療所 | 水戸 200 さ 600 | ニッサン | シビリアン | 自家用乗合 | |
| 長寿応援課 | 水戸 50 ま 9469 | スズキ | ワゴンR | 四輪乗用 | |
| 長寿応援課 | 水戸 480 え 4562 | スズキ | エブリイ | 四輪貨物 | |
| 長寿応援課 | 水戸 50 ね 4318 | スズキ | ワゴンR | 四輪乗用 | |
| 長寿応援課 | 水戸 580 ま 8174 | ダイハツ | ミライース | 四輪乗用 | |
| 福祉こども課 | 水戸 580 め 1235 | マツダ | フレアワゴン | 四輪乗用 | |
| 福祉こども課 | 水戸 480 た 750 | スズキ | エブリイバン | 軽貨物 | 赤十字救援車 |
| ななかい保育所 | 水戸 400 す 1907 | ニッサン | ADバン | 小型貨物 | |
| 農業政策課 | 水戸 40 る 2372 | スズキ | エブリー | 四輪貨物 | |
| 農業政策課 | 水戸 480 そ 4516 | ダイハツ | ダンプ | 四輪貨物 | |
| 都市建設課 | 水戸 400 と 2710 | イズ | エルフダンプ | 小型貨物 | |
| 都市建設課 | 水戸 41 け 5211 | スズキ | キャリー | 四輪貨物 | |
| 都市建設課 | 水戸 480 そ 1200 | ホンダ | アクティバン | 四輪貨物 | |
| 都市建設課 | 水戸 500 は 4831 | トヨタ | カローラフィルダー | 小型乗用 | |
| 都市建設課 | 水戸 580 き 4372 | スズキ | アルト | 四輪乗用 | |
| 都市建設課 | 水戸 00 せ 128 | コマツ | 重機 | 大型特殊 | ショベルローダー |
| 都市建設課 | VI020-3-3G154 | ヤンマー | クローラバックホー | A種工作車 | |
| 都市建設課 | 水戸 50 ぬ 6810 | スズキ | ジムニー | 四輪乗用 | |
| 都市建設課 | 水戸 480 つ 3488 | ダイハツ | ハイゼットカーゴ | 軽貨物 | 四駆 |
| 下水道課 | 水戸 400 す 7845 | ニッサン | エキスパート | 小型貨物 | ETC 搭載 |
| 下水道課 | 水戸 400 す 2031 | トヨタ | カルディナバン | 小型貨物 | |
| 下水道課 | 水戸 500 ひ 2530 | トヨタ | カローラフィルダー | 小型乗用 | |

| 課名 | 自動車登録番号 | 社名 | 車名 | 車種 | 用途 |
|------------------|---------------|------|---------|------|--------|
| | | | ー | | |
| 下水道課 | 水戸 480 え 4472 | スズキ | エブリイバン | 四輪貨物 | |
| 水道課 | 水戸 501 も 2208 | ニッサン | ウィングロード | 小型乗用 | 水道課財産 |
| 水道課 | 水戸 480 け 9365 | スズキ | エブリイ | 四輪貨物 | 水道課財産 |
| 水道課 | 水戸 480 か 8831 | スズキ | エブリイ | 四輪貨物 | 水道課財産 |
| 水道課 | 水戸 41 こ 7554 | スズキ | エブリー | 四輪貨物 | 水道課財産 |
| 水道課 | 水戸 480 つ 3500 | スズキ | エブリイ | 四輪貨物 | 水道課財産 |
| 教育委員会 | 水戸 45 す 5491 | トヨタ | カローラバン | 小型貨物 | |
| 教育委員会 | 水戸 400 さ 4665 | ニッサン | AD バン | 小型貨物 | 赤十字救援車 |
| 教育委員会 | 水戸 580 き 4373 | スズキ | アルト | 四輪乗用 | |
| 教育委員会 | 水戸 50 ね 2793 | スズキ | アルト | 四輪乗用 | |
| 教育委員会 (桂公民館) | 水戸 580 ま 8175 | ダイハツ | ミライース | 四輪乗用 | |
| 教育委員会 (常北給食C) | 水戸 59 や 812 | トヨタ | カローラ | 小型乗用 | |
| 教育委員会 (常北公民館) | 水戸 59 や 819 | トヨタ | カローラ | 小型乗用 | |
| 教育委員会 (常北幼稚園) | 水戸 50 ち 1688 | スズキ | アルト | 四輪乗用 | |
| 農業委員会 | 水戸 500 に 4117 | ニッサン | セレナ | 小型乗用 | |

7-4 茨城県防災ヘリコプター応援要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県が設置する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）による県内の市町村及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という。）に対する災害による被害拡大防止のための応援に関し、必要な事項を定めるものとする。

(応援の要請)

第2条 災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長又は消防長（以下「発災市町村等の長」という。）は、当該災害について、次の各号のいずれかに該当することにより防災ヘリの応援を必要と判断した場合は、知事に対してその要請をすることができる。

- (1) 災害が複数の市町村等に拡大するおそれがある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては、災害防止が著しく困難と認められる場合
- (3) 被害者の救急搬送その他、防災ヘリの応援が必要と認められる場合

(応援要請の方法)

第3条 応援の要請は、県防災・危機管理部消防安全課防災航空室あてに、電話等により次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 災害発生現場の最高指揮者の職氏名及び連絡方法
- (5) 飛行場以外の離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資器材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第4条 知事は、前2条の規定により防災ヘリの応援要請を受けた場合は、災害発生現場の気象状況等を確認し、応援が必要と認めたときは、消防安全課防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）を派遣するものとする。

2 知事は、防災ヘリの応援の要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第5条 災害現場における防災航空隊の指揮は、派遣を受けた発災市町村等の長が行うものとする。ただし、緊急の場合の防災航空隊の指揮は、災害現場の最高指揮者が行うことができる。

(経費負担)

第6条 防災ヘリの応援に要する費用は、県が負担するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、防災への応援に関し必要な事項は、県が市町村等と協議して定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

7-5 防災航空隊離発着場

| 地区名 | 名称 | 所在地 |
|------|----------|-------------------|
| 常北地区 | 城里テストコース | 城里町大字小坂1328-23 |
| | 石塚小学校 | 城里町大字石塚2497 |
| 桂地区 | 桂中学校 | 城里町大字阿波山799 |
| | 桂運動公園野球場 | 城里町大字御前山皇都102-1地先 |
| 七会地区 | 七会町民センター | 城里町大字小勝2268-3 |

7-6 物資集積場所一覧

| 番号 | 名 称 | 所 在 地 | 電話番号 | 面 積(㎡) | |
|----|------------------|-----------|--------------|--------|--------|
| | | | | 屋内部分 | 屋外部分 |
| 1 | 石塚小学校 | 石塚2497 | 029-288-2026 | 1,466 | 15,953 |
| 2 | 旧小松小学校 | 上入野2910 | 029-288-3106 | 1,096 | 6,277 |
| 3 | 常北小学校 | 上青山411 | 029-288-2027 | 581 | 11,110 |
| 4 | 旧古内小学校 | 下古内405 | 029-288-3108 | 487 | 4,757 |
| 5 | 常北中学校 | 下青山10 | 029-288-2025 | 1,136 | 20,513 |
| 6 | 茨城県立水戸桜ノ牧高等学校常北校 | 春園1634 | 029-288-2028 | 1,002 | 21,613 |
| 7 | 常北公民館 | 下青山1-1 | 029-288-5575 | 2,364 | 24,600 |
| 8 | コミュニティセンター城里 | 石塚1428-1 | 029-288-6100 | 2,537 | 13,158 |
| 9 | 旧坏小学校 | 上坏624 | | 420 | |
| 10 | 桂小学校 | 孫根291 | 029-289-2655 | 420 | 10,709 |
| 11 | 沢山小学校 | 下阿野沢156 | 029-289-2004 | 432 | 5,806 |
| 12 | 桂中学校 | 阿波山799 | 029-289-2052 | 787 | 7,398 |
| 13 | 桂公民館 | 阿波山167 | 029-289-2220 | 1,537 | |
| 14 | 七会小学校校庭 | 塩子2682 | 0296-88-2620 | | 6,500 |
| 15 | 旧七会西小学校校庭 | 徳蔵891 | | | 4,360 |
| 16 | 七会町民センター | 小勝2268-3 | 0296-88-3111 | 1,640 | 15,000 |
| 17 | 花山体育館 | 塩子2622 | | 640 | |
| 18 | 七会体育館 | 徳蔵891-1 | | 720 | |
| 19 | 旧七会公民館 | 徳蔵357-3 | | 1,327 | |
| 20 | 七会保健福祉センター | 小勝1400 | 0296-88-2321 | 1,461 | |
| 21 | 塩子生活改善センター | 塩子1968-1 | | 165 | |
| 22 | 塩子運動広場 | 塩子3696外 | | | 12,990 |
| 23 | 下赤沢運動広場 | 下赤沢613-1 | | | 10,000 |
| 24 | ホロルの湯 | 下古内1829-3 | 029-288-7775 | 1,588 | 4,834 |

※面積は、学校の屋内部分は体育館、公民館等の場合は施設面積を指す。屋外は運動場・校庭面積を指す。

8 医療救護に関する資料

8-1 災害拠点病院

| 区分 | 医療圏 | 医療機関名 | 住所 | 電話番号 FAX番号 |
|----|-----|-----------|---------------|------------------------------|
| 基幹 | 全県 | 水戸赤十字病院 | 水戸市三の丸3-12-48 | 029-221-5177 029-227-0819 |
| 地域 | 水戸 | 茨城県立中央病院 | 笠間市鯉淵6528 | 0296-77-1121 0296-77-2886 |
| | | 水戸済生会総合病院 | 水戸市双葉台3-3-10 | 029-254-5151 029-254-0502 |

8-2 医療機関一覧

| 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|-------------------|-------------|--------------|
| 石塚地方病院 | 大字石塚1337 | 029-288-3121 |
| いしつか診療所 | 大字石塚558-1 | 029-288-5655 |
| しらベクリニック | 大字上坪886-1 | 029-240-9800 |
| 国民健康保険七会診療所 | 大字小勝1400 | 0296-88-2012 |
| せつクリニック | 大字石塚503-11 | 029-288-6811 |
| 広沢クリニック | 大字上入野2427-1 | 029-288-7651 |
| 城里慶友整形外科 | 大字那珂西1416 | 029-291-8908 |
| かつら歯科クリニック | 大字阿波山1387 | 029-289-2253 |
| 菊池歯科医院 | 大字石塚1195-8 | 029-288-6140 |
| ジュン歯科医院 | 大字石塚2100-9 | 029-288-2411 |
| 沢山診療所歯科診療室 | 大字阿波山165 | 029-289-4097 |
| 松山歯科医院 | 大字石塚2289-2 | 029-288-5981 |
| しろさとハートランド歯科クリニック | 大字那珂西1406-2 | 029-255-7551 |
| あくつデンタルクリニック | 大字石塚2265-14 | 029-350-8241 |

8-3 DMAT指定医療機関

平成28年4月1日現在

| 医療機関名 | 電話番号 | FAX番号 |
|----------------------|--------------|--------------|
| 筑波メディカルセンター病院 | 029-851-3511 | 029-858-2773 |
| 県立中央病院 | 0296-77-1121 | 0296-77-2886 |
| JA とりで総合医療センター | 0297-74-5551 | 0297-74-2721 |
| 取手北相馬保健医療センター 医師会病院 | 0297-78-6111 | 0297-78-6116 |
| 茨城西南医療センター病院 | 0280-87-8111 | 0280-86-7702 |
| 水戸済生会総合病院 | 029-254-5151 | 029-254-0502 |
| 独立行政法人国立病院機構水戸医療センター | 029-240-7711 | 029-240-7788 |
| 総合病院土浦協同病院 | 029-823-3111 | 029-823-1160 |
| 国立大学法人筑波大学附属病院 | 029-853-3900 | 029-853-3904 |
| 水戸赤十字病院 | 029-221-5177 | 029-227-0819 |
| (株)日立製作所ひたちなか総合病院 | 029-354-5111 | 029-354-6842 |
| (株)日立製作所日立総合病院 | 0294-23-8333 | 0294-23-8317 |
| なめがた地域総合病院 | 0299-56-0600 | 0299-37-4111 |
| 古河赤十字病院 | 0280-23-7111 | 0280-23-7120 |
| 水戸協同病院 | 029-231-2371 | 029-221-5137 |
| 県西総合病院 | 0296-75-3171 | 0296-76-1201 |

8-4 医療救護所設置予定場所

| 整理 番号 | 名 称 | 所 在 地 | 電話番号 | 面 積 | |
|----------|----------------------|-----------|--------------|-------------|-------------|
| | | | | 屋内部分 (㎡) | 屋外部分 (㎡) |
| 1 | 石塚小学校 | 石塚2497 | 029-288-2026 | 1,466 | 15,953 |
| 2 | 旧小松小学校 | 上入野2910 | 029-288-3106 | 1,096 | 6,277 |
| 3 | 常北小学校 | 上青山411 | 029-288-2027 | 581 | 11,110 |
| 4 | 旧古内小学校 | 下古内405 | 029-288-3108 | 487 | 4,757 |
| 5 | 常北中学校 | 下青山10 | 029-288-2025 | 1,136 | 20,513 |
| 6 | 茨城県立水戸桜ノ牧 高等学校常北校 | 春園1634 | 029-288-2028 | 1,002 | 21,613 |
| 7 | 常北公民館 | 下青山1-1 | 029-288-5575 | 2,364 | 24,600 |
| 8 | コミュニティセンター城里 | 石塚1428-1 | 029-288-6100 | 2,537 | 13,158 |
| 9 | 常北保健福祉センター | 石塚1428-1 | 029-240-6550 | 3,965 | |
| 10 | 旧坏小学校 | 上坏624 | | 420 | |
| 11 | 桂小学校 | 孫根291 | 029-289-2655 | 420 | 10,709 |
| 12 | 沢山小学校 | 下阿野沢156 | 029-289-2004 | 432 | 5,806 |
| 13 | 桂中学校 | 阿波山799 | 029-289-2052 | 1,972 | 7,398 |
| 14 | 桂公民館 | 阿波山167 | 029-289-2220 | 1,537 | |
| 15 | 岩船地区公民館 | 孫根355-1 | 029-289-4535 | 451 | |
| 16 | 七会小学校校庭 | 塩子2682 | 0296-88-2620 | | 6,500 |
| 17 | 旧七会西小学校校庭 | 徳蔵891 | | | 4,360 |
| 18 | 七会町民センター | 小勝2268-3 | 0296-88-3111 | 1,640 | 15,000 |
| 19 | 花山体育館 | 塩子2622 | | 640 | |
| 20 | 七会体育館 | 徳蔵891-1 | | 720 | |
| 21 | 旧七会公民館 | 徳蔵357-3 | | 1,327 | |
| 22 | 七会保健福祉センター | 小勝1400 | 0296-88-2321 | 1,461 | |
| 23 | 塩子生活改善センター | 塩子1968-1 | | 165 | |
| 24 | 塩子運動広場 | 塩子3696外 | | | 12,990 |
| 25 | 下赤沢運動広場 | 下赤沢613-1 | | | 10,000 |
| 26 | ホロルの湯 | 下古内1829-3 | 029-288-7775 | 1,588 | 9,669 |

※面積は、学校の屋内部分は体育館、公民館等の場合は施設面積を指す。屋外は運動場・校庭面積を指す。

8-5 医薬品等を調達する販売業者一覧

| 名 称 | 所 在 地 | 電 話 番 号 |
|---------------|-------------|--------------|
| じょうほく薬局 | 大字石塚503-5 | 029-240-6061 |
| イシツカ薬局 | 大字石塚1181 | 029-288-3627 |
| アイン薬局常北店 | 大字石塚1341 | 029-240-6400 |
| (有)黒沢薬局 | 大字石塚1504 | 029-288-2046 |
| 共創未来常北薬局 | 大字石塚1376-5 | 029-288-6105 |
| 有限会社黒沢薬局 | 大字石塚1504 | 029-288-2046 |
| コスモファーマー薬局城里店 | 大字那珂西1416 | 029-353-7531 |
| ツルハドラッグ城里店 | 大字那珂西1413-B | 029-255-7555 |
| カワチ薬品城里店 | 大字那珂西2561-1 | 029-288-7470 |
| 共創未来城里薬局 | 大字上坏888-1 | 029-289-4343 |
| 星野薬店 | 大字阿波山982-2 | 029-289-2023 |

8-6 社会福祉施設等一覧

| 名 称 | 所 在 地 | 電 話 番 号 |
|-------------------|--------------|--------------|
| 常北保健福祉センター | 大字石塚1428-1 | 029-240-6550 |
| 七会保健福祉センター | 大字小勝1400 | 0296-88-2128 |
| みどりこども園 | 大字石塚1232-2 | 029-288-2022 |
| 靖光保育園 | 大字石塚2128-2 | 029-288-2572 |
| 認定こども園常北保育園 | 大字那珂西1481-17 | 029-288-3964 |
| 認定こども園桂幼稚園 | 大字阿波山688-1 | 029-288-2131 |
| ななかい保育所 | 大字小勝748 | 0296-88-2123 |
| グリーンなかさい | 大字那珂西1483-3 | 029-288-7200 |
| カーサ・ビアンしろさと | 大字阿波山602 | 029-240-9593 |
| きんもくせい | 大字石塚1223-1 | 029-288-7221 |
| ケアハウス葉桜亭 | 大字那珂西1483-3 | 029-288-7200 |
| 御前山倶楽部 | 大字御前山1500 | 029-291-3219 |
| しまナーシングホーム常北 | 大字石塚539-1 | 029-240-6787 |
| アリア城里 | 大字小勝385 | 0296-70-6112 |
| 桂聖明園 | 高根台1-53 | 029-289-4744 |
| ケアレジデンスデイサービス城里 | 大字石塚2254-1 | 029-240-6251 |
| 城里町社会福祉協議会通所介護事業所 | 大字小勝1400 | 0296-88-2128 |
| フロイデ城里デイサービスセンター | 大字石塚481-1 | 029-255-7666 |
| 通所リハビリテーションはくおう | 大字那珂西1416 | 029-291-8913 |
| ことぶきケアサービス | 大字石塚903-2 | 029-288-6350 |
| 訪問介護サービスサザンクロス | 大字上泉1252-2 | 029-255-7272 |
| フロイデグループホーム桂 | 大字上阿野沢545-1 | 029-289-2040 |

9 保健・衛生に関する資料

9-1 応急給水資器材等一覧

(平成30年3月31日現在)

| 給水車用タンク | | | 給水用ポリ容器 | | |
|---------|----------------------|-----------------------|---------|--------|---------|
| 台数 | 容量 (m ³) | 総容量 (m ³) | 個数 | 容量 (ℓ) | 総容量 (ℓ) |
| 2.0 | 2.0 | 4.0 | 50 | 20 | 1,000 |
| 2.0 | 1.5 | 3.0 | | | |

9-2 給水拠点及び給水能力

(平成30年3月31日現在)

| 浄水場系統 | 施設名称 | 所在地 | 電話 | 施設能力 |
|-------|----------|-------------|--------------|-------------------------|
| 小松系 | 小松浄水場 | 上入野 4183-2 | 029-288-5567 | 3,350 m ³ /日 |
| | 小松配水場 | 上入野 3541-15 | | 1,800 m ³ |
| | 下古内配水場 | 下古内 292-8 | | 140 m ³ |
| | 小勝配水場 | 小勝 807-7 | | 500 m ³ |
| | 塩子配水場 | 塩子 2601 | 0296-88-2085 | 225 m ³ |
| 石塚系 | 石塚浄水場 | 石塚 1635 | 029-288-2530 | 4,170 m ³ /日 |
| | 石塚場内配水池 | 石塚 1635 | | 3,055 m ³ |
| | 那珂西配水場 | 那珂西 2549 | | 200 m ³ |
| 赤沢系 | 赤沢浄水場 | 御前山 322 | 029-289-4084 | 2,820 m ³ /日 |
| | 赤沢配水場 | 御前山 1483-2 | | 640 m ³ |
| | 高根台配水場 | 下阿野沢 1160-1 | 029-289-4551 | 214 m ³ |
| | 岩船(浄)配水場 | 岩船 875-2 | 029-289-4085 | 542 m ³ |

※ 浄水場は浄水能力、配水場は貯水能力となります。

9-3 城里町指定水道工事事業者一覧

所在市区町村別・あいうえお順名簿

平成30年5月8日現在

| 市区町村 | 社名 | 所在地 | 電話番号 | FAX |
|------|-----------|---------------|---------------|--------------|
| 城里町 | 大越水道工事店 | 城里町上古内 707 | 029-288-5275 | 029-288-5745 |
| | (有)岡崎商店 | 城里町石塚 1489 | 029-288-3018 | 029-288-3092 |
| | 小瀬設備 | 城里町徳蔵 1259-5 | 0296-88-3908 | 0296-88-3908 |
| | おなでん | 城里町石塚 1420 | 029-288-3097 | 029-288-5563 |
| | 桂設備 | 城里町錫高野 2772 | 050-3612-3748 | 0295-58-2706 |
| | 桂農機商会 | 城里町上坪 4320 | 029-289-2523 | 029-289-4588 |
| | カトウギ住設 | 城里町北方 1414-4 | 029-289-4113 | |
| | 加藤木設備 | 城里町孫根 420-1 | 029-289-2542 | 029-289-2542 |
| | (株)金長設備工業 | 城里町下坪 1668-2 | 029-289-3778 | 029-289-4146 |
| | 興和設備工業 | 城里町石塚 1584-7 | 029-288-4620 | 029-288-5677 |
| | 澤田建設(株) | 城里町下赤沢 680 | 0296-88-3046 | 0296-88-3046 |
| | (株)三陽造園土木 | 城里町小勝 718-2 | 0296-70-6061 | 0296-88-2063 |
| | 常北建設工業(株) | 城里町増井 1351-3 | 029-288-4583 | 029-288-3896 |
| | 常北設備工業 | 城里町上入野 2450 | 029-288-4351 | 029-288-4397 |
| | 城栄建設(株) | 城里町石塚 1848-3 | 029-288-3611 | 029-288-3681 |
| | 関口工業(株) | 城里町阿波山 108-1 | 029-289-2003 | 029-289-4328 |
| | 測地開発 | 城里町石塚 813-16 | 029-288-2134 | 029-288-2134 |
| | (有)園部管工事 | 城里町上入野 712 | 029-288-4535 | 029-288-4614 |
| | (有)そのべ設備 | 城里町上入野 2829 | 029-288-4352 | 029-288-4383 |
| | 園部設備 | 城里町上入野 2843 | 029-288-5003 | 029-288-5003 |
| | (株)高嶋建設 | 城里町阿波山 1110-2 | 029-289-3069 | 029-240-9580 |
| | 高須電機 | 城里町孫根 1720 | 029-289-2602 | 029-289-2900 |
| | 塚田住宅設備 | 城里町上赤沢 164-2 | 0296-88-3528 | 0296-88-3529 |
| | テラダ設備 | 城里町下坪 1961 | 029-289-4534 | 029-289-4534 |
| | 所水道工事店 | 城里町石塚 502-2 | 029-288-2359 | 029-288-5814 |
| | (株)仲根 | 城里町上入野 2475 | 029-288-5222 | 029-288-5202 |
| | (株)那城工業 | 城里町上入野 3929-1 | 029-239-3508 | 029-239-3509 |
| | (株)常陸建設工業 | 城里町石塚 973-10 | 029-288-6048 | 029-288-2713 |
| | ヒラツカ設備 | 城里町阿波山 968 | 029-289-2076 | 029-289-4460 |

| | | | | |
|--|-------------|--------------|--------------|--------------|
| | 細谷電気工事店 | 城里町徳蔵 770-1 | 0296-88-3027 | 0296-88-3560 |
| | (株)三橋電機 | 城里町石塚 2243-5 | 029-288-3126 | 029-288-3126 |
| | 三原工業(株)常北支店 | 城里町石塚 1166-1 | 029-288-2651 | 029-288-2456 |
| | (有)宮前商店 | 城里町塩子 2545 | 0296-88-2004 | 0296-88-2456 |
| | ライフスポットハマヤ | 城里町塩子 1987-2 | 0296-88-2614 | 0296-88-2613 |
| | 綿引電気商会 | 城里町徳蔵 626 | 0296-88-3118 | 0296-88-3911 |

| | | | | |
|-----------|----------------|------------------|--------------|--------------|
| 水戸市 | アルプス建設(株) | 水戸市平須町 1828-1025 | 029-241-5008 | 029-241-5228 |
| | (有)イイダ設備 | 水戸市鯉淵町 2972 | 029-259-2727 | 029-259-2763 |
| | 飯村機電工業(株)水戸支店 | 水戸市城南 3-2-8 | 029-231-4141 | 029-227-4403 |
| | 茨城公営企業(株) | 水戸市河和田町 4377-95 | 029-252-2226 | 029-252-2312 |
| | 茨城日化サービス(株) | 水戸市吉沢町 301-4 | 029-246-2451 | 029-246-2452 |
| | (株)エイジレスサービス | 水戸市東野町 136-3 | 029-291-3117 | 029-291-3118 |
| | (有)栄和工業 | 水戸市堀町 2023-250 | 029-254-4419 | 029-253-0016 |
| | (有)大澤設備工業 | 水戸市谷津町 393-1 | 029-251-6770 | 029-251-1593 |
| | (有)オオトシ | 水戸市飯島町 475 | 029-255-0955 | 029-255-0962 |
| | (株)オケイワ | 水戸市元吉田町 806-1 | 029-247-5708 | 029-247-1887 |
| | オセ設備工業(株) | 水戸市開江町 950-2 | 029-252-8704 | 029-254-1545 |
| | (有)小沼土木 | 水戸市松ヶ丘 1-5-13 | 029-221-2878 | 029-227-4338 |
| | (有)鹿志村設備工業 | 水戸市川又町 213-5 | 029-269-2973 | 029-269-5755 |
| | 加治設備工業(株) | 水戸市住吉町 73-10 | 029-248-4650 | 029-248-7864 |
| | (株)上水戸大久保工務店 | 水戸市上水戸 4-2-4 | 029-251-5965 | 029-252-3222 |
| | (株)カンエイ | 水戸市石川 1-3844-2 | 029-255-2255 | 029-255-2251 |
| | (有)木村設備工業 | 水戸市田谷町 4683-3 | 029-239-7110 | 029-239-6110 |
| | (株)久保田システムサービス | 水戸市緑町 3-3-8 | 029-225-7716 | 029-231-2250 |
| | (有)久野製作所 | 水戸市元石川町 1816-3 | 029-247-6688 | 029-247-6632 |
| | (株)クラシアン茨城支社 | 水戸市西原 2-16-40 | 029-253-5961 | 029-253-5962 |
| (有)黒沢設備工業 | 水戸市泉町 3-4-31 | 029-221-0833 | 029-221-0830 | |

| | | | | |
|--|-----------------|-----------------|--------------|--------------|
| | (株)鯉淵工業 | 水戸市鯉淵町 1199 | 029-259-2750 | 029-259-2744 |
| | 功堅住設 | 水戸市元吉田町 269-1 | 029-247-9007 | 029-247-9017 |
| | セキ工業(株) | 水戸市金谷町 292-1 | 029-253-3469 | 029-291-4660 |
| | センター電機(株) | 水戸市水府町 1492 | 029-225-3111 | 029-225-3751 |
| | 第一熱学建設(株) | 水戸市千波町 2499-5 | 029-243-1151 | 029-243-0242 |
| | (有)大信住設 | 水戸市小吹町 2418 | 029-243-2823 | 029-243-1978 |
| | (株)大和商工 | 水戸市平須町 1-184 | 029-241-8486 | 029-241-6037 |
| | (株)巴水道工業 | 水戸市見川町 2536-185 | 029-241-1427 | 029-241-7607 |
| | 奈良部設備 | 水戸市千波町 2860 | 029-244-7089 | 029-244-7089 |
| | ノザキ設備工業 | 水戸市河和田 3-2365-1 | 029-253-1490 | 029-253-1490 |
| | (有)ハタ設備工業 | 水戸市平須町 1878-5 | 029-241-3960 | 029-241-0313 |
| | (株)久田設備工業 | 水戸市酒門町 1925 | 029-304-6336 | 029-304-6338 |
| | (株)フジコー | 水戸市浜田 1-19-13 | 029-221-8700 | 029-226-4709 |
| | 富士企業(株) | 水戸市見川町 2410 | 029-243-1777 | 029-243-1793 |
| | ホームクリエイト(株) | 水戸市東台 1-4-15 | 029-231-3325 | 029-221-2950 |
| | 丸大燃工(株) | 水戸市酒門町 4456-5 | 029-247-1880 | 029-247-1872 |
| | 満井建設株式会社 | 水戸市渡里町 3377-36 | 029-306-7771 | 029-306-7772 |
| | (株)水戸住宅設備機器センター | 水戸市河和田町 4010 | 029-252-0807 | 029-252-0806 |
| | (有)吉川設備工業 | 水戸市塩崎町 676-19 | 029-269-2232 | 029-269-2094 |
| | ワコーエンジニアリング(有) | 水戸市田谷町 158-1 | 029-239-6011 | 029-239-6101 |
| | (有)渡辺鉄鋼建設 | 水戸市酒門町 4131-30 | 029-247-5221 | 029-247-5279 |
| | タキデン | 水戸市内原町 840 | 029-259-2104 | |

| | | | | |
|-------|----------------|----------------|--------------|--------------|
| 常陸大宮市 | (有)アンカーライフシステム | 常陸大宮市鷺子 1749 | 0295-58-2400 | 0295-58-3321 |
| | (有)アクツ設備 | 常陸大宮市小倉 1830 | 0295-53-0858 | 0295-53-0139 |
| | (株)石川土木 | 常陸大宮市長倉 1033-4 | 0295-55-3328 | 0295-55-3627 |
| | ウスイ設備工業(株) | 常陸大宮市栄町 1254-3 | 0295-53-3535 | 0295-53-3536 |
| | (株)EBINA | 常陸大宮市下岩瀬 132-7 | 029-353-8775 | |
| | (有)えび名設備工業所 | 常陸大宮市下村田 2461 | 0295-52-0697 | 0295-53-2910 |
| | (有)岡崎設備工業 | 常陸大宮市長倉 145 | 0295-55-2488 | 0295-55-2487 |

| | | | | |
|--|--------------|---------------|--------------|--------------|
| | (有)緒川設備 | 常陸大宮市上小瀬 2294 | 0295-56-2776 | 0295-56-2797 |
| | (有)小野瀬住宅設備機器 | 常陸大宮市山方 526-3 | 0295-57-6154 | 0295-57-6130 |
| | (有)カケフダ設備工業 | 常陸大宮市上小瀬 4919 | 0295-56-2230 | 0295-56-2808 |
| | (株)神永工務店 | 常陸大宮市下村田 33 | 0295-52-1700 | 0295-53-3067 |
| | (有)カモシタ工業 | 常陸大宮市鷹巣 63 | 0295-52-3426 | |
| | (有)クラモチ設備 | 常陸大宮市下村田 60 | 0295-53-2638 | 0295-53-2052 |
| | 栗田設備工業 | 常陸大宮市小倉 770 | 0295-54-1161 | 0295-54-1141 |
| | 創水 | 常陸大宮市三美 167 | 0295-53-2556 | 0295-53-2556 |
| | 竹内住設 | 常陸大宮市長倉 877 | 0295-55-2539 | 0295-55-2559 |
| | 皆川電機商会 | 常陸大宮市野口 1438 | 0295-55-2529 | 0295-55-2438 |
| | (有)ライフ | 常陸大宮市長倉 832-2 | 0295-55-4830 | 0295-55-2919 |

| | | | | |
|-----|-----------|--------------|--------------|--------------|
| 笠間市 | (株)イチゲ電設 | 笠間市鯉淵 6732-6 | 0296-77-8228 | 0296-77-8229 |
| | (株)カワイ | 笠間市矢野下 399 | 0296-77-4555 | 0296-77-0889 |
| | (株)ゴミタ | 笠間市金井 80 | 0296-72-5694 | 0296-72-5695 |
| | 友部電気 | 笠間市笠間 1712 | 0296-72-1595 | 0296-72-1595 |
| | 谷田部ポンプ工業所 | 笠間市下市毛 824-2 | 0296-72-1379 | 0296-72-0741 |
| | (株)山田住設 | 笠間市日草場 161 | 0296-71-0307 | 0296-72-9078 |
| | 山口工務店 | 笠間市小原 3111-5 | 0296-73-5456 | |

| | | | | |
|-----|------------|------------------------------|--------------|--------------|
| 那珂市 | (株)アクア | 那珂市瓜連 869 | 029-296-9011 | 029-296-9012 |
| | (株)石川工業 | 那珂市菅谷 4116-4 | 029-298-2002 | 029-295-2246 |
| | 上杉設備工業 | 那珂市中台 211-1 ソレアード・パラシオ 203 号 | 029-219-9218 | 029-219-9219 |
| | (有)大内設備工業所 | 那珂市菅谷 3191 | 029-298-1774 | 029-298-1896 |
| | 高圧設備(有) | 那珂市菅谷 1978-4 | 029-295-1765 | 029-295-0505 |
| | (株)幸陽サブコン | 那珂市瓜連 1594 | 029-296-0857 | 029-296-2462 |
| | 寿設備工業 | 那珂市西木倉 487-2 | 029-298-2523 | |
| | (有)斉藤建材 | 那珂市下江戸 1153 | 029-297-0548 | 029-297-0313 |
| | 三榮工事 | 那珂市鴻巣 879-1 | 029-298-4802 | 029-298-9347 |
| | 寺門工業 | 那珂市古徳 591 | 029-296-4480 | 029-296-4480 |
| | (有)寺門住宅設備 | 那珂市飯田 2183 | 029-298-2429 | 029-298-2620 |

| | | | | |
|--|---------|--------------|--------------|--------------|
| | (株)藤和 | 那珂市菅谷 3094 | 029-295-5674 | 029-295-5764 |
| | (有)山田設備 | 那珂市豊喰 1108-5 | 029-298-3041 | 029-298-3602 |

| | | | | |
|----------|------------------|----------------------|--------------|--------------|
| ひたちなか市 | (有)阿部商会 | ひたちなか市中根 3365-10 | 029-275-4396 | 029-275-4855 |
| | (有)エビス工業 | ひたちなか市枝川 326-18 | 029-303-2330 | 029-303-2331 |
| | 川野工務店 | ひたちなか市田彦 1016-57 | 029-273-1687 | 029-274-4622 |
| | (有)伸和工業 | ひたちなか市相金町 5-3 | 029-263-7374 | 029-262-5264 |
| | 砂押工業(株) | ひたちなか市高野 338-4 | 029-285-3626 | 029-285-8161 |
| | (株)大成設備工業 | ひたちなか市大字後台 454-5 | 029-273-2930 | 029-273-2162 |
| | 大和工業(株) | ひたちなか市大平 2-3-6 | 029-274-1125 | 029-274-1127 |
| | タカラ創業 | ひたちなか市高野 3286-1 | 029-285-9030 | |
| | (株)塚田建設工業 | ひたちなか市平磯遠原町 14-10 | 029-264-3064 | 029-264-3104 |
| | 戸田工業(株) | ひたちなか市高野 1154-4 | 029-285-7816 | 029-285-7085 |
| | (有)中崎設備工業 | ひたちなか市和田町 3-1- 27 | 029-263-7211 | 029-263-7215 |
| | (株)那波屋工業 | ひたちなか市湊本町 28-17 | 029-262-2839 | 029-262-3282 |
| | (株)福吉工業 水戸支店 | ひたちなか市市毛 1123 | 029-229-0025 | 029-229-0026 |
| | 双葉工業(株) | ひたちなか市中根 4957-5 | 029-273-5803 | 029-273-1034 |
| | 穂坂設備工業 | ひたちなか市田中後 26-7 | 029-262-5271 | 029-262-5273 |
| | (株)丸清設備工業 | ひたちなか市稲田 720-1 | 029-285-0749 | 029-285-0626 |
| | (有)ミズノ工業 | ひたちなか市大字馬渡 3568 | 029-275-1277 | 029-275-4992 |
| | (有)武藤設備工業 | ひたちなか市佐和 1103-20 | 029-285-7601 | 029-285-7641 |
| (有)森設備工業 | ひたちなか市東石川 3140 | 029-273-7450 | 029-274-5047 | |
| ワダ工業 | ひたちなか市後台 460-587 | 029-275-7216 | 029-275-7216 | |

| | | | | |
|-------|---------------|---------------|--------------|--------------|
| 常陸太田市 | 小林設備工業 | 常陸太田市和久町 1299 | 0294-85-0337 | 0294-85-0313 |
| | 常陸設備工業 | 常陸太田市内田町 3659 | 0294-74-3962 | 0294-74-3075 |
| | (株)明治商会常陸太田支店 | 常陸太田市春友町 332 | 0294-78-0225 | 0294-78-0412 |

| | | | | |
|-----|-------------|-----------------|--------------|--------------|
| 日立市 | (有)塩嶋工務店 | 日立市日高町 1-14-5 | 0294-42-4918 | 0294-43-2394 |
| | 大勝工業(株) | 日立市千石町 2-7-7 | 0294-34-4569 | 0294-34-4554 |
| | (株)高木工務店 | 日立市日高町 2-12-4 | 0294-42-4024 | 0294-42-4025 |
| | 中央工業(株) | 日立市金沢町 3-2-2 | 0294-34-2843 | 0294-34-2837 |
| | 日新設備(有) | 日立市城南町 1-10-21 | 0294-24-2507 | 0294-22-9657 |
| | (株)三ツ和水道工業所 | 日立市東多賀町 5-15-21 | 0294-34-3526 | 0294-34-5626 |

| | | | | |
|------|--------|----------------|--------------|--------------|
| 北茨城市 | 小原沢工務店 | 北茨城市磯原町上相田 412 | 0293-43-1041 | 0293-43-1061 |
|------|--------|----------------|--------------|--------------|

| | | | | |
|-----|-------|--------------|--------------|--------------|
| 高萩市 | 大成不動産 | 高萩市石滝 2211-2 | 0293-22-4225 | 0293-22-0777 |
|-----|-------|--------------|--------------|--------------|

| | | | | |
|-----|----------|----------------|--------------|--------------|
| 茨城町 | (株)コウリョウ | 茨城町前田 1065-1 | 029-292-2367 | 029-292-9083 |
| | (有)遠西工業 | 茨城町上石崎 4717-19 | 029-293-9688 | 029-293-9445 |
| | 竜福設備 | 茨城町小堤 189-6 | 029-292-0382 | 029-292-7509 |
| | (株)和幸工業 | 茨城町奥谷 1976 | 029-292-7229 | 029-292-7282 |
| | 渡辺工業 | 茨城町大字上飯沼 486 | 029-219-1033 | 029-219-1034 |

| | | | | |
|------|--------|------------|--------------|--------------|
| 小美玉市 | (株)スズヤ | 小美玉市羽鳥 798 | 0299-46-0007 | 0299-46-4429 |
|------|--------|------------|--------------|--------------|

| | | | | |
|-------------|---------|--------------------|--------------|--------------|
| かすみが うら市 | (有)新和工業 | かすみがうら市下稲吉 3972 | 029-832-0560 | 029-832-0633 |
|-------------|---------|--------------------|--------------|--------------|

| | | | | |
|-----|---------|--------------|--------------|--------------|
| 桜川市 | 伊藤設備工事 | 桜川市岩瀬 1346-2 | 0296-76-0421 | 0296-76-2176 |
| | (株)岩瀬双葉 | 桜川市中泉 332-1 | 0120-315-433 | 0296-76-1562 |

| | | | | |
|-----|--------|--------------|--------------|--------------|
| 筑西市 | (株)セバタ | 筑西市横塚 1371-4 | 0296-47-3412 | 0296-47-3412 |
|-----|--------|--------------|--------------|--------------|

| | | | | |
|------|-----------|---------------|--------------|--------------|
| つくば市 | 東部設備工業(株) | つくば市高野 1202-4 | 029-847-8126 | 029-847-8108 |
| | 山喜工業 | つくば市東光台 1-4-1 | 029-869-9075 | 029-869-9075 |

| | | | | |
|-----|---------|---------------|--------------|--------------|
| 鉾田市 | 飯田設備 | 鉾田市上富田 1869-3 | 0291-36-5004 | 0291-36-5034 |
| | (有)ハシモト | 鉾田市箕輪 1708 | 0291-37-1859 | 0291-37-0867 |
| | (株)マルシン | 鉾田市勝下 1505-6 | 0291-34-4111 | 0291-34-4114 |

| | | | | |
|-----|-----------|-------------|--------------|--------------|
| 行方市 | (有)丸大設備産業 | 行方市玉造甲 4943 | 0299-55-2922 | 0299-55-1828 |
|-----|-----------|-------------|--------------|--------------|

| | | | | |
|------|---------------------|----------------------|--------------|--------------|
| 世田谷区 | 三菱電機システムサー ビス(株) | 東京都世田谷区太子堂 4- 1-1 | 03-5431-7750 | 03-5431-7711 |
|------|---------------------|----------------------|--------------|--------------|

| | | | | |
|-----|-----------------|---------------------------------|--------------|--------------|
| 大阪市 | 株式会社 イースマイ ル | 大阪府大阪市中央区瓦屋 町 3-7-3 イースマイルビル | 06-7739-2525 | 06-7739-2526 |
|-----|-----------------|---------------------------------|--------------|--------------|

| | | | | |
|-----|-----------------|-------------------------------|--------------|--------------|
| 広島市 | 株式会社 アクアライ ン | 広島市中区上八丁堀 8-8 第1 ウエノヤビル 6F | 082-502-6644 | 082-502-4660 |
|-----|-----------------|-------------------------------|--------------|--------------|

平成 30 年 4 月 25 日現在

9 - 4 公共下水道・農業集落排水設備指定工事店一覧

町内指定工事店

平成 30 年 4 月 25 日現在

| 工事店名 | 所在地 | 電話番号 | FAX 番号 |
|-----------|---------------|---------------|--------------|
| 青木鉄工 | 城里町阿波山 555-2 | 029-289-3129 | 029-289-3129 |
| 大越水道工事店 | 城里町上古内 707 | 029-288-5275 | 029-288-5745 |
| (有)岡崎商店 | 城里町石塚 1489 | 029-288-3018 | 029-288-3092 |
| おなでん | 城里町石塚 1420 | 029-288-3097 | 029-288-5563 |
| 桂設備 | 城里町錫高野 2772 | 050-3612-3748 | 029-289-2372 |
| カトウギ住設 | 城里町北方 1414-4 | 029-289-4113 | 029-289-4113 |
| 加藤木設備 | 城里町孫根 420-1 | 029-289-2542 | 029-289-2542 |
| (株)金長設備工業 | 城里町下坪 1668-2 | 029-289-3778 | 029-289-4146 |
| (株)河原井 | 城里町石塚 868-3 | 029-288-2803 | 029-288-2803 |
| (株)桐原工務店 | 城里町粟 339-2 | 029-289-2395 | 029-289-2210 |
| 興和設備工業 | 城里町石塚 1580-2 | 029-288-4620 | 029-288-5677 |
| 常北建設工業(株) | 城里町増井 1504-6 | 029-288-4583 | 029-288-3896 |
| 常北設備工業 | 城里町上入野 2450 | 029-288-4351 | 029-297-6896 |
| 関口工業(株) | 城里町阿波山 108-1 | 029-289-2003 | 029-289-4328 |
| 測地開発 | 城里町石塚 813-16 | 029-288-2134 | 029-288-2134 |
| 園部設備 | 城里町上入野 2843 | 029-288-5003 | 029-288-5003 |
| (有)そのべ設備 | 城里町上入野 2828 | 029-288-4352 | 029-288-4383 |
| (株)高嶋建設 | 城里町阿波山 1110-2 | 029-289-3069 | 029-240-9580 |
| 高須電機 | 城里町孫根 1720 | 029-289-2602 | 029-289-2900 |
| 高部土建工業 | 城里町下古内 1439 | 029-288-5310 | 029-288-5310 |
| 塚田住宅設備 | 城里町上赤沢 164-2 | 0296-88-3528 | 0296-88-3529 |
| (有)東海組 | 城里町那珂西 2490 | 029-288-3091 | 029-288-5645 |
| 所水道工事店 | 城里町石塚 502-2 | 029-288-2359 | 029-288-5814 |
| (株)仲根 | 城里町上入野 2475 | 029-288-5222 | 029-288-5202 |
| ヒラツカ設備 | 城里町阿波山 968 | 029-289-2076 | 029-289-4460 |
| (株)三橋電機 | 城里町石塚 2243-5 | 029-288-3126 | 029-288-3126 |

町外指定工事店

| 工事店名 | 所在地 | 電話番号 | FAX 番号 |
|-----------------|-----------------|--------------|--------------|
| (有)栄和工業 | 水戸市大塚町 1863-69 | 029-254-4419 | 029-253-0016 |
| (有)大澤設備工業 | 水戸市谷津町 393-1 | 029-251-6770 | 029-251-1593 |
| (有)オオトシ | 水戸市飯島町 475 | 029-255-0955 | 029-255-0962 |
| オセ設備工業(株) | 水戸市開江町 950-2 | 029-252-8704 | 029-254-1545 |
| 関東クリーン設備工業(株) | 水戸市見川 4-681-5 | 029-243-0896 | 029-244-4369 |
| (有)黒沢設備工業 | 水戸市泉町 3-4-31 | 029-221-0833 | 029-221-0830 |
| 第一熱学建設(株) | 水戸市千波町 2499-5 | 029-243-1151 | 029-241-7166 |
| (有)大信住設 | 水戸市小吹町釜場 2418 | 029-243-2823 | 029-243-1978 |
| (株)巴水道工業 | 水戸市見川町 2563-185 | 029-241-1427 | 029-241-7607 |
| (株)中崎総合設備 | 水戸市石川 3-4121-7 | 029-253-1200 | 029-254-7700 |
| 長野設備工業 | 水戸市飯富町 1631 | 029-229-7332 | 029-229-8476 |
| (株)はじめ工業 | 水戸市三の丸 3-6-2 | 029-297-4233 | 029-297-4234 |
| (有)ハタ設備工業 | 水戸市平須町 1878-5 | 029-241-3960 | 029-241-0313 |
| (株)久田設備工業 水戸営業所 | 水戸市酒門町 1925 | 029-304-6336 | 029-304-6338 |
| (株)フジコー | 水戸市浜田 1-19-13 | 029-221-8700 | 029-226-4709 |
| ホームクリエイト(株) | 水戸市東台 1-4-15 | 029-231-3325 | 029-221-2950 |
| 丸大燃工(株) | 水戸市酒門町 4456-5 | 029-247-1880 | 029-247-1872 |
| (株)水戸住宅設備機器センター | 水戸市河和田町 4010 | 029-252-0807 | 029-252-0806 |
| (有)アクツ設備 | 常陸大宮市小倉 1830 | 0295-53-0858 | 0295-53-0139 |
| (有)岡崎設備工業 | 常陸大宮市長倉 145 | 0295-55-2488 | 0295-55-2487 |
| (有)小野瀬住宅設備機器 | 常陸大宮市山方 526-3 | 0295-57-6154 | 0295-57-6130 |
| (有)カケフダ設備工業 | 常陸大宮市上小瀬 4919 | 0295-56-2230 | 0295-56-2808 |
| (株)神永工務店 | 常陸大宮市下村田 33 | 0295-52-1700 | 0295-53-3067 |
| (有)クラモチ設備 | 常陸大宮市下村田 60 | 0295-53-2638 | 0295-53-2052 |
| (株)小林工務店 | 常陸大宮市泉 542-12 | 0295-52-3650 | 0295-52-3674 |
| 創水 | 常陸大宮市三美 167 | 0295-53-2556 | 0295-53-2556 |
| 竹内住設 | 常陸大宮市長倉 877 | 0295-55-2539 | 0295-55-2559 |
| (株)カワイ | 笠間市矢野下 399 | 0296-77-4555 | 0296-77-0889 |
| (株)ゴミタ | 笠間市金井 80 | 0296-72-5694 | 0296-72-5695 |
| 谷田部ポンプ工業所 | 笠間市下市毛 824-2 | 0296-72-1379 | 0296-72-0741 |
| 茨城日化サービス(株) | ひたちなか市田彦 434-1 | 029-274-2451 | 029-275-0229 |

町外指定工事店

| 工事店名 | 所在地 | 電話番号 | FAX 番号 |
|---------------|----------------------------------|--------------|--------------|
| (有)エビス工業 | ひたちなか市枝川 326-18 | 029-303-2330 | 029-303-2331 |
| 川野工務店 | ひたちなか市田彦 1016-57 | 029-273-1687 | 029-274-4622 |
| (有)伸和工業 | ひたちなか市相金町 5-3 | 029-263-7374 | 029-262-5264 |
| 砂押工業(株) | ひたちなか市高野 338-4 | 029-285-3626 | 029-285-8161 |
| (株)大成設備工業 | ひたちなか市後台 454-5 | 029-273-2930 | 029-273-2162 |
| 戸田工業(株) | ひたちなか市高野 1154-4 | 029-285-7816 | 029-285-7085 |
| (有)中崎設備工業 | ひたちなか市和田町 3-1-27 | 029-263-7211 | 029-263-7215 |
| (株)那波屋工業 | ひたちなか市湊本町 28-17 | 029-262-2839 | 029-262-3282 |
| 双葉工業(株) | ひたちなか市中根 4957-5 | 029-273-5803 | 029-273-1034 |
| (有)丸清設備工業 | ひたちなか市稲田 720-1 | 029-285-0749 | 029-285-0626 |
| (有)ミズノ工業 | ひたちなか市馬渡 3568 | 029-275-1277 | 029-275-4992 |
| (有)森設備工業 | ひたちなか市東石川 3140 | 029-273-7450 | 029-274-5047 |
| 大和工業(株) | ひたちなか市大平 2-3-6 | 029-274-1125 | 029-274-1127 |
| ワダ工業 | ひたちなか市松戸町 2-15-9 | 029-275-7216 | 029-275-7216 |
| (株)石川工業 | 那珂市菅谷 4116-4 | 029-298-2002 | 029-295-2246 |
| 上杉設備工業 | 那珂市中台 211-1 ソレアード・ パラシオ 203 号 | 029-219-9218 | 029-219-9219 |
| (有)大内設備工業所 | 那珂市菅谷 3191 | 029-298-1774 | 029-298-1896 |
| 桐原設備工業 | 那珂市菅谷 1535-7 グランディ ール A 棟 103 | 029-219-5142 | 029-219-5307 |
| 高圧設備(有) | 那珂市菅谷 1978-4 | 029-295-1765 | 029-295-0505 |
| (株)幸陽サブコン | 那珂市瓜連 1594 | 029-296-0857 | 029-296-2462 |
| 寿設備工業 | 那珂市西木倉 487-2 | 029-298-2523 | 029-298-2523 |
| (株)清水建設 | 那珂市菅谷 517-1 | 029-298-0074 | 029-298-0109 |
| 寺門工業 | 那珂市古徳 591 | 029-296-4480 | 029-296-4480 |
| (有)寺門住宅設備 | 那珂市飯田 2183 | 029-298-2429 | 029-298-2620 |
| (株)藤和 | 那珂市菅谷 3094 | 029-295-5674 | 029-295-5764 |
| (有)山田設備 | 那珂市豊喰 1108-5 | 029-298-3041 | 029-298-3602 |
| 中央工業(株) | 日立市金沢町 3-2-2 | 0294-34-2843 | 0294-34-2837 |
| (株)三ツ和水道工業所 | 日立市東多賀町 5-15-21 | 0294-34-3526 | 0294-34-5626 |
| (株)井坂組 | 常陸太田市大里町 3974 | 0294-76-2005 | 0294-76-1410 |
| 小林設備工業 | 常陸太田市和久町 1299 | 0294-85-0337 | 0294-85-0313 |
| 常陸設備工業 | 常陸太田市内田町 3659 | 0294-74-3962 | 0294-74-4121 |
| (株)明治商会常陸太田支店 | 常陸太田市春友町 332 | 0294-78-0225 | 0294-78-0412 |
| (株)スズヤ | 小美玉市羽鳥 798 | 0299-46-0007 | 0299-46-4429 |
| 飯田設備 | 鉾田市上富田 1869-3 | 0291-36-5004 | 0291-36-5034 |
| (有)ハシモト | 鉾田市箕輪 1708 | 0291-37-1859 | 0291-37-0867 |
| (有)遠西工業 | 東茨城郡茨城町上石崎 4717-19 | 029-293-9688 | 029-293-9445 |
| (有)和幸工業 | 東茨城郡茨城町奥谷 1976 | 029-292-7229 | 029-292-7282 |
| 加治設備工業(株) | 東茨城郡大洗町磯浜町 748-1 | 029-266-2406 | 029-267-1270 |

9-5 一般廃棄物収集運搬許可業者一覧（平成30年度現在）

1 収集運搬業（ごみ）

| 事業者名 | 事務所 | 問合せ先 |
|--------------------|------------------|--------------|
| アミックスサービス(株) | 城里町大字下古内 1703-5 | 029-288-7676 |
| 安藤商事 | 城里町大字石塚 931-6 | 029-288-6712 |
| (有)園部商事 | 城里町大字上入野 2067 | 029-288-4711 |
| 南條商事 | 城里町大字錫高野 761-6 | 029-289-3588 |
| 水戸市再資源化事業協同組合 | 城里町大字勝見沢 85 | 029-269-4165 |
| 北関東通商(株) | 水戸市大串町 566-3 | 029-269-2033 |
| (株)さしろ | 笠間市大淵 859 | 0296-72-4503 |
| (株)結南クリーンセンター | 結城市結城 7188 | 0296-33-0636 |
| (株)茨城県クリニック・クリーン協会 | 水戸市鯉淵町 1-5 | 029-259-7200 |
| 勝田環境(株) | ひたちなか市津田 2554-2 | 029-272-2141 |
| アミックス(株) | ひたちなか市津田東 2-6-12 | 029-274-1762 |
| (有)茨城環境開発 | 笠間市福田 3005-1 | 0296-72-8181 |

2 収集運搬・浄化槽清掃業（し尿及び浄化槽汚泥）

| 事業者名 | 事務所 | 問合せ先 |
|--------------|-----------------|--------------|
| (有)桂クリーンセンター | 城里町大字阿波山 1124-1 | 029-289-2177 |
| (有)城北企業 | 水戸市袴塚 1-7-21 | 029-231-5762 |

9-6 ごみ焼却施設

(平成25年4月1日現在)

| 名 称 | 所 在 地 | 規 模 t/日 | 処 理 方 式 | 使用開始年月 (使用開始予定年月) |
|-----------|------------|------------|------------|----------------------|
| 城里町環境センター | 城里町下古内1680 | 30 | 機・バ | 59.3 |

9-7 粗大ごみ処理施設

(平成25年4月1日現在)

| 名 称 | 所 在 地 | 規 模 t/日 | 処 理 方 式 | 使用開始年月 |
|-----------|------------|------------|------------|--------|
| 城里町環境センター | 城里町下古内1680 | 5 | 切断機 | 59.3 |

※注 「切断機」とは、家具等の可燃性粗大ごみを破砕する施設である。

9-8 し尿処理施設

(平成25年4月1日現在)

| 名 称 | 所 在 地 | 規 模 kℓ/日 | 処 理 方 式 | 竣工(使用開始) 年 月 |
|-----------|-------------|-------------|------------|-----------------|
| 城里町衛生センター | 城里町大字小勝2571 | 38 | 高・膜 | 7.12 |

※注 「高・膜」は高負荷膜処理方式の意味である。

10 消防・水防に関する資料

10-1 消防団員数

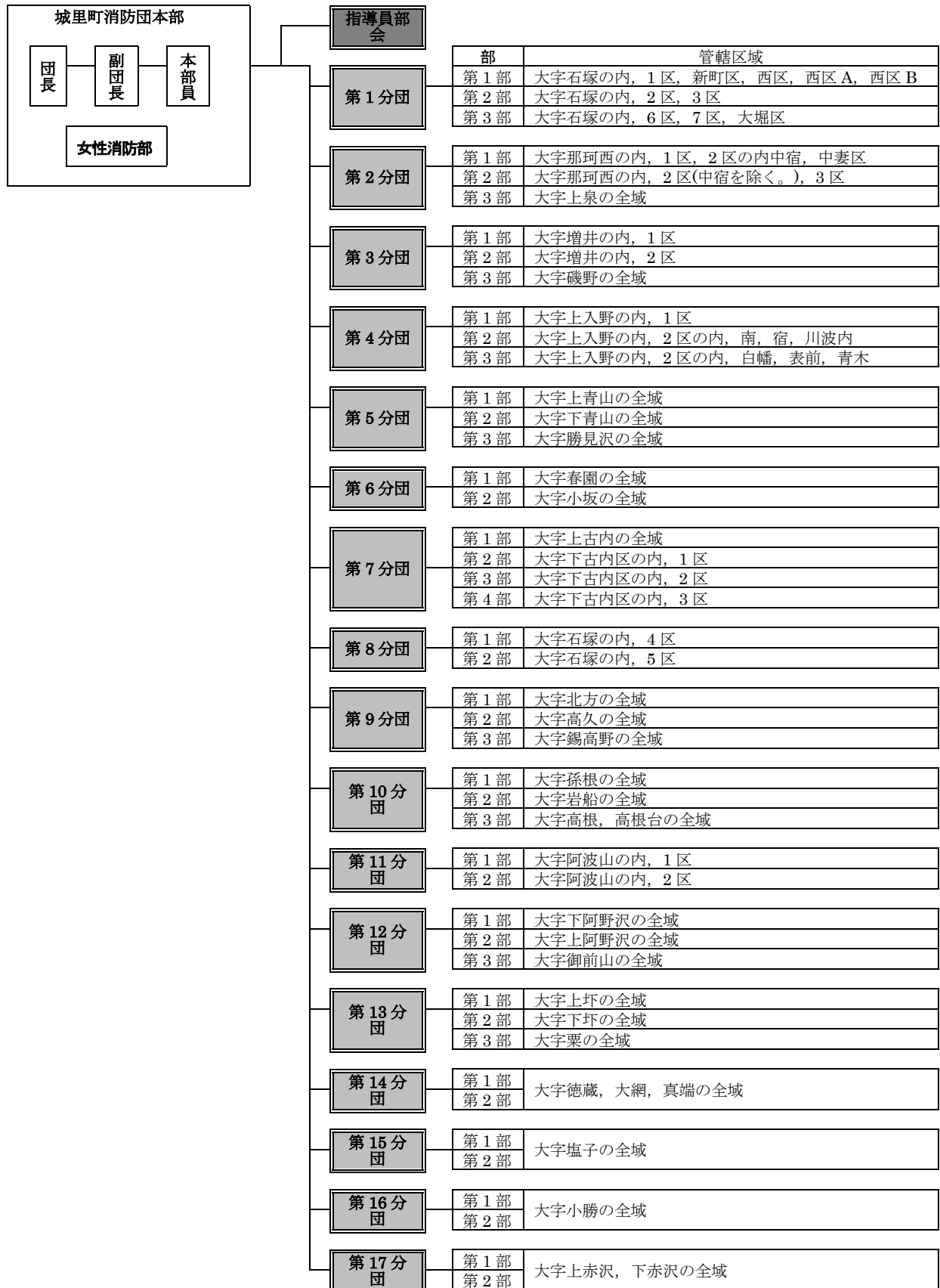
(平成30年10月1日現在)

| | 役職名・分団名 | 定数(人) | 実数(人) |
|-------|---------|-------|-------|
| 団本部 | 団 長 | 1 | 1 |
| | 副 団 長 | 3 | 3 |
| | 本 部 員 | 8 | 8 |
| | 女性消防部 | 10 | 8 |
| 指導員部会 | 指 導 員 | 15 | 2 |
| 分 団 | 第1分団 | 30 | 28 |
| | 第2分団 | 30 | 22 |
| | 第3分団 | 30 | 27 |
| | 第4分団 | 30 | 27 |
| | 第5分団 | 30 | 21 |
| | 第6分団 | 18 | 14 |
| | 第7分団 | 37 | 30 |
| | 第8分団 | 18 | 17 |
| | 第9分団 | 45 | 42 |
| | 第10分団 | 45 | 37 |
| | 第11分団 | 30 | 23 |
| | 第12分団 | 45 | 43 |
| | 第13分団 | 45 | 38 |
| | 第14分団 | 30 | 23 |
| | 第15分団 | 30 | 28 |
| | 第16分団 | 30 | 21 |
| | 第17分団 | 30 | 28 |
| 合 計 | | 590 | 491 |

10-2 消防団管轄区域

城里町消防団系統図・管轄区域

(平成30年4月1日現在)



10-3 自主防災組織一覽

(平成 30 日年 4 月 1 日現在)

| | 組織名 | 世帯数 | 結成年月日 |
|----|---------------|-------|-------------------|
| 1 | 勝見沢区自主防災会 | 38 | 平成 19 年 11 月 19 日 |
| 2 | 新町区自主防災会 | 141 | 平成 20 年 4 月 25 日 |
| 3 | 石塚西区自主防災会 | 160 | 平成 20 年 9 月 15 日 |
| 4 | 上青山区自主防災会 | 92 | 平成 20 年 9 月 7 日 |
| 5 | 下古内三区自主防災会 | 48 | 平成 20 年 7 月 20 日 |
| 6 | 岩船区自主防災会 | 39 | 平成 20 年 6 月 24 日 |
| 7 | 高根区自主防災会 | 75 | 平成 20 年 10 月 5 日 |
| 8 | 阿波山二区自主防災会 | 190 | 平成 20 年 10 月 10 日 |
| 9 | 下阿野沢区自主防災会 | 104 | 平成 20 年 10 月 16 日 |
| 10 | 上阿野沢区自主防災会 | 80 | 平成 20 年 7 月 18 日 |
| 11 | 御前山区自主防災会 | 148 | 平成 20 年 10 月 10 日 |
| 12 | 小勝一区自主防災会 | 75 | 平成 21 年 6 月 19 日 |
| 13 | 錫高野区自主防災会 | 120 | 平成 24 年 5 月 1 日 |
| 14 | 那珂西三区自主防災会 | 98 | 平成 26 年 10 月 26 日 |
| 15 | 塩子一区(上宿)自主防災会 | 28 | 平成 27 年 4 月 28 日 |
| | 合計 | 1,436 | |

10-4 危険物等施設の状況

(平成30年3月31日現在)

| 製造所等の区分 項目 | | 合計 | 貯蔵所 | | | | | | | 取扱所 | | | | | | |
|---------------|-----------------|----|-----|----|-------|-------|-------|-------|-------|-----|----|-----|-----|----|----|----|
| | | | 小計 | 屋内 | 屋外タンク | 屋内タンク | 地下タンク | 移動タンク | 屋外貯蔵所 | 小計 | 給油 | 自家用 | セルフ | 販売 | 一般 | 詰替 |
| 施設数 | | 66 | 35 | 5 | 5 | | 15 | 10 | | 31 | 28 | 17 | | | 3 | 3 |
| 数量別 | 5倍以下 | 31 | 27 | 3 | 5 | | 9 | 10 | | 4 | 4 | 4 | | | | |
| | 5倍を超え10倍以下 | 7 | 6 | 1 | | | 5 | | | 1 | | | | | 1 | 1 |
| | 10倍を超え50倍以下 | 19 | 2 | 1 | | | 1 | | | 17 | 15 | 11 | | | 2 | 2 |
| | 50倍を超え100倍以下 | 3 | | | | | | | | 3 | 3 | | | | | |
| | 100倍を超え150倍以下 | 5 | | | | | | | | 5 | 5 | 2 | | | | |
| | 150倍を超え200倍以下 | 1 | | | | | | | | 1 | 1 | | | | | |
| | 200倍を超え1,000倍以下 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 類別 | 単独 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 第1類 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 第2類 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 第3類 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 第4類 | 66 | 35 | 5 | 5 | | 15 | 10 | | 31 | 28 | 17 | | | 3 | 3 |
| | 第5類 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 第6類 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 混在 | | | | | | | | | | | | | | | |

※ 自家用、セルフ及び詰替は再掲したもの

10-5 火薬等取締対象施設の現況

(平成26年3月31日現在)

| 対象別 | 火薬類 | 高 圧 ガ ス | | | | | | | |
|-----|------------|----------|----------|-----|----|---|-----|-----|-----------|
| | | 製 造 所 | | | | | 貯蔵所 | 販売所 | 容器 検査所 |
| | 販 売 (紙) | 製造 一種 | 製造 二種 | 冷 凍 | | 計 | | | |
| | | | | 一種 | 二種 | | | | |
| 城里町 | 1 | 1 | 4 | | 1 | 1 | 2 | 14 | 1 |

注：高圧ガス

- 1 製造所欄は事業所数
- 2 貯蔵所は第1種貯蔵所＋第2種貯蔵所の数
- 3 販売所は一般高圧ガスの販売所数

11 水防に関する資料

11-1 城里町水防協議会条例

平成17年2月1日 条例第19号

(設置)

第1条 水防法(昭和24年法律第193号)第26条第1項の規定に基づき、城里町の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議するため城里町水防協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、会長1人、委員19人以内をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係ある団体の代表及び学識経験のある者のうちから、町長が命じ、又は委嘱する。

(会長及び代理者)

第3条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定した委員がその職務を代行する。

(任期)

第4条 関係行政機関の職員たる委員の任期は、その職にある期間とし、その他の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 町長が特別の理由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、その任期中においてもこれを免じ、又は解嘱することができる。

(招集)

第5条 会長は、会議を招集し、その議長となる。

(定足数及び表決)

第6条 協議会は、委員の3分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、会長の命を受け、総務課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、協議会に諮り町長が定める。

附 則

この条例は、平成17年2月1日から施行する。

12 ボランティアに関する資料

12-1 ボランティア現地・支援本部のフローチャート

13 食糧・備蓄等に関する資料

13-1 公的備蓄物資の保管状況

平成29年4月1日現在

| No | 場所 | 缶入りパン | | 非常用クッキー | | 米飯 | おかゆ | その他 食料 | 食糧計 | 飲料水 | 毛布 | | 防水シート | | 簡易トイレ (袋型) | | 簡易トイレ (箱型) | | パーソナル テント | | | | | | | | | | | | |
|----|-------------|--------|-----|---------|-------|-----|--------|-----------|---------|-----------|-------|----|--------|-----|---------------|-------|---------------|-----|--------------|--------|----|-----|---|-----|---|----|---|----|---|----|---|
| | | 缶 | 箱 | 袋 | 箱 | | | | | | 袋 | 袋 | 枚 | 箱 | 枚 | 箱 | 回 | 箱 | 台 | 箱 | 張 | 箱 | | | | | | | | | |
| 1 | 常陸太田合同庁舎 | 312 | 13 | 1,190 | 17 | 袋 | 袋 | | 1,502 食 | | 80 | 8 | 枚 | 箱 | | 回 | 箱 | 台 | 箱 | 張 | 箱 | | | | | | | | | | |
| 2 | 高萩合同庁舎 | 672 | 28 | 2,450 | 35 | 袋 | 袋 | | 3,122 食 | | 240 | 24 | 枚 | 20 | 100 | 20 | 2,000 | 20 | 10 | 2 | 5 | 5 | | | | | | | | | |
| 3 | 日立保健所 | 720 | 30 | 2,800 | 40 | 袋 | 500 | 袋 | 4,020 食 | | 390 | 39 | 枚 | 40 | 200 | 40 | 回 | 箱 | 台 | 箱 | 張 | 箱 | | | | | | | | | |
| 4 | 常陸大宮保健所 | 840 | 35 | 1,260 | 18 | 袋 | 袋 | | 2,100 食 | | 200 | 20 | 枚 | 20 | 100 | 20 | 回 | 箱 | 台 | 箱 | 張 | 箱 | | | | | | | | | |
| 5 | 県庁舎防災倉庫 | 1,104 | 46 | 3,710 | 53 | 袋 | 袋 | | 4,814 食 | | 600 | 60 | 枚 | 12 | 60 | 12 | 1,100 | 11 | 台 | 箱 | 5 | 5 | | | | | | | | | |
| 6 | 三の丸庁舎 | 360 | 15 | 1,750 | 25 | 袋 | 袋 | | 2,110 食 | | | | 枚 | 100 | 20 | 2,000 | 20 | 10 | 2 | 5 | 5 | | | | | | | | | | |
| 7 | 土浦合同庁舎 | 840 | 35 | 2,240 | 32 | 袋 | 袋 | | 3,080 食 | | 420 | 42 | 枚 | 20 | 100 | 20 | 回 | 箱 | 台 | 箱 | 張 | 箱 | | | | | | | | | |
| 8 | 県南総合防災センター | 1,104 | 46 | 7,000 | 100 | 袋 | 1,000 | 袋 | 9,104 食 | | 500 | 50 | 枚 | 120 | 600 | 120 | 3,800 | 38 | 20 | 4 | 10 | 10 | | | | | | | | | |
| 9 | 鉾田合同庁舎 | 672 | 28 | 2,240 | 32 | 袋 | 袋 | | 2,912 食 | | 700 | 70 | 枚 | 20 | 100 | 20 | 回 | 箱 | 台 | 箱 | 張 | 箱 | | | | | | | | | |
| 10 | 潮来保健所 | 552 | 23 | 2,240 | 32 | 袋 | 袋 | | 2,792 食 | | 270 | 27 | 枚 | 20 | 100 | 20 | 2,000 | 20 | 10 | 2 | 5 | 5 | | | | | | | | | |
| 11 | 県西部地区防災活動拠点 | 14,856 | 619 | 55,300 | 790 | 340 | 11,500 | 袋 | 2,400 食 | 84,396 食 | 7,644 | 0 | 8,297 | 枚 | 83 | 2,025 | 枚 | 405 | 箱 | 22,300 | 回 | 129 | 箱 | 220 | 台 | 28 | 箱 | 30 | 張 | 30 | 箱 |
| 12 | 常総保健所 | 72 | 3 | 袋 | 箱 | 袋 | 袋 | | 72 食 | | 40 | 4 | 枚 | 15 | 3 | 回 | 箱 | 台 | 箱 | 張 | 箱 | | | | | | | | | | |
| 13 | 境合同庁舎 | 672 | 28 | 2,240 | 32 | 袋 | 袋 | | 2,912 食 | | 440 | 44 | 枚 | 100 | 20 | 回 | 箱 | 台 | 箱 | 張 | 箱 | | | | | | | | | | |
| | 合計 | 22,776 | 949 | 84,420 | 1,206 | 340 | 13,000 | 袋 | 2,400 食 | 122,936 食 | 7,644 | 0 | 12,177 | 枚 | 471 | 3,600 | 枚 | 720 | 箱 | 33,200 | 回 | 238 | 箱 | 270 | 台 | 38 | 箱 | 60 | 張 | 60 | 箱 |

(出典：県保健福祉部調査)

13-2 応急仮設住宅建設予定場所

| 番号 | 名 称 | 所 在 地 | 電話番号 | 面 積 (㎡) | |
|----|------------------|----------|--------------|---------|--------|
| | | | | 屋内部分 | 屋外部分 |
| 1 | 石塚小学校 | 石塚2497 | 029-288-2026 | 1,466 | 15,953 |
| 2 | 旧小松小学校 | 上入野2910 | 029-288-3106 | 1,096 | 6,277 |
| 3 | 常北小学校 | 上青山411 | 029-288-2027 | 581 | 11,110 |
| 4 | 旧古内小学校 | 下古内405 | 029-288-3108 | 487 | 4,757 |
| 5 | 常北中学校 | 下青山10 | 029-288-2025 | 1,136 | 20,513 |
| 6 | 茨城県立水戸桜ノ牧高等学校常北校 | 春園1634 | 029-288-2028 | 1,002 | 21,613 |
| 7 | 常北公民館 | 下青山1-1 | 029-288-5575 | 2,364 | 24,600 |
| 8 | コミュニティセンター城里 | 石塚1428-1 | 029-288-6100 | 2,537 | 13,158 |
| 9 | 桂小学校 | 孫根291 | 029-289-2655 | 420 | 10,709 |
| 10 | 沢山小学校 | 下阿野沢156 | 029-289-2004 | 432 | 5,806 |
| 11 | 桂中学校 | 阿波山799 | 029-289-2052 | 787 | 7,398 |
| 12 | 七会小学校校庭 | 塩子2682 | | | 6,500 |
| 13 | 旧七会西小学校校庭 | 徳蔵891 | 0296-88-3010 | | 4,360 |
| 14 | 七会町民センター | 小勝2268-3 | 0296-88-3205 | 1,640 | 15,000 |
| 15 | 塩子運動広場 | 塩子3696外 | | | 12,990 |
| 16 | 下赤沢運動広場 | 下赤沢613-1 | | | 10,000 |

※面積は、学校の屋内部分は体育館。公民館等の場合は施設面積を指す。屋外は運動場・校庭面積。

14 災害救助に関する資料

14-1 茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表

| 救助の種類 | 対 象 | 費用の限度額 | 期 間 | 備 考 |
|-----------------|---|--|---|--|
| 避難所の設置 | 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。 | (基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 310円 (加算額) 冬 季 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等に供与する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。 | 災害発生の日から7日以内 (但し内閣総理大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり) | 1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難にあたっての輸送費は別途計上 3 福祉避難所を設置した場合、当該地域の実費加算 |
| 応急仮設住宅の供与 | 住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者 | 1 規格1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額1戸当たり2,530,000円以内 3 同一敷地内等におおむね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる) | 災害発生の日から20日以内に着工 | 1 基準面積は平均1戸当たり29.7㎡、2,530,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等数人以上に供与する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。 |
| 炊き出しその他による食品の給与 | 1 避難所に避難している者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者 | 1 1人1日当たり 1,040円以内 | 災害発生の日から7日以内 (但し内閣総理大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり) | 食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日) |
| 飲料水の供給 | 現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。) | 当該地域における通常の実費 | 災害発生の日から7日以内 (但し内閣総理大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり) | 輸送費、人件費は別途計上 |

| 救助の種類 | 対 象 | 費用の限度額 | 期 間 | 備 考 | | | | | |
|---------------------|---|---|--|--|--------|--------|--------|---------------|--------|
| 被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与 | 全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者 | 1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内 | 災害発生の日から10日以内 〔但し内閣総理大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり〕 | 1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること | | | | | |
| | | 区 分 | 1人世帯 | 2人世帯 | 3人世帯 | 4人世帯 | 5人世帯 | 6人以上1人増すごとに加算 | |
| | | 全壊 | 夏 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | | 全壊 | 冬 | 17,800 | 22,900 | 33,700 | 40,400 | 51,200 | 7,500 |
| | | 流失 | 冬 | 29,400 | 34,100 | 53,100 | 62,100 | 78,100 | 10,700 |
| 半壊 | 夏 | 5,800 | 7,800 | 11,700 | 14,200 | 18,000 | 2,500 | | |
| 半壊 | 冬 | 9,400 | 12,300 | 17,400 | 20,600 | 26,100 | 3,400 | | |
| 医 療 | 医療の途を失った者（応急的処置） | 1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内 | 災害発生の日から14日以内 〔但し内閣総理大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり〕 | 患者等の移送費は別途計上 | | | | | |
| 助 産 | 災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者） | 1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額 | 分べんした日から7日以内 〔但し内閣総理大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり〕 | 妊婦等の移送費は別途計上 | | | | | |
| 被災者の救出 | 1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者 | 当該地域における通常の実費 | 災害発生の日から3日以内 〔但し内閣総理大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり〕 | 1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は別途計上 | | | | | |
| 災害にかかった住宅の応急処理 | 1 住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者 | 居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当たり 547,000円以内 | 災害発生の日から1カ月以内 | | | | | | |

| 救助の種類 | 対 象 | 費用の限度額 | 期 間 | 備 考 |
|--------|---|--|--|---|
| 学用品の給与 | 住家の全壊(焼), 流失, 半壊(焼)又は床浸水により学用品を喪失又は毀損し, 就学上支障のある小学校児童, 中学校生徒及び高等学校等生徒 | 1 教科書及び教科書以外の教材で, 教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材, 又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は, 1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,100円 中学校生徒 4,400円 高等学校等生徒 4,800円 | 災害発生の日から (教科書) 1カ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内 | 1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じ支給する。 |
| 埋 葬 | 災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給 | 1 体当たり 大人(12歳以上) 206,000円以内 小人(12歳未満) 164,800円以内 | 災害発生の日から10日以内 | 災害発生の日以前に死亡したのものであっても対象となる。 |
| 死体の捜索 | 行方不明の状態にあり, かつ, 周囲の事情によりすでに死亡していると推定されている者 | 当該地域における通常の実費 | 災害発生の日から10日以内 (但し内閣総理大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり) | 1 輸送費, 人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは, 一応死亡した者と推定している。 |
| 死体の処理 | 災害の際死亡した者について, 死体に関する処理(埋葬を除く)をする。 | (洗浄, 消毒, 縫合等) 1 体当たり 3,400円以内 (一時保存) (既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,200円以内) (検索) 救護班以外は慣行料金 | 災害発生の日から10日以内 | 1 検索は原則として救護班 2 輸送費, 人件費は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイス購入費等が必要な場合は, 当該地域における通常の実費を加算できる。 |
| 障害物の除去 | 居室, 炊事場, 玄関等に障害物が運びこまれているため, 生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者 | 1 世帯当たり 133,900円 | 災害発生の日から10日以内 (但し内閣総理大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり) | |

| 救助の種類 | 対 象 | 費用の限度額 | 期 間 | 備 考 |
|---------------|--|--|-----------------|---------------------|
| 輸送費及び賃金職員等雇上費 | 1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理 配分 | 当該地域における通常の実費 | 救助の実施が認められる期間以内 | |
| | 範 囲 | 費用の限度額 | 期 間 | 備 考 |
| 実 費 弁 償 | 災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者 | 1人1日当たり 医師、歯科医師 23,300円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技師及び歯科衛生士 16,200円以内 保健師、助産師及び看護師及び准看護師 16,600円以内 救急救命士 16,300円以内 土木技術、建築技術者 17,100円以内 大工 17,100円以内 左官 17,800円以内 トビ職 17,400円以内 | 救助の実施が認められる期間以内 | 時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額 |

14-2 被害の判定基準

| 被害区分 | | 判定基準等 |
|-------|--------------|---|
| 人の被害 | 死者 | 当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者。 |
| | 行方不明 | 当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。 |
| | 負傷者 | 当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者。 (重傷) 1カ月以上の治療を要する見込みの者。 (軽傷) 1カ月未満で治療できる見込みの者。 |
| 住家の被害 | 住家 | 現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかを問わない。 |
| | 棟 | 一つの建築物をいう。主屋より延べ面積の小さい建築物(同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場)が付着している場合は同一棟とみなす。また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは切半して、それぞれを主家の付属建物とみなす。 |
| | 世帯 | 生計を一にしている実際の生活単位をいう。(同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば当然2世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎等を1世帯として取扱う。) |
| | 全壊 | 住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもので、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のもとする。 |
| | 半壊 | 住家の損壊が甚しいが、補修すればもとどおりに使用できるもので、具体的には損壊部分はその住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその主家の時価の20%以上50%未満のものとする。 |
| | 一部破損 | 全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。 |
| | 床上浸水 | 住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができないものとする。 |
| | 床下浸水 | 床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。 |
| | 非住家の被害 | 非住家 |
| 公共建物 | | 役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。 |
| その他 | | 公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。 |
| その他 | 田の流失・埋没 | 田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。 |
| | 田の冠水 | 稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。 |
| | 畑の流出・埋没、畑の冠水 | 田の例に準じて取り扱うものとする。 |

| 被害区分 | | 判定基準等 |
|------------|--|---|
| その他 | 文教施設 | 小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。 |
| | 道路 | 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。 |
| | 橋梁 | 道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。 |
| | 河川 | 河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止その他施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。 |
| | がけくずれ | 自然がけ及び宅地造成に伴う人造がけの崩落、崩壊等により人及び建物に被害を及ぼし又は道路、交通等に支障を及ぼしたものをいう。ただし、被害を与えなくても、その崩落、崩壊が50立方mを超えられるものとする。 |
| | 清掃施設 | ごみ処理及びし尿処理施設とする。 |
| | 鉄道不通 | 電車等の運行が不能となった程度の被害とする。 |
| | 電話 | 災害により通話不能となった電話の回線数とする。 |
| | 電気 | 災害により停電した戸数の最も多い時点における戸数とする。 |
| | 水道 | 上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。 |
| | ガス | 一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。 |
| | ブロック塀 | 倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。 |
| 火災発生 | 火災発生件数については地震又は火山の噴火の場合のみとする。 | |
| り災者世帯 | 災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 | |
| り災者 | り災世帯の構成員とする。 | |
| 公立文教施設 | 公共の文教施設をいう。 | |
| 農林水産業施設 | 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、共同利用施設とする。 | |
| その他の公共施設 | 公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。 | |
| 公共施設被害市町村数 | 公立文教施設、農林水産業施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。 | |
| その他 | 農産被害 | 農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。 |
| | 林産被害 | 農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。 |
| | 畜産被害 | 農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。 |
| | 水産被害 | 農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚具、漁船等の被害とする。 |
| | 商工被害 | 建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。 |

被害の程度及び応急対策状況（経過）要請事項等の記載の主たるものを例示すると、次のとおりである。

- ・ 人、住家の被害状況及びこれに対する災害救助活動状況
- ・ 避難の状況
- ・ 主要河川、海岸、ため池、砂防施設、港湾等の被害状況及びこれに対する応急対策状況、復旧見込
- ・ 主要道路、交通機関の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込み
- ・ 学校・病院・庁舎等重要公共施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況
- ・ 電力、ガス、水道、通信施設等公益事業施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・ 農林水産業施設、農林水産物の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・ 応援要請又は職員派遣状況

15 文教に関する資料

15-1 町指定文化財一覧

(常北地区)

| 番号 | 指定区分 | 種類 | 名称 | 所在地 | 管理者 | 指定年月日 |
|----|------|-------|---------------------|-----|------------|-------------|
| 1 | 国 | 彫刻 | 薬師如来及び両脇侍像 | 石塚 | 薬師寺 | M44. 8. 9 |
| 2 | | | 浮彫如意輪観音像 | 上入野 | 小松寺 | S44. 8. 9 |
| 3 | 県 | 史跡 | 伝内大臣平重盛墳墓 | 上入野 | 小松寺 | S 6. 12. 3 |
| 4 | | | 那珂西城跡 | 那珂西 | 宝幢院 | S 9. 12. 8 |
| 5 | 町 | 建造物 | 唐門 | 上入野 | 小松寺 | S47. 12. 27 |
| 6 | | | 観音堂 | 上入野 | 小松寺 | S50. 3. 3 |
| 7 | | 絵画 | 両界曼荼羅 | 那珂西 | 宝幢院 | S57. 7. 24 |
| 8 | | 彫刻 | 十一面観音立像 (鉦彫り観音像) | 上入野 | 小松寺 | S47. 12. 27 |
| 9 | | | 十二神将軍 | 石塚 | 薬師寺 | S47. 12. 27 |
| 10 | | | 神像(木像) | 小坂 | 小坂神社 | S57. 11. 19 |
| 11 | | 工芸品 | 刀剣(市毛徳鄰作) | 増井 | 個人 | S50. 3. 3 |
| 12 | | | 香象 | 那珂西 | 宝幢院 | S57. 7. 24 |
| 13 | | 史跡 | 宝篋印塔 | 下古内 | 清音寺 | S47. 12. 27 |
| 14 | | 無形文化財 | 古内大杉ばやし | 下古内 | 古内大杉ばやし保存会 | S62. 4. 28 |
| 15 | | 天然記念物 | スダジイ | 石塚 | 城里町 | H7. 2. 11 |
| 16 | | | エンジュ | 上入野 | 小松寺 | H7. 2. 11 |
| 17 | | | モミジ | 上入野 | 個人 | H7. 2. 11 |
| 18 | | 彫刻 | 木造大日如来坐像 | 那珂西 | 宝幢院 | H16. 5. 7 |
| 19 | | | 木造降三世明王像 | 那珂西 | 宝幢院 | H16. 5. 7 |
| 20 | | | 絹本着色両界曼荼羅図 | 那珂西 | 宝幢院 | H16. 5. 7 |
| 21 | | | 木造地藏菩薩半跏像 | 春園 | 春園地区 | H16. 5. 7 |

(桂地区)

| 番号 | 指定区分 | 種類 | 名称 | 所在地 | 管理者 | 指定年月日 |
|----|------|-------|------------------------|------|--------|------------|
| 1 | 県 | 無形文化財 | 栗野春慶塗 | 栗 | 稲川武男 | H1. 1. 25 |
| 2 | 町 | 史跡 | 大山城跡 | 阿波山 | 個人 | S48. 1. 20 |
| 3 | | | 孫根城跡 | 孫根 | 個人 | S48. 1. 20 |
| 4 | | | 下坏館跡 (別称 檜山) | 下坏 | 個人 | S48. 1. 20 |
| 5 | | | 平治館跡 | 北方 | 個人 | S48. 1. 20 |
| 6 | | 史跡 | 頓 (徳) 化原古墳 | 北方 | 城里町 | S48. 1. 20 |
| 7 | | 彫刻 | 悪路王面形彫刻 | 高久 | 鹿島神社 | S48. 1. 20 |
| 8 | | 史跡 | 毘沙門塚古墳群 | 高根 | 個人 | S48. 1. 20 |
| 9 | | | 高久館跡 | 高久 | 個人 | S48. 1. 20 |
| 10 | | 書跡 | 大山義勝載書 | 高根 | 大山寺 | S48. 1. 20 |
| 11 | | 工芸品 | 刀剣 (常州水戸坂東太郎鎧正入道卜伝) | 栗 | 個人 | S49. 4. 20 |
| 12 | | | 刀剣 (常州笠間住正次) | 栗 | 個人 | S49. 4. 20 |
| 13 | | 彫刻 | 鹿島神社本殿彫刻 | 高久 | 鹿島神社 | S49. 4. 20 |
| 14 | | 書跡 | 黒沢止幾の東海道五十三次の歌 | 錫高野 | 個人 | S49. 4. 20 |
| 15 | | 史跡 | 赤沢江跡 | 下阿野沢 | 城里町 | S49. 4. 20 |
| 16 | | | 万歳藤 | 上坏 | 個人 | S49. 4. 20 |
| 17 | | 彫刻 | 壁面観音像 | 孫根 | 観世音自治会 | S49. 4. 20 |
| 18 | | 天然記念物 | 藤の群生 | 岩船 | 石船神社 | S49. 4. 20 |
| 19 | | 書跡 | 吉宗公御朱印状 | 高根 | 大山寺 | S55. 2. 23 |
| 20 | | 建造物 | 高根山大山寺山門 | 高根 | 大山寺 | S57. 11. 4 |
| | | 史跡 | 黒澤止幾生家 | 錫高野 | 城里町 | H27. 3. 30 |
| 21 | | 無形文化財 | 桂雛 | 阿波山 | 小佐畑孝雄 | H28. 3. 1 |

(七会地区)

| 番号 | 指定 区分 | 種類 | 名 称 | 所在地 | 管理者 | 指定年月日 |
|----|----------|-------|-------------------|-----|----------------|--------------|
| 1 | 県 | 彫刻 | 木造弘法大師像 | 徳蔵 | 徳蔵寺 | S 37. 2. 26 |
| 2 | | | 両界曼荼羅版木 | 徳蔵 | 徳蔵寺 | S 37. 2. 26 |
| 3 | | 工芸品 | 札盤 | 徳蔵 | 徳蔵寺 | S 37. 2. 26 |
| 4 | | 彫刻 | 鑄造十一面千手観音菩薩像 | 塩子 | 仏国寺 | S 42. 11. 24 |
| 5 | | 工芸品 | 銅鐘 | 塩子 | 仏国寺 | S 42. 3. 30 |
| 6 | 町 | 史跡・名勝 | 仏国寺 奥の院 | 塩子 | 仏国寺 | S 58. 3. 31 |
| 7 | | 民俗資料 | 徳蔵寺の駕籠 | 徳蔵 | 徳蔵寺 | S 58. 3. 31 |
| 8 | | 史跡 | 伊藤益荒・ 伊藤斎宮自刃の碑 | 小勝 | 押寄木自治会 | S 58. 3. 31 |
| 9 | | 建造物 | 徳蔵寺大師堂 | 徳蔵 | 徳蔵寺 | H 1. 3. 15 |
| 10 | | 天然記念物 | 小勝のカヤ | 小勝 | 民間 | H 1. 3. 15 |
| 11 | | 演劇 | 八木節源太おどり | 下赤沢 | 下赤沢民俗芸能 保存会 | H10. 4. 23 |
| 12 | | 彫刻 | 木造聖観音菩薩立像 | 大網 | 個人 | H15. 5. 2 |

15-2 埋藏文化財一覽

| 番号 | 名 称 | 所 在 地 | 備 考 |
|----|---------------|---------------|-------|
| 1 | 那珂西遺跡 | 那珂西字東原1700外 | |
| 2 | 石塚古墳群 | 石塚1428-5外 | |
| 3 | 石塚城跡 | 石塚2558-1外 | |
| 4 | 片根山遺跡 (旧片山遺跡) | 石塚字寺沢37-42 | |
| 5 | 上青山古墳群 | 上青山若宮224-1外 | |
| 6 | 増井古墳 | 増井字西ノ内944外 | |
| 7 | 那珂西城跡 | 那珂西字台海道東1965外 | 県指定史跡 |
| 8 | 伝内大臣平重盛墳墓 | 上入野字白雲山3913 | 県指定史跡 |
| 9 | 外ノ内・天神遺跡 | 那珂西3997外 | |
| 10 | 仲野田遺跡 | 春園字菅田328-3外 | |
| 11 | 大木通遺跡 | 下古内字大木通1999外 | |
| 12 | 風準前遺跡 | 石塚字風隼前1096-1外 | |
| 13 | 関根遺跡 | 上入野字水内5616外 | |
| 14 | 上入野遺跡 | 上入野字表前889-1外 | |
| 15 | 中妻遺跡 | 那珂西字中妻1277外 | |
| 16 | 北米遺跡 | 石塚字北米223外 | |
| 17 | 小坂宮方遺跡 | 小坂字大同寺1043外 | |
| 18 | 春園古墳群 | 春園字長嶺1666外 | |
| 19 | 増井本郷遺跡 | 増井字西ノ内1019外 | |
| 20 | 向原遺跡 (旧勝見沢) | 上青山字向原1293外 | |
| 21 | 青木遺跡 | 上入野字河波河内735外 | |
| 22 | 仲郷遺跡 | 上入野字北馬場2191外 | |
| 23 | 後側遺跡 | 上入野字宿脇215外 | |
| 24 | 前側遺跡 | 上入野字仲内2471-2外 | |
| 25 | 赤羽根遺跡 | 那珂西字赤羽根2413外 | |
| 26 | 後原遺跡 | 上入野字後原4056外 | |
| 27 | 関根東遺跡 | 上入野字関根東3227外 | |
| 28 | 稻荷後遺跡 | 春園字稻荷後351外 | |
| 29 | 八幡館跡 | 春園字仲野田401外 | |
| 30 | 堂ノ前遺跡 | 春園字堂ノ前1183外 | |
| 31 | 栗柄内遺跡 | 春園字栗柄内1303外 | |
| 32 | 穴城遺跡 | 下古内字穴城2132外 | |
| 33 | 大平遺跡 | 下古内字大平1835外 | |
| 34 | 朝柄遺跡 | 下古内字朝柄1918外 | |
| 35 | 小畔遺跡 | 上古内字小畔969-1外 | |
| 36 | 西原遺跡 | 那珂西字西原2201外 | |
| 37 | 鹿ノ畑遺跡 | 勝見沢字鹿ノ畑586外 | |

| 番号 | 名 称 | 所 在 地 | 備 考 |
|----|----------|-----------------|-------|
| 38 | 旧宝幢院跡 | 那珂西字赤羽根2312外 | |
| 39 | 中道遺跡 | 増井字中道2801外 | |
| 40 | 作内館跡 | 那珂西字作内2704-1 | |
| 41 | 勝見沢館跡 | 勝見沢字小屋場谷津352-1外 | |
| 42 | 越後館跡 | 小坂字越後475 | |
| 43 | 鹿島前遺跡 | 上入野字鹿島前3684外 | |
| 44 | 南行A遺跡 | 石塚字南行2357外 | |
| 45 | 南行B遺跡 | 石塚字南行2381外 | |
| 46 | 南行C遺跡 | 石塚字南行2415-2外 | |
| 47 | 西大堀遺跡 | 那珂西字西大堀2607外 | |
| 48 | 荒神遺跡 | 石塚字荒神1935外 | |
| 49 | 富士山遺跡 | 石塚字富士山1322-4外 | |
| 50 | 吹上遺跡 | 那珂西字吹上1155外 | |
| 51 | 吹上古墓 | 那珂西字吹上1124-1 | |
| 52 | 中妻台遺跡 | 那珂西字中妻台1354-1 | |
| 53 | 中妻南遺跡 | 那珂西字中妻1250外 | |
| 54 | 宝篋印塔 | 下古内1130-4 | 町指定史跡 |
| 55 | 勝見沢経塚 | 勝見沢字鎌倉坂296 | |
| 56 | 龍崖城跡 | 上入野字滝ヶ谷3541-6外 | |
| 57 | 藤前遺跡 | 石塚2584-3外 | |
| 58 | 並松遺跡 | 石塚1629-2外 | |
| 59 | 上坏遺跡 | 上坏字久保248-1外 | |
| 60 | 孫根遺跡 | 孫根字谷津平98外 | |
| 61 | 東塙遺跡 | 高根字東塙442外 | |
| 62 | 孫根古墳群 | 孫根字鷹ノ巣1620外 | |
| 63 | 高根古墳群 | 高根字東塙425外 | |
| 64 | 毘沙門塚古墳群 | 高根字原318-1外 | 町指定史跡 |
| 65 | 頓（徳）化原古墳 | 北方字徳化1478-1 | 町指定史跡 |
| 66 | 滝の上古墳群 | 北方字滝の上448-1外 | |
| 67 | 大山城跡 | 阿波山字古城2274-1外 | 町指定史跡 |
| 68 | 太子堂遺跡 | 阿波山字太子堂588-1 | |
| 69 | 高久館跡 | 高久字館437-2外 | 町指定史跡 |
| 70 | 反川遺跡 | 上阿野沢字反川789-1外 | |
| 71 | 堀之内遺跡 | 上阿野沢字堀之内569-1外 | |
| 72 | 休塚 | 北方字休塚2305 | |
| 73 | 高久崎古墳群 | 北方字高久崎1054外 | |
| 74 | 下坏館跡（檜山） | 下坏字堀之内1594-2外 | 町指定史跡 |
| 75 | 平治館跡 | 北方字這坂前581-2外 | 町指定史跡 |
| 76 | 孫根城跡 | 孫根字御城912外 | 町指定史跡 |

| 番号 | 名 称 | 所 在 地 | 備 考 |
|-----|---------|------------------|-------|
| 77 | 赤沢江跡 | 下阿野沢字小瀬前573外 | 町指定史跡 |
| 78 | 御前山城跡 | 御前山字皇都御前山国有林30林班 | |
| 79 | 中村・矢倉遺跡 | 北方字中村3102外 | |
| 80 | 屋比合遺跡 | 高久字屋比合332-1外 | |
| 81 | 錫高野遺跡 | 錫高野字榎内738-1外 | |
| 82 | 平沢古墳 | 孫根字平沢1232-1 | |
| 83 | 根本内遺跡 | 下阿野沢字根本内447外 | |
| 84 | 塙遺跡 | 塩子字塙2686外 | |
| 85 | 二反田城跡 | 小勝字二反田1831 | |
| 86 | 荻原屋敷遺跡 | 徳蔵字岩の入229外 | |
| 87 | 北ノ根遺跡 | 小勝字大藤1731 | |
| 88 | 中郷遺跡 | 小勝字中郷603外 | |
| 89 | 四方とや城跡 | 小勝字高田1970外 | |
| 90 | 戸倉館跡 | 徳蔵字西沢831外 | |
| 91 | 山の田遺跡 | 徳蔵字崩橋1159-2 | |
| 92 | 塙・北遺跡 | 塩子字塙2750-1外 | |
| 93 | 平遺跡 | 塩子字平2398外 | |
| 94 | 岡台遺跡 | 小勝字岡台1380-2 | |
| 95 | 丸掛遺跡 | 小勝字二反田2139外 | |
| 96 | 向畑遺跡 | 小勝字押寄木2216外 | |
| 97 | 原山遺跡 | 徳蔵字三十房323-4外 | |
| 98 | 松葉遺跡 | 徳蔵字松葉643-1外 | |
| 99 | 弓手台遺跡 | 下赤沢字弓手台626 | |
| 100 | 堂地原遺跡 | 上赤沢字堂地208-1外 | |
| 101 | 滝原遺跡 | 上赤沢字滝原19-5外 | |

16 地震に関する資料

16-1 気象庁震度階級関連解説表

震度階級と参考事項

| 計測震度 | 震度階級 | 人間 | 屋内の状況 | 屋外の状況 | 木造建物 | 鉄筋コンクリート造建物 | ライフライン | 地盤・斜面 |
|------|------|--|--|--|---|---|--|--|
| 0.5 | 0 | 人は揺れを感じない。 | | | | | | |
| | 1 | 屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。 | | | | | | |
| 1.5 | 2 | 屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が、目を覚ます。 | 電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。 | | | | | |
| | 3 | 屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。 | 棚にある食器類が、音を立てることがある。 | 電線が少し揺れる。 | | | | |
| 3.5 | 4 | かなりの恐怖感があり、一部の人は、身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。 | つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。 | 電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。 | | | | |
| | 5弱 | 多くの人が、身の安全を図ろうとする。一部の人は、行動に支障を感じる。 | つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。 | 窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。補強されていないブロック塀が崩れることがある。道路に被害が生じることがある。 | 耐震性の低い住宅では、壁や柱が破損するものがある。 | 耐震性の低い建物では、壁などに亀裂が生じるものがある。 | 安全装置が作動し、ガスが遮断される家庭がある。まれに水道管の被害が発生し、断水することがある。〔停電する家庭もある。〕 | 軟弱な地盤で、亀裂が生じることがある。山地で落石、小さな崩壊が生じることがある。 |
| 5.0 | 5強 | 非常に恐怖を感じる。多くの人が、行動に支障を感じる。 | 棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることがある。一部の戸が外れる。 | 補強されていないブロック塀の多くが崩れる。掘付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。多くの墓石が倒れる。自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。 | 耐震性の低い住宅では、壁や柱がかなり破損したり、傾くものがある。 | 耐震性の低い建物では、壁、梁（はり）、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。耐震性の高い建物でも、壁などに亀裂が生じるものがある。 | 家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生することがある。〔一部の地域でガス、水道の供給が停止することがある。〕 | |
| 5.5 | 6弱 | 立っていることが困難になる。 | 固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。 | かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。 | 耐震性の低い住宅では、倒壊するものがある。耐震性の高い住宅でも、壁や柱が破損するものがある。 | 耐震性の低い建物では、壁や柱が破壊するものがある。耐震性の高い建物でも壁、梁（はり）、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。 | 家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生する。〔一部の地域でガス、水道の供給が停止し、停電することもある。〕 | 地割れや山崩れなどが発生することがある。 |
| 6.0 | 6強 | 立っていることができず、はわないと動くことができない。 | 固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸が外れて飛ぶことがある。 | 多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。 | 耐震性の低い住宅では、倒壊するものが多い。耐震性の高い住宅でも、壁や柱がかなり破損するものがある。 | 耐震性の低い建物では、倒壊するものがある。耐震性の高い建物でも、壁や柱が破壊するものがある。 | ガスを地域に送るための導管、水道の配水施設に被害が発生することがある。〔一部の地域で停電する。広い地域でガス、水道の供給が停止することがある。〕 | |
| 6.5 | 7 | 揺れにほんろうされ、自分の意志で行動できない。 | ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。 | ほとんどの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているブロック塀も破損するものがある。 | 耐震性の高い住宅でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。 | 耐震性の高い建物でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。 | 〔広い地域で電気、ガス、水道の供給が停止する。〕 | 大きな地割れ、地すべりや山崩れが発生し、地形が変わることもある。 |